

第六十八回 参議院地方行政委員会會議録第二十四号

昭和四十七年六月十二日(月曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

六月九日

片山 正英君

補欠選任
橋 直治君

六月十二日

橋 直治君

補欠選任
片山 正英君

稲嶺 一郎君

古賀雷四郎君

安井 謙君

金井 元彦君

鍋島 直紹君

佐藤 隆君

原文兵衛君

内藤三郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

玉置 猛夫君

寺本 広作君

増田 盛君

占部 秀男君

河田 賢治君

委員

片山 正英君

金井 元彦君

古賀雷四郎君

佐藤 隆君

塩見 俊二君

柴立 芳文君

高橋 邦雄君

内藤三郎君

神沢 浄君

小谷 守君

杉原 一雄君

國務大臣

自治大臣

國務大臣

政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

警察庁長官官房長

警察庁刑事局長

自治大臣官房長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

本日の會議に付した案件

○昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方制度調査会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○警備法案(内閣提出、衆議院送付)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る九月、片山正英君が委員を辞任され、その補欠として橋直治君が選任されました。

○委員長(玉置猛夫君) 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び地方制度調査会設置法の一部を改正する法律案、二案を一括議題とし、順次政府から趣旨説明を聴取いたします。渡海自治大臣。

○國務大臣(渡海元三郎君) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由と其の概要を御説明申し上げます。

政府は、恩給の年額の増額をはかるため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員にかかる年金の額の改定措置に準じて改

定する必要があると見做す。このほか公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額の引き上げ、年金制度施行前の職員としての在職期間で法の施行の日引き続いていない期間の組合員期間への通算等の措置を講ずる必要があると見做す。これがこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、恩給の年額の増額の措置に準じ、地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法の規定による退職年金等についてもその年金額を増額することとしております。すなわち、昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等の額を昭和四十七年十月分以降一〇・一%増額するとともに、年金改定の方法につきましてもその簡素化をはかることとしております。

第二は、恩給制度の改正に伴い、地方公務員等共済組合法の規定により支給する公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

第三は、日本赤十字社の救護員としての在職期間を組合員期間に通算する場合は、救護員として在職する前に退職年金が生じていないこと及び通算される在職期間は最短期間を限度とする制限が付されておりますが、この制限を撤廃することとしております。

第四は、地方公務員の年金制度施行前に職員として在職した期間で法の施行日に引き続いていない期間は、年金の額の算定の基礎期間とせず、年金権を発生させるためのいわゆる資格期間として取り扱っておりましたが、この取り扱いを改め、一定の要件を満たすものについては、年金の額の算定の基礎となる職員期間として組合員期間に通算することとしております。

第五は、地方議會議員共済組合が支給する退職年金等についても、地方公務員の退職年金等と同様

に、給付の制限及び差し押え禁止等の措置を講ずることとしております。

第六は、地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等について、その年金額を地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年金額の引き上げ措置に準じて引き上げることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方制度調査会設置法の一部を改正する法律案について、提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

地方制度調査会は、昭和二十七年に内閣総理大臣の諮問機関として設置されて以来、地方制度の改革について数々の貴重な答申を行ない、その内容は地方行政の各般の面において現に生かされてきたところであります。しかしながら、激動する社会経済状況の中にあつて、地方公共団体がその行政需要の変化に有効に対処していくための各種の方策について、逐次根本的に御検討いただくためには、委員の任期が現在の一年という短期間では、十分審議を尽くせないということがあります。そこで、この法律案は、委員の任期を二年に延長しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(玉置猛夫君) 両案に対する審査は後刻に譲ります。

○委員長(玉置猛夫君) 警備業法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○神沢清君 最初に、審議の参考として、警察当局が把握をしておる全国の警備業の実態、業者数

それから就業警備員数、そのうち大規模業者、これは数例でよろしいですが、ちよつと説明を伺いたい。

○政府委員(本庄務君) 全国の警備業者たくさんございますが、そのうち大規模といふのは、特に大きいのが二つございまして、御案内と思いますが、綜合警備保障株式会社、日本警備保障株式会社でございます。これにつきましては実はまだ正確なガードマンの数その他、これは政府の調査権ございせんので一応会社側の協力を求めているという聞いておるわけでございまして、大体両方とも五千人程度というふうになっております。会社のほうでは、いわゆる臨時の者がおりますのでかなりシーズンによりまして増減があるようございまして、大体私たちは五千人くらいではなからうかと考えております。歴史的に申しまして、一番古いのが日本警備保障株式会社でございます。これは昭和三十一年、日本の警備業者のひとりといひます。それからオリビックのあと、昭和四十一年にできております。いわゆる相模という大鵬、柏戸の双壁と申します。この会社は全国的に営業所を持っております。それから警備内容も、当初出発の当時の人間だけにたよる警備だけではなくして、機械警備と申します。たとえばアラーム・システムというような装置を依頼した会社に備えつけてまして、科学的な施設によりまして効率をあげておるといふ近代的な会社でございます。特に警察的な観点からいきまして問題はないやうでございます。全般的に非常にまじめに能力をあげておるといふふうに見えておる次第でございます。警備業者全体の数が専業、兼業合わせまして約四百五十。それからガードマンの数ですが、これはレギュラーだけで三万、若干増減がございますが、三万ちよつと上回つておると思ひます。三万二千くらいだと思ひます。

○神沢清君 そこで、過去三千年くらいでよろしいですが、警備業なるものが犯したところの特徴的な犯罪または非行あるいはトラブル。端的にい

うと、この法律案の策定をしなきゃならなかったような、動機となつておるような特徴的な犯罪、数例でよろしいのですが、ちよつとお示し願ひたい。

○政府委員(本庄務君) この立法の動機といたしましては幾つかあるわけでございまして、いま先生の御質問いただきました、ガードマン自身が犯罪を犯しておるといふのも一つの立法の動機でございます。まして、当方で承知をいたしておるものだけでございますが、昭和四十三年ごろからの資料でございます。昭和四十三年全部で五十一件、五十七人、それから四十四年が四十五件、四十二名、四十五年が百十件、八十一名、四十六年六十九件、七十二名、こういうような状況になっております。その中でございまして、凶悪犯も年に数件ありますが、多いのは数といたしましては窃盗が多いのです。窃盗につきましては申し上げますと、四十三年が二十三件、十三人、四十四年が十九件、四十五年が六十二件、三十人、四十六年は二十三件、十八名でございます。あとまあ知能犯、風俗犯その他ございまして、これはもうきわめてごく微々たるものでございまして、それから交通違反、これも若干あるやうです。で、全体の傾向からいいますと、会社がふえ、あるいはガードマンの数がふえてくるに従つて漸増の傾向はあつたのでございまして、幸いにいたしまして、昨年は一昨年に比べますと、件数が百十件から六十九件に減つております。それから人員にいたしましては八十一人が七十二人に減つておりました。こういう傾向でいけば今後だんだんよくなるんではなからうかと考えておりますが、まあ勤務中の犯罪等もまだかなりあるやうでございますから必ずしも樂觀は許されなないと思ひますが、こういう状況を見まして、こういう事案を防ぐために最小限度必要な規制を行ないたいというのが今回の立法の趣旨でございます。

○神沢清君 これから順次質問も申し上げていくわけなんです、いま説明を受けましたそれぞれ

個々の強盗とか窃盗とかいう種の犯罪については、これは現行の法規でもって決して間に合わないことはないわけなんです、私がお聞きしたいと思ひますのは、特にここに警備業法なるものを制定しなければならぬ警備業者がいまの社会との関連の中でもって生きてきておる、いわばこの法案制定の背景になるような情勢といふものが、そういうふうな点でもって特徴的なものがあつたらばお伺いをいたしたいと、こう思つたわけなんです。たとえば、チソンの会社などに生じた問題とか、あるいは那珂湊などに起きた問題とか、現状におきましては対労働組合などの間のトラブルなどというものは、それこそもうあとを絶たないやうに出てきておるやうなんです、それらの状況等お聞きしたいと思つておりましたけれども、時間等の関係もありまして、これから質問を進めてまいりたつてまたそのつどお聞きしてまいりたいと、こう思ひます。

そこで、いまのお話にも出ておりましたやうに、この法案を見てみますと、法案のその目的としては、警備業についての必要な規制を行なう、それから警備業務の実施の適正化をはかつていくと、こういうことを目的としてあげておるわけなんです。ところが、この法案の実際の内容といふものに入つて見ますと、むしろ重点はそれよりも、まあ一つはこの警備業といふものの公認をすることになる、これが一点。そのこのやがて発展は、私設警察的な団体といふものの公然性を認めるやうな危険といふものを包蔵しておるのではないかと。第二には、警察の支配権力といふものの拡大が内容になつておる。それがやがて発展していきまして、何か警備業といふものが警察に対する補助的な、従属的な関係といふものが、これが生じてくることにもなりはせぬか。私はこの法律案を見て、目的に掲げてある必要な規制とか実施の適正化をはかるとかいうやうなことよりも、むしろ内容的にはいまあげましたやうな、警備業といふものを公認してしまふ、私設警察的な団体といふものをこ

ういう点と、それと警察とかかわり合いという
ような点のほうに非常に問題に考えられると思う
わけでありまして。したがって、そういう点からい
たしますと、この法律のほんとうのねらいという
ものがどこに置かれておるのかという点がある
はなはだ不明瞭なところが感じられます。したがっ
て、私はこの法案審議の最大の問題点というものは
その辺にあるのじゃないか、そんなふう
に考えておりますので、その辺を明らかにしてい
きたい考え方に基いてこれから質問をしてみたい
と、こう思うのです。

そこで、まず第二条に、この警備業というもの
の定義のごときが規定をされているわけなんです
が、私はこう考えるのですけれども、大体警備
業というのは、社会的な経済的な発展、推移に
伴いまして、労働関係の上でもって企業や団体の
管理上の警備の請負代行または個人の、おそらく
法律的には正当防衛上の問題ということになるの
でしょうけれども、正当防衛上の警備の請負業
務、こういうようなものに基いて発生をしてく
ているのではないかと、こう考えるのですけれども、
警察側の考え方はどうなんでしょうか。

○政府委員(本庄務君) 発生的には、確かに先生
のおっしゃったように、人がそれぞれ自分の身体
あるいは財産を守るといふ、いわば固有の権利と
いうようなものがあるわけでありまして、従来は
それを自力で、自分みずからがやっておった。会
社であれば、会社が守衛を雇ってやっておったと
いう状態でありましたが、いろいろ社会の発展に
つれまして、経済的な理由、その他技術的な理
由、いろいろあると思いますが、そういう理由に
よりましてこれを第三者に委託する、そして、そ
の委託されることを業務とする営業が出てきた。
したがって、守衛さんのかわりの仕事を商売
としてやるというのが発生の由来であらうかと思
います。

○神沢浄君 そこで私は、この警備業というもの
の本質というか、それはいま私の考え方というも
のについて別に御異論がなかった。そうであると

しますと、警備業というものの本質は、個人ない
しは法人、団体でも、私人としての固有の権利以
上のものであつてはならない。こういう点がこれ
はひとつ明らかでなければいかぬと思うのですけ
れども、その点はどうでしょうか。

○政府委員(本庄務君) 法律的な性格といたしま
しては、さように理解してよろしいと思います。
○神沢浄君 そこで、それを基本にして考えるこ
とにいたしますと、第二条の規定するものは、ど
うもその範囲を逸脱するようなおそれがありは
しないか、こういうことが非常に懸念をされるわけ
であります。

まあこれは一つの事例として説明を受けたいと
思うのですが、たとえば第二条の二号の場合、こ
れは「人若しくは車両の雑踏する場所又はこれら
の通行に危険のある場所における負傷等の事故の
発生を警戒し、防止する業務」と、こうなってい
るわけなんです。これは実際問題としてはどんなよ
うなことになるわけなんでしょうか。まあ私は、こ
れをやるのは、どうしたって、ある程度第三者を
拘束しなければできない点が多いんじゃないかと、
こう思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(本庄務君) 二号に該当する場合幾つ
かあると思いますが、一つ例示的に申しますと、
よく道路工事をやっておる、あるいは道路工事で
なくとも土建の建設工事がございまして、そうしま
すと、その間、そこで人夫さんがいろいろな工事
をやる、あるいは工事の資材をトラックがどんど
ん運んでくる。そういう工事現場は、大体そうい
う工事をさせる人の管理地、所有地ですか、そう
いったところで工事をすることが多いわけござい
まして、またマンションを建てるにいたしまして
も、一定の正當に所有あるいは占有しておる土地
で工事をやるわけでございます。ただ、その工事
をやる際に、一般の公道からその占有地に車が出
入りする場合は当然あるわけでございます。いまし
て、あるいはその工事に若干の危険が伴うという
ことも、これもいろいろ道具等を使っております
から、あるわけでございます。その際に、この「人

若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に
危険のある場所における負傷等の事故の発生を警
戒し、防止する業務」、いま申しましたような状
況でございますと、場合によつて人が出る
というふうなことも予想されるわけでございます。ま
して、そういう意味におきまして、一般の通行の人
間あるいは車両に対して協力を求めるという意味
で、これは危険ですからちよつと待つて下さい、
あるいは、少し向こうへ回つて下さいというお
願いをして協力を求めるということでは当然
あるわけでございます。それはその工事をやる
人のむしろ社会的、道義的なひとつの義務と言っ
ては大げさかもしれませんが、責務と考えてもむ
しろ私はいいんじゃないかと思ひます。それを、
その工事を直接やる人間がやらなくて、第三者に
委託をするというのがこの二号に該当する仕事で
あらうかと思ひます。その会社——会社というか、
工事をやっておる会社の人夫なんかよくやっ
ていける例が実際にございまして、そのこと自体は禁止す
べき事項でもないし、むしろ、やることによって
いろいろ危害防止ができることとすれば、これは当然
やっつけていい仕事ではなからうかと、かように考
えております。

○神沢浄君 御説明のとおりならそれはもう十分
理解のできることなんです。ただ、私の非常に懸
念をするのは、それはいままではそういう解釈で
なされてきているわけなんでしょうが、ここでは
きりと「人若しくは車両の雑踏する場所又はこれ
らの通行に危険のある場所における負傷等の事故
の発生を警戒し、防止する業務」と、こういうこ
とに規定をされますと、これはやはり警察が行な
うと同じようなことを、今度は法律によつてきま
つておるからということでもって、一つの権限とし
てこの解釈をして行なうようなおそれがこれは多
分にあるような気がするわけなんです。したがっ
て、そういうふうな行き過ぎを今度はチェックを
する、そういうふうな内容にどうも整つてない
と、そういうものが内容的にどうも整つてない
非常に行き過ぎのおそれがあるのではないかと、こ

ういうようなことを非常に感ずるわけです。

そこで私は、まあ例示的に伺ひたいとい
ふと思うのですが、私は山梨県ですけれども、もう
三年ほど前になりますけれども、山梨県に山梨航
空学校というものがございまして、そこでいわば教
員組合との間に争議が行なわれて、その際、学校
の管理者側がガードマンに依頼をしたわけなんです。
聞くところによると、ガードマンなるものが日本
同盟とかいう団体のまた別看板であるとかなかで、
質的にも問題があつたようでありまして。これは労
働組合との間に相当のトラブルを起しました。
それらは問題にならない、刑法上の対象になると
思うのですが、その際こういうことがあつたわけ
なんです。学校のそういう事態を非常に心配をし
て、いわばPTAが総会を持ったわけなんです。
その総会の席上に、言うならば、この第二条に規
定をされておる中では「人の身体に対する
危害の発生を、その身辺において警戒し、防止す
る業務」ということになるわけなんでしょうが、
校長の身辺にガードマンなるものが数名立ちまし
てPTA総会が行なわれた、こういうことなんです。
これはなるほど立つておつただけでもって別
に何もしなかつたようでありまして、しかし、ま
ことに異常なことでありまして、しかも、いわば
むくつけきとがが校長の周辺に立つておると
いうことになりまして、そこにかもし出される総
会の雰囲気というものはこれはまことに異常なも
のになつてしまふ。総会は正常な形でもって運営
ができなかつた。こういう事例がございまして、そ
ういふ際には、これは「人の身体に対する危害の発
生を、その身辺において警戒し、防止する業務」
に基づいてやつたということにもなりかねないの
であります。そこに参集をしておつたPTAの
会員たちが受けた精神的な心理的な圧迫というよ
うなものは、これはもうかなり大きなものがある。
結果的にはやっぱりそのために総会は正常運営が
不可能だつた。こういうことに対する、いわば、
この警備業法なるものがきまると、逆に何か
警備員側のそういう行為への根拠を与えてしまふ

ようなことになりはせぬか。私はその事例を知っておるだけに非常に懸念をするわけであります。そのことに對してこの法律との関係はどうなるんでしょうか。

○政府委員(本庄務君) いまの山梨県の実例につきまして、事例の詳細は、もし必要があればあとから担当課長から説明いたしますが、一般的な話といたしましては、個人が自分の身に危険が起る、危害を加えられるということを予想していわゆるボデーガードを雇うということ自体は、これは別に法律で禁止もされておらず、やむを得ない場合があるかと思ひます。したがって、その山梨県の場合、事前の状況からしてそういうふうな危害を加えられるおそれがあったかどうか、あるいはまた当日そういうふうな情報でも入っておったかどうか、その辺のところはよくわかりませんが、そういう危険というものを感ぜて雇うということ自体はこれは私はやむを得ない場合があるかと思ひます。しかし、そういうふうにして雇われた者がその人の身辺を守る際の守り方につきましてはやはり限度があるかと思ひます。その限度を越えてやつた場合には、場合によつて違法行為になるかもしれないし、まあ違法行為にならなくてもいわゆる不当行為になる場合もあるかと思ひます。そういう場合には、今度この警備業法ができますと、第八条で「警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」という規定がございます。そのいわゆるボデーガードのやり方の態様によりましては相手方の、まあこの場合はPTAなんですか、PTA側の権利あるいは自由を侵害し、そこまでの任意団体であるかと思ひますが、その一つの任意団体であるかと思ひますが、その正当な活動に干渉したことになるのでございまして、この法律に基づく措置の適用ができるということになるわけでございます。そういう意

味におきまして、むしろこの法律は、先生がいま御懸念になりましたような、いわゆるボデーガードが違法あるいは不当な行為をやらないようにするためにこういう規定を設けているということでございます。

それに関連いたしまして、やはり定義のところ、「人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務」ということはつきりうたつておきませんと、この第八条に該当する場合がありまして、現実にはこの法律の適用がでないということでございます。この第二条の定義は、これを法律によつて公認して特別の権限を与えるという意味ではございせん。この法律の対象になる業務、この法律は規制法規でございますから、この法律の規制を受ける業務の内容を明確にしたという意味でございます。決して御懸念のような公認とかいうものではございせん。御八条の前段のほうにも、そのことをさらに明確にするために、「この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意」せよというのを明記いたしております。その身辺のいわゆる護衛に当たる者も全く一般私人と変わらぬのだということを明確にしておるわけでございます。御理解がいただきますように御説明いたします。逆に、この二条の定義のボデーガードについて言えば、四号を削り、それから第八条を削つたと仮定いたしますと、先生の御懸念になるような事態がまさに防げなくなる。変な言い方でございますが、そういう削つた場合を想定してお考えいただきますとこの法律案の意味が御理解いただけるのではなからうかと、かように考えております。

○神沢清君 まあ私もこれを読んでみまして、いま説明がありましたように、二条におけるそういう懸念というものは八条でチェックをする、こういう関係になっておるようには認識をするわけなんです。そこで私は八条が非常に問題になるような気がするのです。これを読んでみても、そういうけれども、「警備業者及び警備員は、警備業務

を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」という規定になっております。この「正当な活動」ということはだれが判断をすることになるんですか。まあこれは警備業者、警備員ということになるのだらうと思ひますけれども、警備業者ないし警備員の現状というものを考えてみましても、そのような判断の能力というものが一般的に具備されておるかどうか、こういうような点も非常に問題のところだと思ひます。もしそれが伴っていないということになりますと、この規定などというものは全くこれは意味のないことになってしまう。その辺の見解はどうなんですか。

○政府委員(本庄務君) 法律的な意味におきまして判断、これは公安委員会でございます。もちろん、国としての究極的な判断は裁判所でございますが、行政的な判断、行政上の法的な判断と申しますか、それは公安委員会でございます。

○神沢清君 それはそれでしようけれども、問題は、その場面におきまして結局判断をしなければならぬのは、直接的には警備員であり、あるいはそれを指揮する警備業者である、こういうことになりまして、その警備員や警備業者が判断の能力に欠けていたということになりますとこれはたいへんな事態が起つて、あとからそれを公安委員会が是非を判断をしてみたとすると、これは間に合わないということにならざるを得ないわけなんです。私の懸念するのは非常にその点にかかわるものです。

そこで私は、その点を審議するために非常に好個の事例と思ひますので、目下問題になっておる大阪日日新聞社に起こつておる問題をひとつ提起をしてみたいと思ひます。最近、ガードマンと労働組合との間に生ずるトラブルというのは、これはもう枚挙にいとまがないように生じておるわけでありまして、現在も、大阪日日の場合だけで

なしに仙台市の本山製作所などにおいても、昨年来ガードマンが五十人からして何か実態的には臨時作業みたいな形になっておつて労働組合との間のトラブルが続発しておるようなことも聞いております。この際は、この大阪日日新聞社に起こつております事例をひとつあげて、それを素材にして検討いたしたい、こう思ひます。

私が調べたところによりますと、大阪日日新聞社の中でも労働争議が行なわれたわけでありまして、その際、これは四月二十五日ということになっておりますけれども、労働組合側は団体交渉を求めて、それらの要求などを表示するステッカーを四月二十五日に張つたわけでありまして、ところが、そこに東亜警備保障会社という警備業者なんです。これはなるほど登記済みの団体です。ここに書類がありますけれども、東亜警備保障株式会社がいうことで登記がされております。明らかに警備業者の資格を持てているわけですが、目的は「建物、施設等の警備の請負、前号に付帯する一切の業務」というようなことで登記をされておるんです。この東亜警備保障会社に所属するところのガードマン三名が、服装は私服だつたようだけれども、その会社のバッジを帯びておりまして、これは識別できた。これが社に入つてきて、しかも会社側と一緒に、張つたステッカー全部破いてしまつた。それだけでは済まなくて、その夜、組合側が会議をしようと思つたんですけれども、彼らがそれを妨害をしようとして、施設を貸さないと称して相当暴力的な姿勢を示しながら、労働組合員は端的にいえばみんなつまみ出されてしまつておるわけです。それから、その翌日の二十六日には朝から正午にかけて労働組合側が会議をやつておりましたところ、その会議場の中に乱入をしまつて暴行を行ないました。その結果、組合員の男性一人、女性一人がそれぞれけがをいたしまして、ここに診断書がありますけれども、それぞれ全治五日間ぐらひのけがをしておる事実があるわけです。そのときの状況を写真にとつてありまして、ここに私

が送ってもらって持っておりますが、これは明らかに胸ぐらをとってやる。これは羽が締められておるんです。こういうような暴行が、これは写真に残っておりますから明瞭ですけども、明らかに行なわれたようになっておるわけです。しかもその翌日、二十七日に及びまして、組合側は、結局こういうような事態の上から身辺の危険を感じたのかもしれないけれども、ストは解除をしまして就労をしたわけでありまして、ところが就労させないというので、会社側はロックアウトをしまして、このガードマンなるものが社側にがんばって、そして就労しようとするところの組合員をつまみ出すと同時に、ここに二葉ばかりその状況の写真がありますが、放水をしまして、火事と間違っているようなんですけれども、放水をしまして、そして就労しようとする組合員を全部追いつけているわけでありまして、こういう事実があるんですが、調べたところによりますと、大阪日日新聞の経営者は笹川平という人でして、笹川良一の弟になるんだそうですけれども、この経営者と東亜警備保障株式会社というこの業者との間には日常的な関係があるようでありまして、しかも、他の資料によりますと、この東亜警備保障株式会社というのはただ単なる警備業者だけでなく、登記しておるのには、さつき申し上げましたように建物、施設等の警備の請負だ、こういうことになってはおりますが、ところがその警備業者が行なっておりますのは、何か借金の取り立てとかあるいは手形、小切手などの不渡り問題の解決とか、そんなものを他の業務として新聞広告などもしておるようでありまして、まことに内容的に問題のある実態になっておるようでありまして、私はこの大阪日日に起こっておりますところの労働組合とそれから警備業者との間のトラブルというものをながめたときに、何といえますかこれが今日の警備業者というものすべてであるとは思いません。しかし、今日の警備業者というものは持っている性質の一部であるということは言えるのではないかと思うわけでありまして、ちょうど何か警備業者というものを

をこの事件は解剖的に診断をしてみせたような結果になっておるのではないかと。

そこから私も引き出せる問題は、ひとつのやっぱり最も懸念をするこのガードマン業なるものの本質。まず第一点としては、暴力的な体質、それから第二点といたしましては、私的警察的な立場での企業との癒着関係というふうな点、それにも一つは人入れ稼業的な本質。そういうものの上に立って、そうして企業側からいいますと、やっぱり労働問題というのには非常に重要な問題ですから、申し上げましたようなそういう体質を、これをもちまして労働組合に対するところの不当な干渉、攻撃というふうなものなすべが私はこの事件の中に明らかにされておるような気がするわけなんです。こうなつてまいりますと、私は、この警備業法なるものが必要な規制をして適正な実施ということをはかることを目的とする、それならば、そのことにこたえる内容のものでなければ意味がないような気がするわけでありまして、ですから、先ほど「団体の正当な活動」というものをだれが判断をし、だれがきめるのかという点が問題だということの指摘をいたしておるわけでありまして、したがって私には、この大阪日日問題について少し伺つてみたいと思うんです。警察のほうでも御存じであるかどうか、同時にまた警察当局として、今日、現状につきましてどのようなふうな対応をされておるか、この点を伺つておきたい。

○政府委員(本庄務君) 最初に事実関係につきましては担当の課長のほうからお答えいたします。あとまたそれに引き続きまして私からお答えしたいと思ひます。

○説明員(鈴木貞敏君) お答えいたします。

御質問の大阪日日新聞の事件でございますけれども、御質問の中にもありましたように、四十五年の中ごろ以来からこういったケースが全国各地にございまして、警察としまして、もとより労働争議というものは同盟罷業なり怠業なり、あるいは企業閉鎖といひますか作業所の閉鎖、ロック

アウト、こういった当事者がその主張を貫徹するためにいろいろの手を打ち、秘術を尽くしているという実態でございます。それにつきましても、労働争議につきましては、いわゆる暴力をふるってそれで自分の主張を貫徹するということにつきましては、これは絶対労働争議のちから外の問題でございます。そういう面につきましては、ケース、ケースに応じまして、会社側あるいはケース、ケースに依りまして、幹部に、嚴重にそういう暴力事犯のないように是非非常に心を砕いてやっておりますというのが実情でございます。

この大阪日日新聞の労働争議でございますが、これも先生先ほどおっしゃいましたように、賃上げあるいは傍系会社の内外タイムス、この企業閉鎖反対ということにまつわりまして、ことしの四月下旬から争議に入りまして、仰せの四月二十五日に組合側が全面ストを行なつたわけでございます。そのストの過程の中におきまして、社屋にピラを張るというふうなこと、また傍系会社の内外タイムスの組合員等と連携をとりまして会社の会議室を使用する、会社側に無断で使用するというふうな事例もございまして、この二十五日の際には、会社側の総務部長がそれに警告を發しまして、それに従つて会議室から出たというふうなことを聞いております。引き続き翌日、二十六日でございますが、これも仰せのとおり組合側は引き続きまして全面ストを続けたわけでございますが、会社側は、翌四月二十七日の正午を期しましてロックアウト、作業所閉鎖と、こういうことを組合側に通告いたしまして、それで先ほどのガードマン会社から、ガードマンを昼間は五名、夜間三名をそれぞれ雇い入れまして、庁舎といひますか会社の警備に当たつたというふうなことでございます。その二十七日のロックアウト実施の際に、ガードマンの暴行によりまして組合員二人が負傷したというふうな申告が組合側からございまして、それで直ちに会社側の幹部、それから警備に当たつておりましたガードマンのほうから事情

を聴取をした次第でございます。四月二十七日の正午過ぎごろのロックアウト実施の際に、会社側の退去要求に最後まで応じなかつた組合の方三、四名につきまして、ガードマンが両側から腕をとつてその会議室から外へ連れ出した。こういうふうな事実があるというところは、会社側幹部なりガードマンからの事情聴取の結果判明したのでございまして、この際ガードマンが暴行を加えたとか、あるいは、それによつて組合員が負傷するといふふうなことは起きておらないと、そのときの事情聴取の結果ではそういうことでございまして、また組合側の、いろいろこちらのほうの捜査に対しましては必要はないといふふうなことでございまして、こういう際には、告訴あるいは告発、あるいは被害申告、こういった例があるのが普通でございますけれども、そういうものにつきましても被害申告は出さなかつたというふうなことで、事情聴取にも積極的な御協力を得られなかつたといふふうなことで推移したというふうな私どもは聞いておるわけでございます。現在会社側は、五月の十五日段階で東亜警備保障株式会社との契約を解除しておるというところを聞いておりますが、依然としてロックアウトは実施中であるといふことでございまして、一方組合側としまして、毎日、朝に、会社側の正門前に二、三十名が集まりまして抗議集会、あるいは街頭での宣伝活動を実施しておるという状況が継続しておるということ聞いております。

○神沢清君 私この問題を深く追及しようという立場ではありませんが、簡単に触れておくわけですけれども、しかしいまの御説明だと、何か人が人もなかつた、こう言つておるんですが、けがをした人の写真もちゃんと残つておる。医者診断書も私の手元にきておる。それは申告がなければというんですけれども、警察の立場というのは、申告がなかつたって暴行が行なわれたといふものをそのままにしておくべきものじゃないかと思ひます。それから従業員が建物の一部を使うのは、おそらくこれは法に基づくとところの団体協約の中

で使えるようになっておるだろうと思うんですが、その辺は御調べになっておりますか。

○説明員(鈴木貞敏君) お答えいたします。

いまの点が点でございますが、そういうふう聞いておりましたが、先生のおっしゃる通りに、そういう事情なり、けがを受けておるという事実がありますれば、私どものほうも再度第一線のほうに、捜査班のほうに指示しまして、その辺の実態を捜査して、何よりも被害者の方の協力が必要でございますので、そういう実態がはっきりすれば当然事件としてこれは捜査をし、そして送致するという手続をとります。いまの段階、聞いてあるあれでは、被害者の方の協力もそういうことで得られないままに一応中断といいますが、そういうふうな点になっておると聞いておるわけでございますが、そういう事実をさらに踏まえまして、大阪府警のほうに十分にいま先生のおっしゃった点を伝え、事実をさらに詳細に調査する、捜査するように指示したいと思っております。

さらにまた部屋の問題でございますけれども、これは一般的に組合の事務所とか、そういう利用する、組合員としての当然使える場所、こういうところをロックアウトで、そこへの出入りを禁止するということとは、一般的には非常に違法であるといえますか、こういうことでございますけれども、普通の会議室、会社の会議室等を使うことにつきましては、必ずしも契約その他ではつきりいつでも使つていいということになっていないのが通常であらうかと思ひますが、そのことにつきましても再度ひとつ調べたいと思ひますけれども、おそらくこの時点、四月二十五日の時点において聞いておられますところは、内外タイムズの社員の方を、会社の許可を得ないでそこに入つて会議を開いた。こういうふうな私には聞いておるわけでございますが、そういう事実の上に立ちまして会社の総務部長等が、出ていただきたいというこの警告をして、出てもらつたというふうな聞いておりますので、契約あるいは約束でその会議室を使うということについては了解がなかつたもの、こういうふうな実は理解しておつた次第でございます。

○神沢清君 私の判断では、非常に悪質な不当干渉、抗議の内容になると思ひます。この問題については、いずれ後日この問題の追及をしななければいかぬのじゃないか、こう思つておられますが、本日のところはこれは警備法の審議ですから、そのことはあとへ譲りますが、しかし警察のほうでもひとつ調べておいてください。いまの部屋使用の問題とか、傷害の事実の有無とか、写真などが見ればこれは羽が締めつけたり、それから胸ぐらをとつたり、これは明らかに暴行の事実がはつきり残つておるのですから、そういうふうな点についてこれは十分な調べをしておいていただきたいと思ひます。

そこで、労働省の方お見えになっておられますか。労働省のほうへちよつとこれに関連してお聞きをするのですが、これはもう明らかに何かストに入つて警備業者が介入をしてきておるのです。当然企業の要請があつたからということではありましよう。これは職安法の四十四条あたりとの関係はどうなんでしょうかね。私どもの理解をしていてるところでは、警備業者なんかは非常に大それた稼業的な性格というものが現状において大きなものがあるわけですね。そこで、その問題との関係からしますと、四十四条の援用解釈によつて、争議行為にかかわつて特に警備業者に委託をするというふうな点については、そのことを正当ではないというふうな認識のもとに対応されておるような承り方をしたわけなんです。その辺の関係は一体どうなりますか。

○説明員(加藤孝君) いま先生の御指摘のございました職安法の四十四条におきまして、何人も労働者供給事業というものを禁止をされておるわけでございます。で、次の四十五条におきまして、労働組合だけにつきましては、労働大臣の許可を得て労働者供給事業を行なうことができる、こうなつておるわけでございます。したがひまして、もし警備業者がそういう労働者供給事業として警

備の業務をやつておりますならば、これは職業安定法に違反するやり方であるわけでございます。

で、職業安定法では、いま御指摘のございましたように、二十条で争議行為に対する介入を職業安定機関について禁止をいたしておるわけでございます。同じくまたこれを労働者供給事業におきましても、その労働組合が労働大臣の許可を受けて労働者供給事業を行ないます場合におきましても同様、やはり争議行為に対してはそういう労働者供給を行なつてはならぬ、こういうふうになつておるわけでございます。で、いま問題になつておるわけでございます。で、いま問題になつておるわけです。労働者供給事業というふうな形で、そういう労働者供給事業というふうな形で、もし警備のしかたが行なわれておりますならば、これは職業安定法にそもそも違反するやり方、こういうことになつてくるわけでございます。で、今度の警備業者の立案の過程におきまして、もし、そういう労働者供給事業というふうな禁止をされておるやり方で警備業者をやるならば、これは私どものほうとしては職業安定法違反で措置をいたします。また、そういうものがあれば、これは私どもも公安委員会に通報いたしまして、公安委員会のほうからも警備業者の営業の停止を命じていたで、こういうふうなことを確認し合つておるわけでございます。

○神沢清君 警備業者であるか、それとも、まあ実質的には労働者の供給になつておるのかというふうな点は非常に微妙なところだと思ひますが、この問題を一つの例にとれば、労働組合がストに入つたから、東亜何とかというんですか、これから警備員を派遣されているわけなんです。この警備員の行動というのは、この警備業者の指揮命令に従つて動いていたというよりも、もう現場の状況を聞きまして、会社と一緒にいまして、その状況を見ていたというふうな形に羽が締めつけたり、胸ぐらをとつたり、暴行を行なつたり、ロックアウトを会社側がやつた、そのこと自体にもこれは掘り下げていくと問題があると思ひます。ですから、いずれにしてもその際、放水を

して、そうして従業員の人社をはばんだと。まさか放水をしるなどという指揮を警備業者はやるまいと思ひます。もしそんな警備業者があつたら、これは問題なんでしょうね。放水をして、そうして……。ですからこれは、私は、まあ警備業者の指揮命令で動いたということよりか、むしろその会社側と一体となつて行動をしたと思ひます。これは明らかだ人間だけを供給したということになるわけでありまして、おそらく職安法のためえからしてもこれは違法な行為になるんでしようけれども、問題は、私はその行為自体はこれは法律上のいりるな解釈によつてきまると思ひますが、今日の警備業者というものの体質の中にそういうふうなものが多分にあるわけなんです。その辺がまた非常に問題の点であつて、それらに対しては、労働省としては今後まあどんなふうに対応されていくか、その辺を伺いたいと思ひます。

○説明員(加藤孝君) 先生御指摘のございましたように、労働者供給事業であるのかないのか、もし労働者供給事業であるならばそれは当然違法なものでございます。こういうことでございまして、労働者供給事業であるかどうかにつきましては、いわばその判定基準のようなものを職業安定法の施行規則の四十四条というところで定めておるわけでございます。で、ここで定めておるわけは四つ条件がございまして、一つは、「作業の完成について事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負ふものであること」ということでございまして、警備業者が、これが全部財政上の責任も負う法律上の責任も負うのだということになきやならぬということになるわけでございます。それから第二番目の要件といたしまして、「作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること」という要件がございまして、したがひまして、警備業者がその労働者を指揮監督するものであるということでございます。派遣先の会社の指揮監督を受けるものではないということでございます。

す。それから第三の要件といたしまして、「作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること」というのがございます。したがって、その警備業者がそのガードマンに対して賃金を払う、あるいはまた失業保険を払うとか、そういう使用者としての責任を負うものでないかという条件がござります。それから四番目といたしまして、「自ら提供する機械、設備、器材若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと」というのがござります。したがって、警備業の場合でござりますれば、みずから企画、立案した警備計画に従いまして、みずから提供する警備器材を使用して警備の業務に当たるんだと、こういうことでなければならぬわけでござります。これらの条件に該当するような形で警備の業務が行なわれますならば、それは労働者供給事業に当たらない適法な警備業だということになると思いますが、これらの条件に反する形で行なわれれば、それは労働者供給事業だということになるわけでござります。したがって、先生御指摘ございましたようないろいろ従来の警備業者の体質といいますが、そういうような点の問題点を私どもは警察と一緒に検討いたしまして、もしそういう警備業者が労働者供給事業に当たるような違法な形でやつたならばそれは職安法としても措置をいたします。で、またそれを公安委員会にも通報いたします。通報を受けた公安委員会は、その警備業者に対しては営業の停止を命ずる、こういうような形のことを実は覚え書きの形で確認をしておきまして、この警備業法案の条文中で申し上げますと、十五条に「営業の停止等」という規定がございまして、「警備業務に關し他の法令の規定に違反した場合において」、「営業の全部又は一部の停止を」公安委員会から命ずることができ、「この規定がござりますので、「他の法令」という中に、

ては完全に中立的な立場をとるということを担保する意味で、労働争議の起こっている事業所に対して職業紹介はしないということを決めているわけがござります。ただその警備業者は、いわば民間の機関でござります。争議の際に労使それぞれが、それぞれの側においていろいろの秘術を尽くされるというところはあろうかと思ひます。その場合に、私どものほうとして国と同じ立場をそういう民間業者について、民間のこういう警備業者に対してどういう立場をとらせるかということとは、職安法のサイドの問題ではなくて、まさに警備業法の中においてどう適用させるかということの問題であらうかと考えるわけでござります。

〇神沢清君 法律上の解釈は承りました。いま御説明がありました施行規則の第四条に四点ばかりにわたって説明されておるようでありましたが、最後に述べられた「単に肉体的な労働力を提供するものでないこと」、「この辺が一番問題なところですが、実際には今度の場合なんか単に肉体的な労働力を提供しただけのもののようにあります。まあさつき述べたとおりでありまして、大体職安法の精神からいって、国自体さえも労働争議には介入しないということで、労働争議のあるところへはあつせんはしないということとは法律でもってはっきりきまつておるわけなんです、国自体がそういう一つの基本的な理念に基づいて法律をつくっている。ところが、この事例が示すように、実際には警備業者なるものがあつて、ストが始まると、そこへ契約をすれば人を提供する。しかも大阪日日の問題が示しておるように、全くそれはもう警備業者の指揮命令を受けるものではなくて、企業側と一緒に行動しておる。こういうことになりまして、これは法の精神からいって全くとることになつてしまふわけであります。ですから私は、やはりそういう事例があまりにも多いという点から考えますと、この警備業法策定あたりを機会にして、ストといひますか、労働争議のケースについては、警備業者との契約というふうなものについてもこれを規制をする、そういうふうな私は考え方が職安法の法の精神からいってても妥当じゃないかというふうに考へるんですが、その辺の見解はどうなんですか。いまのままですと、それは全く何といひますか法律の空洞化みたいなものであつて、現実にはせつかくの職安法も生きないというふうな形になつてしまつておるように思ふのですが、どうでしょうかね。

〇説明員(加藤孝君) 確かに国のほうは職業安定法二十条におきまして、そういう労働争議に対しては完全に中立的な立場をとるということを担保する意味で、労働争議の起こっている事業所に対して職業紹介はしないということを決めているわけがござります。ただその警備業者は、いわば民間の機関でござります。争議の際に労使それぞれが、それぞれの側においていろいろの秘術を尽くされるというところはあろうかと思ひます。その場合に、私どものほうとして国と同じ立場をそういう民間業者について、民間のこういう警備業者に対してどういう立場をとらせるかということとは、職安法のサイドの問題ではなくて、まさに警備業法の中においてどう適用させるかということの問題であらうかと考えるわけでござります。

〇神沢清君 時間がありませぬから、どうも深く入つていけないのですが、私が強調しておりますのは、せつかく職安法に規定して、法の精神がそこにあつても、警備業といふものの存在によつて、それが実質的には、実際的には全く骨抜きにされてしまふ。警備契約と稱して警備業のほうへ話さすればどんだん人が供給されるという実態があるわけなんです。そういうような点をやっぱり労働省としても取り上げて真剣に検討してもらふ必要があるかと思ふのですが、それはそういう一つの要請にとどめておきます。

〇政府委員(本庄清君) 先般先生から御意見承りました点につきまして、私たちがいろいろの問題点といたしまして、相当時間を費やして私たちの内部あるいは関係の行政庁といろいろ協議をいたしまして、案文の作成につきましても知恵を借つたわけでございまして、その結果、先ほどから説明いたしましたような第八条の規定になつたわけがございまして、先生の御懸念の点も私十分わかる気持ちでございまして、ただ法律の表現といひまして、ここに書いてありますような「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」と、これはおそろく他に例のない新しい規定であらうかと思ひます。先ほど先生の御心配になつたような事業もまさに考えまして、こういう規定を新たに設けたわけでございまして、この「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」と申しますのは、権利、自由の侵害とならない場合でありまして、正当な活動に不当に影響を及ぼす行為もしくは、たとえば刑罰法令に触れない程度の威嚇的な妨害行為を禁止する趣旨でございまして、したがって、先ほど先生から設例のございました大阪日日新聞の事案、これは実はまだ捜査当局のほうで完全に客観的な事象をつかんでおりませんので、直ちにいま断定はできないのでございまして、先生のお話を聞いておりますと、おそらくこれに該当するような内容があるのではないかと私も考えております。それはとにかくといたしまして、いま申しましたような刑罰法令に触れるのはこれはもう問題外、問題外といひますか当然でございまして、触れない程度の威嚇的な妨害行為等を禁止する意味でこういう規定を入れております。この場合に、「団体の正当な活動」には、労働組合の正当な争議行為その他の合法的な活動が含まれることは言うまでもございませぬ。したがって、警備業者及び警備員が労働争議に不当に介入いたしまして労働基本権を不法に侵害する場合、その行為が違法に

〇説明員(加藤孝君) 確かに国のほうは職業安定法二十条におきまして、そういう労働争議に対しては完全に中立的な立場をとるということを担保する意味で、労働争議の起こっている事業所に対して職業紹介はしないということを決めているわけがござります。ただその警備業者は、いわば民間の機関でござります。争議の際に労使それぞれが、それぞれの側においていろいろの秘術を尽くされるというところはあろうかと思ひます。その場合に、私どものほうとして国と同じ立場をそういう民間業者について、民間のこういう警備業者に対してどういう立場をとらせるかということとは、職安法のサイドの問題ではなくて、まさに警備業法の中においてどう適用させるかということの問題であらうかと考えるわけでござります。

〇政府委員(本庄清君) 先般先生から御意見承りました点につきまして、私たちがいろいろの問題点といたしまして、相当時間を費やして私たちの内部あるいは関係の行政庁といろいろ協議をいたしまして、案文の作成につきましても知恵を借つたわけでございまして、その結果、先ほどから説明いたしましたような第八条の規定になつたわけがございまして、先生の御懸念の点も私十分わかる気持ちでございまして、ただ法律の表現といひまして、ここに書いてありますような「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」と、これはおそろく他に例のない新しい規定であらうかと思ひます。先ほど先生の御心配になつたような事業もまさに考えまして、こういう規定を新たに設けたわけでございまして、この「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」と申しますのは、権利、自由の侵害とならない場合でありまして、正当な活動に不当に影響を及ぼす行為もしくは、たとえば刑罰法令に触れない程度の威嚇的な妨害行為を禁止する趣旨でございまして、したがって、先ほど先生から設例のございました大阪日日新聞の事案、これは実はまだ捜査当局のほうで完全に客観的な事象をつかんでおりませんので、直ちにいま断定はできないのでございまして、先生のお話を聞いておりますと、おそらくこれに該当するような内容があるのではないかと私も考えております。それはとにかくといたしまして、いま申しましたような刑罰法令に触れるのはこれはもう問題外、問題外といひますか当然でございまして、触れない程度の威嚇的な妨害行為等を禁止する意味でこういう規定を入れております。この場合に、「団体の正当な活動」には、労働組合の正当な争議行為その他の合法的な活動が含まれることは言うまでもございませぬ。したがって、警備業者及び警備員が労働争議に不当に介入いたしまして労働基本権を不法に侵害する場合、その行為が違法に

わたらない場合でありまして、正当な争議行為その他の労働組合の正当な活動に干渉するということは明らかに本条に該当する、かように考えております。

なお、ここに法律の条文ができただけで、はたしてうまくいくのかどうかというふうな御懸念もあらうかと思ひます。そういった点につきましていろいろと配慮をいたしておるわけでございまして、たとえばこの十一條で「教育等」ということをきめておりますが、この警備員が警備業務を行なうにあたって必要な最小限度の教育をやることを規定しておるわけでございまして、その教育の中身といたしましては、まさに先生の御意見のございまいしたようなこと、そういったことが起こらないように、この警備法の正しい理解、あるいは運用と申しますか、運用と言ふとちよつと語弊があるかもしれませんが、警備業務の実施ということについて重点的な教育をやらせるようにしたいと考えております。さらに警備業者そのものにつきましても、最近組織化されてきておりまして全国的な組織もほぼできつあるようでございますが、そういった組織を通じて、法律問題を離れて行政指導も十分に行ないたいと思ひます。さらには、この法律の運用に当たる一線の関係職員、まあ警察官にならうと思ひますが、そういった職員にも十分各種の方法を通じてこの趣旨を徹底させて、先生の御懸念になるようなことの起こらないように最大限の努力をいたしたいと、かように考えております。

○神沢清君 時間ももうないようですから、そろそろ終わりたいと思ひますけれども、そこで私は長官にお伺ひしておきたいと思ふんですが、まあいろいろ論議をしてみました。そしていま認められてもおるうちに、いづれにしても、不安で懸念されるような内容といふものがあることは事実だと思ひます。したがって、八条で「正当な活動に干渉してはならない」と規定しただけでは私は実際にはこれはむずかしいかろうと思ふんですよ。そこで、もっと具体的な細目的な規定というものが必

要だというふうに私考えますし、得べくんば、そのようなやつぱり案文修正なども必要だと、こう思ひます。警察庁として、やつぱり運用の面におきましても、たとえば労働争議とか組合活動とかいふもの等にはなおさらのこと、一番い問題がある。私は今後の、この警備業法制定後の警備業といふもののあり方について生じてくるだろう問題とすれば、大きく二つの側面が感ぜられます。一つは、やつぱり企業がこの警備業者を、利用か悪用か知りませんが、労働組合などの民主的諸権利への不当な介入や攻撃やというような事態が一番憂慮される面でありまして、さらにもう一つの側面は、やつぱり右翼、暴力団などの癒着といふような、私はこの二つがこの警備業といふものの将来においての問題点だと、こう考えるところであります。したがって、そういうふうな点からしていろいろと論議をしてみたわけであります。が、そのような情勢が非常に懸念されますだけに、この運用の上で、たとえば組合活動とか労働争議とかいふようなものについては、やつぱり具体的に明確に通達等を通じて今後の運用の全きを期していくといふような態度やお考えをお持ちであるかどうか、この点をひとつお聞きをしておきたいと、こう思ふんです。

○政府委員(後藤田正晴君) そのような態度を持っております。先ほど来の御質疑を承っております。御懸念になつておる点は、この法律によつて警備会社といふものになる種の権限を与え、それを公認することになりはせぬか。その警備会社に警察が支配権力を持つ、そして第二警察的なものをつくるのではないかと、こういうところが根本的な御懸念の点だと思ひます。その設例としていろいろおあげになって、今日の警備保障会社の中には、多くのものはまじめにやつておるであろうけれども、しかし一部のものにとつては認められたい、よくない体質があるものじやないかと、こういうことで設例をあげて御質疑になられたように理解をいたします。私はやはりそういう心配すべき体質が一部にあるということは承

知をいたしております。また設例にあげられたような点、いろいろ双方に理屈はあると思ひます。しかしながら、私は必ずしも最近のこういう傾向を好ましいものとは思つておりません。これにはやはり何らかの規制が必要だといふことがこの立法の背景の一つになつておるんだといふことは、ぜひ御理解をしておいていただきたいと思ひます。

そこで、まず法律的にはそういう御懸念のないように、いろいろ御質問ございましたが、実は第二各号の柱をひとつお読み取り願ひたいと思ひます。つまり「他人の需要に応じて行なう」と、その「他人」は、私人として持つておる権限以上のものではないわけですから、したがって、その「他人」が持つておる権限以上のものは初めから警備業者は行ない得ないんだと、文字どおり私人であるといふことをぜひとも法律的には御理解を願ひたい。さらに、それだけではやはり不十分だろうといふことで、第八条に、権限はおまえさん方持つておらぬよといふことをさらに念押しして実立法的に十分注意して書いてあるんだと。それからまた労働組合その他あるいは市民団体、こういうものの活動の際にいろいろ問題があることは事実でございます。そこで、そういった問題をすべてひっくるめて、ここに「個人若しくは団体の正当な活動」にはおまえさん方干渉してはいかぬよと、こういうこともまたうたつたわけでございします。しかし、この規定が抽象的ではないのか、今日心配なのは、ガードマン会社を雇うほうの企業側に必ずしも好ましくない動きがあるんじゃないか、また業者それ自身の中に右翼とか暴力団とかいった好ましくない連中がやつていられないのか、またそういう心配がこれからいよいよ出てきやしないかという御懸念もございしました。したがって、私たちは、こういうことを踏まえて、この法律をお認め願へますならば、これは長官通達によつてそういう点については十分第一線に通達をする。指導もするし、同時に業者団体についてこの趣旨をよく浸透させて、今日一部の方が御

心配になつてゐる動きがさらに拡大生産せられることのないようにやつてまいりたいと、かように考えております。

○神沢清君 最後に、大臣にちよつと簡単にお尋ねをして終わりますけれども、いろいろ論議もわれわれ尽くしました。しかし、論議の中だけでは、これは将来の問題ですからこどももつてすぐさま不安や懸念が解消できるものではないと思ひます。やはりこの法に沿つて運用をする。今後においてはなおその運用によつてすべての問題が左右されることになるだろうと、こう思ふわけでありまして、その点については、やつぱり所管する警察の責任といふのは非常に重大なことにならうと思ひます。そこで大臣の所信を最後に承つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(中村實太君) 私も警備業法の問題の基本になつております現在の警備業のあり方につきましてはやはり問題があると見ております。その問題点は、いま長官が申し上げましたように、ややもすれば警備業者が正当なる労働運動あるいは市民運動等に関与するようになるおそれがある。私はそういう点はきわめて好ましくないことと、それで労働争議といふようなものは当事者同士でできるだけ合法的に片づけるべきものであつて、これに第三者が介入するといふようなことはやはり好ましくないこととございします。そういうことが将来起こらないようにやつていくということが政治の基本である。そういう点から、今回だんだんできてまいつております警備業者といふもののあり方に問題があると、こう思ひますので、やはりこれは一つの規制の一步である。

それから第二点の、やはりこれも長官が特に指摘しましたように、暴力団とかあるいは右翼とかいふものと結びつきやすい性格を持つてゐる、これらも否定できない。そこで、そういうことにもならないようにやはり政治は注意をしていかなければならない、そういう意味から今回のこの規制は私は一つの第一歩である。もしもこれでやつて心配されるような点が起つてくるとすれば、そ

のときにはさらにこれは皆さん方の手で立法が行なわれることになると思いますが、そういうことにならぬように、現時点で私は警察力が正当に動きまわって、正当な指導をやりまして、皆さん方の御懸念の点が起こらないように力強く運営してまいりたいと、かように考えておるものでございます。

○委員長(玉置猛夫君) ちょっと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(玉置猛夫君) それでは速記起こして。

○上林繁次郎君 いままでいろいろな議論されたわけですが、したがって質問の範囲がずっと狭まったような感じがいたしますが、最初に、先進諸外国の警備業者、その業務の実態、そういうものがわかりましたらひとつお答え願いたい。

○政府委員(本庄務君) 外国の警備会社の状況でございますが、外国で警備会社のある国が幾つあるか、これは必ずしも正確な数ではございませんが、もしも警備業者が、これに加盟している国は十五カ国でございます。そのうち法的な規制のある国と、ない国がございますが、法的な規制を加えておる国は八カ国でございます。アメリカ、カナダ、西ドイツ、イタリア、スウェーデン、オーストリア、フィンランド、スイスでございます。法的規制のない国が六カ国、イギリス、フランス、オーストラリア、ノルウェー、デンマーク、それから日本と、現在日本は法律ができておりません。八つと六つで十四、数が一つ合わないのでございますが、ベルギーが一つあるのでございますが、これはちよつといまのところまだ調査中でございます。この法律の規制のしかたもいろいろでございます。アメリカ、カナダ等は、御承知のように州の法律によって規制をされておりますが、アメリカの州で、規制のあるところとないところと両方あるようでございます。

それから次に規制の内容でございますが、これは国または州によって相当の差があるようでございまして、特にアメリカの場合は、日本と違ひまして私立探偵業というのがたいへん発達しておるようでございまして、この私立探偵業を規制する法規の一部に、いわゆる制服のガードマン業務についてもあわせて規制をしておるというのが多いようでございますが、ドイツの場合はやや日本的な傾向という形になっております。さらにごまかい中身といしましては、営業につきましても免許制、あるいは許可制、それから営業者あるいは警備員についての資格事由、それから服装の規制、それから中には損害を与えた場合の賠償についての規定、そういったものを設けておるところもあるようでございますが、西独の法律では拳銃を持つことを認めておる、こういうような特異な例もございまして、やっております中身のほうは、かなり国によって違つておるようでございまして、実態が必ずしも一様でございせんので、法規制もその実態に応じた規制がなされておるようでございます。したがっていま、現在の日本と比べますと法制的な中身はかなり差異がございまして、

○上林繁次郎君 大臣にお答え願いたいと思うのでございますが、この立法によって、この立法それ自体の精神というものが、いままでもガードマンの行き過ぎだとかその犯罪であるとか、そういうものを規制していこう、こういうことでできたということでありまして、この法律が施行されることによってどの程度の効果というものをねらっておるか、全く大きな効果がこれによってあるのか、というお考えを大臣は持っていないのか、その点をひとつ、結論的な話になるかもしれませんが、

一部不心得のものがおる、あるいはいわれる右翼、暴力団的なものもある。そういったのが警備業務に当たりまして不法あるいは不当な事件を起している。そういった不法な事件の発生を防止いたしまして、警備業務の実施が適正に行なわれるということを目的とした規制法律でございまして、そのために、この条文にございまして、幾つかの人的なあるいは行為的な面において制約を加えておるわけでありまして、私たちとしては、現在全く法規制がございせんが、今回新たに初めて、条文としてはわずかにございまして、主要な点を押えました法律でございますが、私は、まあまあそこそこは法律が十分効果を発揮できるのではないかと。もちろんその運用にあたっては十分配慮しなければならぬ面もあるかと思ひますが、運用のよろしきを得れば、現在発生しているような不法な事件と、これはほとんど防止できるのではないかと。かように考えております。また、その方向に向かって全力を尽くしたいと思つております。

○上林繁次郎君 具体的に何点かお尋ねしてみたいと思ひます。

まず、先ほど神次委員のほうからも問題提起されたわけですが、第二条の問題です。第二条の第二項というが第二号といひますか、「人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」と、これはまさに警察の仕事ではないかというところでございまして、ちよつと読みますと、そういうふうな感じを受けることは否定はできないわけでございますが、先ほど長官も申しましたように、この定義の柱をいたしまして、定義の本文に「他人の需要に応じて行なうもの」と書いてございまして、これは「他人」というのは私人でございまして、私人の需要に応じて、いまの御設問の場合であれば、二号に掲げてあるような仕事をこなすものというわけでございます。先ほど申し上げましたように、たとえば工事現場で雑踏しておるといふような場合に、暫時人あるいは車の通行を待たせよう、あるいはちよつと回つてもらう、そういったことについて協力を求める。これはあくまでも事故防止の警戒、防止の目的でなければなりません。そういう目的のためにそういった第三者に協力を求めるという趣旨でございまして、それに反しまして、反しましていひますか、一方警察官のほうには、警察官の行ないいわゆる交通整理、これは法律上の権限に基づく交通整理でございまして、何と申しますか、いわゆる公共の安全と秩序の維持をはかる、むしろいひますれば、まあそういった目的を持って行なわれるものでございまして、特定の私人の依頼に基づいて行なうものではないかと。あくまでもガードマンの場合は、そういった私人の依頼に応じて行なう任意的なものでございまして、何らの権限もございません。ですから、人をとめるというところはこれではできないわけでございます。ちよつと待つてくださいますか、そういうことはいまはちよつと待たせたいと思ひますが、そういうことであるのかと思ひます。警察官の場合は、その場の状況によりまして完全にストップさせる、あるいは迂回させる。そういった法律上の権限を強制することはちよつとしたいですが、強制力を持つて

○政府委員(本庄務君) この立法の趣旨は、先般来いろいろ議論が出ておりましたその中で御説明いたしましたように、警備業者がだんだん発展するに伴ひまして、あるいは警備業者の数がふえてくるに伴ひまして、大部分の業者はあるいは警備員はまじめに警備業務をやっております。しかし中には、

○政府委員(本庄務君) 先ほどの神次先生の御質問に対する答弁とやや重複する面が出てくるかも

しませんが、なるべく重複しないようにいたしたいと思ひますが、ここに書いております「人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」と、これはまさに警察の仕事ではないかというところでございまして、ちよつと読みますと、そういうふうな感じを受けることは否定はできないわけでございますが、先ほど長官も申しましたように、この定義の柱をいたしまして、定義の本文に「他人の需要に応じて行なうもの」と書いてございまして、これは「他人」というのは私人でございまして、私人の需要に応じて、いまの御設問の場合であれば、二号に掲げてあるような仕事をこなすものというわけでございます。先ほど申し上げましたように、たとえば工事現場で雑踏しておるといふような場合に、暫時人あるいは車の通行を待たせよう、あるいはちよつと回つてもらう、そういったことについて協力を求める。これはあくまでも事故防止の警戒、防止の目的でなければなりません。そういう目的のためにそういった第三者に協力を求めるという趣旨でございまして、それに反しまして、反しましていひますか、一方警察官のほうには、警察官の行ないいわゆる交通整理、これは法律上の権限に基づく交通整理でございまして、何と申しますか、いわゆる公共の安全と秩序の維持をはかる、むしろいひますれば、まあそういった目的を持って行なわれるものでございまして、特定の私人の依頼に基づいて行なうものではないかと。あくまでもガードマンの場合は、そういった私人の依頼に応じて行なう任意的なものでございまして、何らの権限もございません。ですから、人をとめるというところはこれではできないわけでございます。ちよつと待つてくださいますか、そういうことはいまはちよつと待たせたいと思ひますが、そういうことであるのかと思ひます。警察官の場合は、その場の状況によりまして完全にストップさせる、あるいは迂回させる。そういった法律上の権限を強制することはちよつとしたいですが、強制力を持つて

おる、公権力を持つておる、そこに本質的な違いがあるかと思ひます。

○上林繁次郎君 まあお話を聞いていますと、雑踏してあると、それをちよつととめるといふような程度であると、こういうことですね。それは常識的な問題じゃありませんか、私はそう思うんです。それは常識的な問題。したがって、そういう意味で、そんなことをわざわざここに——へたをすればこれが悪用されるという心配が起きている、そういうような事項を、ごく常識的な考へて、あえて二条の二号にそういったものを一項として掲げる必要はないんじゃないか、私はそう思うんですが。

○政府委員(本庄務君) 確かに書いてある内容は、先生のおっしゃる通りに常識的なことでございませう。常識的なことが常識の範囲内において行なわれておるならば何れも法律の分野には入ってこないわけではございませう。ところが、先ほど申し上げましたように、警備業者がふえ、警備員がふえてくるに伴ひまして、この常識的な仕事、つまり一般私人として行なうという意味での常識的な仕事、その常識の範囲を逸脱して行なわれておる事例がある、そういうことを今後にはさせない、そのために所要の規制を行ないたい。そういう規制を行なうためには、やはりこの対象というものはどういふものであるかということ定義として明確にいたさなければ規制はできない。先般申しましたように、かりに二条の二号の規定を削除いたしましたと、そういう常識的な仕事を常識の線を超えてやっておる場合に規制ができない、そういう結果になるわけではございまして、そういう意味でひとつ御理解をいただきたい、かように考えております。

○上林繁次郎君 おっしゃること、わからないわけではないのですけれども、私から言わせると、いわゆる常識的に考えられないような行動がいままであったと、そういう状態だから、はたしてその業務に携わる人たちがそれを常識的に解釈して

それを常識を超えるという、その常識を常識として受けとめられなくてそれを越えるという、そういう心配はないかということですね。私の言っていることは、ややこしい言い回しかもしれませんが、けれども、あなたと反対のいわゆる考え方になるわけですね。ですから、そういうことで、私はこういうものを掲げた場合には、行き過ぎというものに起きやしないかという心配を持つわけなんです。そういう心配はないんだと、八条等でおその点について明らかにしておるのだからさういふ点は心配ないのだ、こういうことになるのかどうか。まあ八条についてはまたあとからお尋ねいたしますが、そういう私はあなたの言っていることと逆の立場で心配になるんだということですね。

○政府委員(本庄務君) 御質問の趣旨私も十分わかります。そういった御懸念にこたえるために幾つかの規定を設けておるわけではございまして、たとえば警備員あるいは営業者の欠格事由等も、そういう常識の線を越えるような人間には営業させない、あるいは警備員にはならせないということが必要であるという、これも一つの実は、もちろんこの二号だけではございませうが、そういったことを新たに考えまして、やはり欠格事由でも押えていこう。あるいは、いま先生からすでに御指摘ございました八条の「警備業務実施の基本原則」、これなんかは、常識の線を越えまふと他人の権利と自由を侵害したり、あるいは個人もしくは団体の正当な活動に干渉するおそれがあるわけではございませうから、それを防止する意味において明示いたしました。もちろんその前には、わかり切ったことでございませうが、この法律によって特別に権限を与えられておるものではないと、つまり二条の二号の定義だけ読んでみまふと、われわれはこれは大いばり交通整理ができるのだ、警察官と同じようにすることができると考えられると困りますので、そうではございませんとしうのを八条でくどくどたておるわけではございませう。さらに、服装なんかの規定も、これも警察官と明

確に識別できるようにしなさい。現在市民から、警察官だか警察官でないんだかわからないような男が交通整理をやっておるといふような批判もございませう。警察官でないといふことがはっきりわかるようにしたい。それから十一條の「教育等」につきましても、この教育の内容をいましては、警備員というもののやれる限度はこれが限界ですよというふうなことも十分教えないばならない。こういった幾つかの規定によりまして、先生の御懸念のようなことが起こらないように留意しておるわけではございませう。

○上林繁次郎君 まあこれ以上あまり深く言いませんけれども、雑踏の中で、警察官とは違つた立場で、権限が与えられてない立場でこの程度のことをやるんだという先ほどお話がございましたね。この程度のことをやるんだということなんだけれども、それがたとえばチソの問題とか成田空港の問題とか、ああいうふうな事態が起きてきたときに、そのちよつとが、ちよつと行き過ぎたというふうな場合が、非常にそのところが微妙だと私は思ふんです。非常に微妙だと思ふんです。それを、じゃ、だれが判定をするのか、こういう問題がある。ですから、そういう突つ込みだしたらきりがないかと思ひます。ですから、まあこれ以上この問題については申し上げませんけれども、そういうふうな心配があるということ、私はその点について懸念しておるわけなんです。

そこで、第八條なんですけれども、この八條に掲げられている内容、まあ先ほどこの点について神沢委員のほうからお尋ねがありました。非常に抽象的で不明確であると、こういうことなんです。この条文中に掲げられているケースとしては特にどういふケースがあるかと考えているのか。非常に抽象的なんですけれども、それで、どういふ読みましようか、頭かしげているようですか。それから「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」、これはどういうことなんですか、どうい

うケースをさしているのか、具体的にひとつ。

○政府委員(本庄務君) 「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」「この趣旨につきましては、先ほど御説明いたしましたので省略させていただきますが、具体的にじやどういふことかと、これは先ほど来論議がありました労働争議の場合が一番いいかと思ひますが、たとえば組合が集会をやつておる。で、その近くでガードマンが、これはまあガードマンというのは本来会社の施設の警備等の目的で来ておるわけではございませう、そういうガードマンが大ぜい集まつていわゆる威迫的な行為をする。その行為が、態様によりましては刑法法令に抵触する場合ももちろんあるかと思ひますが、しかし態様によりましては、具体的な刑法法規に抵触する程度には至らないという、まあそれと申しますか、そういったデリケートな場合がかなりあるだろうと思ひます。また、そういうことが私はおそらく現実の問題になつてくるのだらうと思ひます。そういうふうな刑法法規には触れない程度の威迫的な妨害行為、これらはまさに正当な活動に干渉すると、かように考えておるわけではございませう。

○上林繁次郎君 で、まあ争議の問題等もお話ありましたけれども、これもいまお話があったのですけれども、私もこの神沢委員と同じように、あなたのほうである程度こういうケースが多いであらうという、こういう想定のもとにこういうものがつくられてあると、だとするならば、やはり最もいわゆる行き過ぎの危険性のある状態については、それははっきり労働争議なら労働争議というふうな明確にこれをうたつたほうがいいんじゃないか、こういう感じがするわけですね。そのほかもう迷うことがない。非常に抽象的で、どこからどこまでなのかかわからないという表現のしかたよりも、あなたのほうで、いままでの事例からいってこういうケースが多いのだと、だからこういうものを規制していくためにこの条項は必要なんだと、こういうことならば、もっと明確に私は表現をしたほうがいいんじゃないか、労働

働争議なら労働争議というふうにはつきりと、幾つか具体的な問題があるわけですから。起りやすい問題があるとするならば、それをやはり掲げたほうがいいんじゃないか。そのほかは、それに続いていわれる幅を持たすというふうな方法、これは話はおかしくない、はっきり明確にそのうちのほうでわかっているにもかかわらず、何となく抽象的、何かぼかしているような表現のしかたというのは私はうまくないんじゃないかというふうに思うんですね。その点、どういうふうにかえしますか。

○政府委員(本庄務君) 私がいま例示として労働争議の場合を掲げましたのは、先ほど来労働争議についての論議が出ておりましたのであげたのでございますが、もちろんまた、こゝに二年の事例を見ましても、労働争議に関連したトラブルが多いわけではございませんから、労働争議を設例としてあげたのは当然でございますが、しかし、実際は労働争議のみならず、それ以外の場合もかなりあるわけではございます。ただ、事案が争議のように集団的なものでございませんで、あまり新聞等にも出ませんし、社会で大きく取り扱われることがないわけではございますが、個々の市民のほうからいえば好ましくない事案もあるようでございます。たとえば、いま先生から御質問いただきましたいわゆる交通整理の場合ですね。常識の線を越えてしまつて、自分の雇われている、自分が委託をされておる企業の車を優先的に通行させる、そのために一般の車両を長時間にわたつてとめてしまふ。そういうふうな場合、これは場合によっては道交法違反、交通関係の違反あるいはほかの刑罰法令に触れる場合もありましようし、そこまですりやうな程度の場合もあるかと思ひます。そういうのも一つの例でございますし、それからデパートで警備を委託されて、買ひの中のお客の中に不心得な万引きをやる者があるわけではございますが、そういうものについて警戒をしておる。たまたまそれを見つけたと、そうすると別室に呼んで、本来ならば直ちに警察に通報をして、

そして警察官に引き渡すというのが筋でございますが、警察にもすぐには通報しない、あるいは通報しても警察官が来るまでには若干時間がある、その間必要な、いわゆる専門と申しますか取り調べ的なこと、警察官がやるべき取り調べ的なことをやると、そういうようなこと、これも態様によりましては犯罪になる場合もありましようし、しかし、その程度に至らない場合もございましよう。そういった個々の市民あるいは団体でございまして、労働組合以外の団体、たとえば文化団体、宗教団体いろいろあるわけではございまして、こういったものにつきましては、いまのところその事例はございせんが、今後まあそういった各種の団体もふえてくると思ひますけれども、今後の問題といたしましては、そういった労働団体以外の各種団体というものが当然これに関連した事案が発生することが予想されるわけではございまして、そういう意味におきまして、この「個人若しくは団体の正当な活動」という広い、日本国民全部、個人全部あるいは団体全部と、そういうものを包含しているという意味でございまして、また、先ほどから再三申しますように、労働争議がこれに該当するということは、これは当然明らかでございますから、必ずしも私は例示をしなくても立法の趣旨は達成するのではなからうかと、かように考へております。

○上林繁次郎君 まあいまのお話ですと、将来のことを考へてという意味が含まれておると私は解釈するんですけどね、いまの御答弁は、まあいろいろな団体が、その活動というものがいわゆる多角的になる。そういったことで、こういった規制が必要になってくると、将来のことも加味されておるんだと、こういうような感じで私は受けとめますと、これがいわゆるお話を聞いていますと、それがいわゆる手始めで、まず第一歩なんだ、その時点において、そういう意味合いをもつてつくられたものであるというお話もあつたんですが、その点、ちょっと私は矛盾を感じるのですね。ですから、将来のことを考へたならば、もつ

ともつこの幅を広げてつくるべきであるし、現時点だけ、まずいままでも何にも、野放しの状態であつたから、まずその手始めとして、第一歩として、とりあえずこれをつくつたんだという、現時点を対象とした考へ方だというお話がさつきあつたわけですが、そのお話をすると、私はちよつと矛盾を感じるのですが、いかがですか。

○政府委員(本庄務君) ちよつと説明が不十分だったかも知れませんが、将来のことといふのは主たる要因ではございせん。あくまでも、いままで並びに現在の事態というものが考察の主たる要点でございます。現在でもすでに大勢の個人あるいは皆さんの団体でございまして、そういったものを全部頭に置いての立法でございまして。

○上林繁次郎君 それでは次にまいりますけれども、この第四条ですが、「警備業の届出」のところですが、これはこの届出をすれば、この法律でもつていろいろの規制がありますけれども、それ以外にだれでも営業ができる。この法律の規制外の者が届出をすれば、だれでも営業はできるんだと、こういうことになるわけですか。

○政府委員(本庄務君) この法律の規制に該当しない者につきましては営業できるわけではございません。それから、なお念のため申し上げますが、他の法令で、実は私全部らよつと記憶しておりますが、人が、当然できないものがあるとすれば、これはできないと思ひますが、少なくともこの法律では欠格事項をきめておりますから、この法律に關していえば、欠格事項に該当しない者は営業できる、かようになると思ひます。

○上林繁次郎君 それでは、将来の危険性というものが、現在の危険——現在までいろいろ問題があつたのでこれができたので、将来の危険性ということとを考へた場合、そのために、そういうものをなくすために、その点で効果をあげるためにこの法律をつくつたわけなんだ、そうすると、その将来の問題を防ぐためにも届出というあり方というものは非常に弱いんじゃないか。いろいろの問題が生じてきている、これから心配であるという

そういう立場に立つてこの法律がつくられたにもかかわらず、なぜ、その弱い届出ということにとどまつたのか。私は、これは許可制にすべきである、こういうふうに感ずるわけですが、その点ひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(本庄務君) ちよつと法律的な議論になつて恐縮でございますが、許可制というのは、御案内のように、警察目的のために一般的に禁止する、この営業についていえば、営業を禁止する、そうして一定の要件を具備した者についてその禁止を解除して営業させる。こういう制度でございまして、この営業の禁止といふことは、憲法に定められております基本的な人権の大きな制約でございまして、それから、また、なるべくならば、禁止しない自由による営業させるのが本来としては好ましいわけではございますが、しかし、いろいろな事情によりましてそうはいかないというので制約、禁止をするといふことになるわけではございまして。しからば、警備業につきましては現在の状況はどうかと申しますと、先ほど申しました約四百五十社、それからガードマン、約三万二千ぐらいと一応踏んでおりますが、大部分の業者、警備員はまじりぬにその業務をやつておる。しかし、一部の不心得な者によつて不当な不法な事案があるという次第でございまして。そういった現在の事態からいたしますと、一般的に禁止をするといふことの必要性はないのではないかと、かように第一の理由でございまして。

それからもう一つは、まあ立法の通例といたしまして、一般的な禁止をかけて、特定要件を具備した場合に解除する。これは人道的な要件だけをきめた許可制といふものも、法律的にはこれは成り立ち得ますし、またそういう例が絶無ではございせん。しかし、一般的な禁止をかけるのは、単に人道的な要件だけではなくして、たとえば資力の基準あるいは技術の基準あるいは事業の規模、そういった、要するに一般的な禁止をかけるべき要因として幾つかの要素が入つておるのが通例でございまして、そういった立法の通例からいたしま

しても、一般的な禁止を意味する許可制をとる必要はないのではないか。しかしながら、やはり立法目的を達するためには、やらせたくない人間というものがございいますから、それだけは押えたい。そういう意味で、人的な資格条項だけをつけた届け出制という、やや立法としては新しい型に属するものにいたしましたわけでございまして、一般論といたしましては、禁止より届け出制のほうがゆるやかなことは事実でございます。しかし、そのゆるやかな届け出でありましても立法の目的を十分達せられる場合には、私はあえてきびしい許可制をとる必要はないのではないか、さように考えておる次第でございます。

○上林繁次郎君 それでは第三条、いま欠格事項の話をせられましたけれども、第三条ですけれども、ここには禁錮刑以上ということになっておりますけれども、禁錮刑以上としたその理由ですね、これをひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員(本庄務君) これは警備業の業務の内容からいたしまして、やはり犯罪を犯した者——犯罪を犯した者が必ずまた犯罪を犯すとは限りませんが、いままでの例からいたしまして、累犯というものはかなりあるわけでございしますから、そういった者につきましては一定期間は遠慮していただこうというのがねらいでございまして、じゃ、なぜ禁錮としたか、懲役で切らずに禁錮にしたか、罰金を入れたかというふうな非常に詰めた御議論だと思ひますが、これは実は他の法律と申しまして、これにずばり該当するような実業家は無いので、これそのものと直ちに比較できないのでございしますが、似ていると思われるような法律あるいは他の一般営業法規を見まして、大体こういった禁錮以上の刑に処せられてから云々として三年というのが多いようございまして、それからさらに、この法律の規定に反して罰金の刑に処せられる、一般的には禁錮以上、しかし当該法律については罰金だ、そして三年だというのが多いようございまして、こういった立法にあたりましては、なぜ一年半じやいけない、三年とか、

あるいは三年半じやいけない、そういう計数的な根拠を求められると非常に困るわけでございしますが、やはり他とのバランスというのの一つの大きな要素であるうか、そういう意味での規定でございします。

○上林繁次郎君 それではわかりました。で、私はこう思うのですよ。禁錮刑以上にしたということについては、いまお話があったとおり過去のいろいろな例ですね、そういうものを踏まえた上で、この法律においても禁錮刑以上である、こうした、こういうことですね。特に禁錮刑以上とした具体的な根拠というが、これが明らかになつたわけじゃないのですが、まあいままでの例からいってこういうふうにした。こういうことなんです、ところが私たちが言わせれば、この法律の目的からいって、禁錮刑以上の刑を受けた者がその刑が終わつて三年たつた、三年たてば、はたしてそれではこの法律の精神を守るだけの資格が備わるのかどうか、実質的に。その点どういふふうに考えておりますか。

○政府委員(本庄務君) 三年たてばこの法律を守る資格が備わるかどうかということにつきましては、これは禁錮刑以上の刑に処せられる人が相当年間おると思ひますが、全部が全部、三年経過すればこの法律を守るような資格ができるというところは、これはちょっとにわかには申し上げられないと思ひます。逆に、三年たつたときこの法律を守る資格が実際にできないかと申しますと、人によつては一年あるいは二年ぐらゐでできる人もあるのじやなかろうか。それで、そうしますと三年という数字の根拠ということになります、三年という数字の根拠につきましては、先ほど御説明いたしましたように……

○上林繁次郎君 根拠ではないですよ、ぼくの言っているのは。

○政府委員(本庄務君) 三年を経過した者は全部その資格が実質的にできるかどうか、法律的には与えられるわけでございしますが、実質相俟うかどうかというところにつきましては、これは相俟うと

は申せないと思ひます。しかし大体三年ぐらゐ経過すればできるのではなからうか。しかし不幸にして、三年経過してもまだ実質的に資格ができていない者につきましては、それが警備業を営んだり、警備員になつた場合に、何か具体的に不法な行為があればこの関係法令によつて措置する、かようになろうかと思ひます。

○上林繁次郎君 これはそういうことをなくすためにつくるのです、この法律の趣旨は。なつちやつてから、もし悪いことがあつたら法律に当てはめて、欠格事項に当てはめてまた処分すればいいんじゃないか、こういう考え方は私はあまり納得できませんね。やはりこの法律をつくる精神、法律の精神からいっても、その辺のところ私やはいりも少し厳格にしなければならぬ。そのために届け出の問題もいま持ち出したわけですね。刑が終わつて三年たてばあれですね、みんな善人になる、そしてそういう将来心配ないのだ、こうは言い切れなわけですよ。そこでいゆる実質的に、はたしてその人がこの法の精神にのつとつて、そしてこの業務を営むことができるかどうかという、そういうやはりこれをチェックする機関というか、そういうものが私は必要だと思ふんですよ。その辺のところは、もしそういうものがないとするならば、この法律をつくつても抜け道になります、効果があらがらない。もう一歩効果をあげるためには、やはりそういう機関がなければならぬと私は思ふ。その点、私はそういうあるべきだということをお主張するわけなんです、その点についてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(本庄務君) 三年を経過した者につきまして、かりに許可制にいたしましたとしても、たとえば古物営業法の許可法規の例でございしますが、これも「禁」以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることなくした後、三年を経過していない者」これが許可の基準でございまして、三年を経過しておれば一応許可をするということ、これは、法律的新見方としては、三年を経過すれば順法精神ができると申しますか、法律を守り、

資格も実質的にできるというふうに一応判断をして、こういう古物営業法をつくつてゐるのだと思ひます。大体これと同じ考え方でございしますから、その辺をひとつ御理解をいただきたいと思つております。

○上林繁次郎君 それは法律的な立場からおつて言つてはいいから、それはわからないわけじゃないですよ。そういうことをいへば、たとえば公安委員会でも、警察というのがあるのですから、警察の業務というのはいままでいふものから、そのほかに公安委員会なんというものがあるわけですね。あるいは国会の中にもいろいろな委員会があるわけですよ。それはその事柄をもう一歩も二歩も効果あらしめるために、そういう一つの制度というものは生まれてゐるわけですね。ですから、そういう意味からいって、こういう危険性のあるものについてはもう一歩チェック機関があつたほうがいいんじゃないか、こう申し上げてゐるわけですね。法律的な立場だけでなく、実質的にですね、そういうものをつくる必要はないのだ、法律的に解釈すればこうなるんだからそういう必要はないと考えるのだ、こう言うならばそれまでですがね。

○政府委員(本庄務君) これはそういう考え方も確かにできると思ひますが、一応この法律のチェックをやつておいて、さらにこれ以上きびしいチェックをやるといふことがはたして、世の中では先生御案内のとおりいろいろな要素を考へてきめなければならぬと思ひますので、一般的な妥当性の点から申しまして、さらにこれ以上のチェックをするということにつきましては、ちよつともう少し検討する必要があるんじゃないか、かように考えております。

○上林繁次郎君 これ以上きびしくするということになりますと、その辺のところはもう見解の相違というところになるかもしれないけれども、そうすると変な意地の悪い言い方をされるかも知れませんが、これは完ぺきなもので、こういうふうなお話になるといふことだと私思ふのです。

○政府委員(本庄務君) まことにごもっともな御意見だと思ひます。ちよつとことばが足りなかつたと思ひますが、法令上の知識と申しましたが、これは法律の条文を条文として教えるという意味ではございませんで、いろいろな具体的な事例、そういったものに即して具体的に指導していく、のみ込ませていく、そういった教育を通じて資質の向上をはかりたいということを考えておりますが、なおそれ以外に、先生のおっしゃいましたようなガードマンの資質の向上のために所要なこと、どういふものがあるか。いわゆる情操教育的なものとかいろいろあるのが考えられるわけでございますが、何せ、警察官の教育のようにそう長期間をかけるわけにもいかないと申しますので、なかなか効果は、即効は期待しにくいと思ひますが、御趣旨の点も十分に盛り込みたいと思ひております。なお総理府令については目下検討中でございますので、そういった御趣旨を盛り込んだ中身にするように努力をいたしたいと思ひます。

○上林繁次郎君 この警備員が、いわゆる警備会社が依頼を受ける。その場合、依頼した会社に対して損害を与える、こういう場合があると思ひます。こういう場合どういふふうに出置されるのか。そういったものは法律には何にもならないのですけれども、そういった点についてはどういふ考え方ですか。

○政府委員(本庄務君) その点につきましては、現行の警備業法では何ら触れておりませんので、民事の一般原則と申しますか法令と申しますか、そういった関係で処理されることになるわけでございます。

○上林繁次郎君 これは、最後になりますけれども、「罰則」の十九条に、「第四条の規定による届出をしない警備業者を営んだ者」、「第十四条の規定に基づく指示に違反した者」という、これは十万円ですね。それから第二十条ですね、「次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。」と、第四条、それから第五条、第六条、こういったふうにあるのですが、十万円と三万円という、こういったふうに分かれてはいるわけですね。そこで、十万円と三万円に分かれたその根拠は、どういふことなんでしょうか。

○説明員(川崎幸司君) 主として届け出のことに ついての御質問じゃないかと申すに承るわけでございますが、十万円と三万円に分かれておりますのは、十九条の「第四条の規定による届出」というのは、この状態についての基本的な届け出、そういうものを忘れた、そういう者についてはやはり違反の悪性の度合いというものが非常に高いと。それに対して二十条で掲げております事項につきましては、これは何と申しますか、そういう四つの基本的な届け出に対して、部分的な届け出の違反態様である。そういう意味で、これについての違反の悪性の程度というものが非常に低いと。そういう差別でありますので、十万、三万と区別したわけでございます。

○上林繁次郎君 これはやっぱり見解の相違と言われるかもしれませんけれども、これはあれでしよう、たとえばAという警備会社がある。それが千葉県で営業を開始した。その営業所が今度は茨城県にできるという場合には、これは千葉県の公安委員会の規則とかそういうものは通用しないわけですね。全部、茨城県に営業所ができれば、茨城県を対象にして、茨城県の公安委員会を対象にしてすべての手続をなさなければならぬわけでしょう。ですから、これは営業所というけれども、制度的にははつきり分かれていてという感じなんですよ。うね。やっている行為は全部同じなんですから、ね、ですから、あえてそれを十万円と三万円というふうな差をつけるという考え方それ自体が私はおかしいと思ひます。基本的には、あなたの言ったことはわからないことではないのですけれども、だけれども私はそういう感じがするのです。その点、どう考えていらっしゃるんですか。

○説明員(川崎幸司君) 四条の基本的な届け出の違反といふのは、先生の御指摘のように府県別の営業の開始といふこともあり得るわけですが、まず、その府県別の営業の開始のいかんを問はず、ともかく警備業という営業を始めようという場合についての届け出でございしますが、そういう届け出事項の中におきましては、やはり他府県に営業所を設けてやるといふふうな場合も届け出事項の中に含まれるというふうにいたしておりますので、やはりこの四条以外の届け出の事項については性質上の違いがあるというふうに、かように考えているわけでございます。

○上林繁次郎君 どうもわからないんだ。これは何回やつたって同じことになつちゃうかもしれないけれども、あれですよ、千葉県に初めて発足するAという警備会社がある。これは初めて発足しようが何しようが、あらためて公安委員会に届けなければならぬわけでしょう。茨城県で営業ができればというけれども、それは営業所というものは、やはりそれは茨城県の中に入つた場合には、茨城県の公安委員会を対象とするわけですよ。そうしてすべて、あらゆる問題についてこの公安委員会が対象になるんだから、別個のものじゃないか。だから、千葉県の中に営業所ができるというならば、いま言った考え方でいいと思ひます。あなたの言った考え方で。ところが、よその県の場合には私は同じだと思ひますよ。立場が全部別個なんです。だから、そういう立場から言うならば、この法律に違反する——全部私は同じに見えていいと思ひます。そういうところにもやっぱり今後いろいろな問題を発生する、そういう原因にならぬかという感じがするんです。厳格に突き詰めていけば、その辺の解釈が、私のほうが間違つていゝのかあなたのほうが、どうなのかわかりませんけれども、私はそう思ひますよ。まさきり別個なんです。千葉県の中にAという警備業者の営業所ができるというならば、あなたの言っていることはわかるんです。茨城県あるいは新潟県というときには、もう全部別個なんです。営業所といへども千葉県のあれは通用しないんですからね。そうだとするならば、一律でいいんじゃないかと、こういう感じがするんです。

○説明員(川崎幸司君) 確かに先生がおっしゃるとおりで、その地域別、府県別に全部制度が分かれています。そこでの営業であるから、分かれておつて、そこでの営業であるから、分かれておつてしかるべきじゃないかというふうな御趣旨もよくわかるわけでございますが、何と申しますか、普通のこれが届け出制じゃないに、許可制というふうなことでお考えになりました場合につきましては、こういう場合にございましては、許可制におきましては、主務大臣が、二都道府県以上にわたる場合には許可をする、一府県の場合には都道府県知事が許可するというふうなたてまえの現行法が多いわけでございますけれども、そうでない法律もございまして、かつての宅建業法のように、二以上の都道府県で営業します場合におきましても、主として行なう営業所を管轄するところの都道府県知事の、登録でございまして登録を受けなければならないというふうなシステムになっているわけでございます。

そこで、この警備業法について見ました場合には、届け出につきましては、いろいろ目的があるわけでございますけれども、やはり実態の掌握と申しますか、実態の把握といった場合に一番ポイントになつてまいりますのは、一つは、やはり欠格事由に該当するかどうかというふうな点であらうかと思ひます。もう一つは、そういうふうな点から考えました場合に、営業を始めるところの主たる営業所の所在地、最初の営業所の所在地の都道府県公安委員会に対する届け出を、基本的な営業所の届け出と解すべきじゃないか。それから営業所支店を設けるというふうな場合につきましては、部分的な届け出に該当する事項であるというふうに解すべきではなからうかというふうに思ひてはいるわけでございます。

○上林繁次郎君 十五条ですがね、これは営業の停止です。「当該警備業者に対し、六月以内の期間を定めて当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。」それでこの場合、千葉県のいわゆる本店のほうで営業について規制——規制と

どうか停止を受けた場合、茨城県の営業所はどうなりますか、これは。これはもう関係ないです、全然。

○説明員(川崎幸司君) 公安委員会の制度につきましては、御指摘のように、各都道府県別に分かれておいて、そういう都道府県別の管轄区域内においての権限行使ということになるわけでございしますが、当該千葉県に本社がござって、茨城、新潟なんかに営業所を持つておるといふような場合におきまして、千葉県におきまして違反の態様というものが千葉県内だけにおさまっておる。それが新潟とか、あるいは茨城の当該会社の営業所の警備業務の適正な実施が害されるおそれがないといふような場合におきましては、千葉県の処分は千葉県内だけにおさまるといふことになるかと思ひます。

○上林繁次郎君 私はその考え方はおかしいと思う。あなたはさつき営業所だから罰金は少なくて済むんだ、こういう言い方なんだよ、これは。そうだとするならば、営業所だつて一つの会社なんですからね。そこらからいゆる茨城県なら茨城県に営業所ができていふことなんですからね。だから、別個の立場ということをおぼえていふ言つては、別個の立場だつたら、さつきのぼくが言つていふあくまでも罰金分けるということはおかしいじゃないかというのですよ。

○政府委員(川崎幸司君) ただいま公安委員会、十四条なり十五条についての処分権限について申し上げたわけでございしますが、ただいま申し上げましたように、公安委員会の管轄区域内におけるそういう悪い警備業務、やり方というものが、千葉県の本社のあるところで行なわれた。しかし、こういう本社の中で行なわれておるそういう警備業務の悪いやり方、法律違反になるような悪いやり方というものが新潟や茨城の営業所に当然に及ぶといふような場合におきましては、当該公安委員会におきましてそれそれ処分が行なわれるであらうといふふうに思ふわけでございします。これは公安委員会の制度のためえからそうならざるを得ないといふふうに解するわけでございします。ただ、それが千葉県内のある営業対象だけで行なわれた部分的な法律違反であつて、新潟、茨城県のほうにまで及ばないという性格の、そういうふうな法律違反であるならば千葉県内だけの処分にとどまるといふことを申し上げたわけでございします。

○上林繁次郎君 そうしますと、その会社が重大なミスをした、いわゆるこの法律に抵触すれば犯罪ですよ。そういう場合、その支店が、営業所が千葉県、新潟県にある、そういう場合に重大なミスだといふことであれば、当然新潟にも茨城の営業所にも私は影響してくると思う、同一会社だから。そういう場合にはこの罰則が、いわゆる営業の停止、こういったことが行なわれるのだ、こう考えていいわけですか。

○説明員(川崎幸司君) まあ重大な法律違反といふ場合にもいろいろな態様が起り得るであらうかと思ふわけでございしますが、そういう重大な法律違反といふものが、本社が千葉県にあった場合におきまして、そういう本社の機能の中で茨城なりあるいは新潟にも及ぶといふふうな、そういう意味での重大な違反があつた場合におきましては、それぞれの当該公安委員会で適切な行政処分が行なわれるといふふうに解すべきであらうといふふうに思つております。

○委員長(玉置猛夫君) 本案に対する午前中の審査はこの程度とし、午後二時半まで休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後二時三十四分開会

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、橋直治君及び稲嶺一郎君が委員を辞任され、その補欠として片山正英君及び古賀雷四郎君が選任されました。

○委員長(玉置猛夫君) 休憩前に引き続き、警備法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○河田賢治君 他の委員がほとんど質問はもうされておりますので、できるだけ重複を避けて二、三の問題で質問したいと思ひます。

御承知のとおり、この法案が提出された積極的な面は、つまりいま警備業務が性質上適正に実施されることが要請されると、そして、どちらかというと取り締まりに重点があるわけですから、世間の非難を受けるような、世人の非難を受けるような問題も起きておるといふことを言われたわけですね。なるほど個々の個人のたとえばガードマンがいろいろな犯罪を犯したとか、いろいろなことがあげられたわけですが、これは何もガードマンだけでなくて国家公務員にもありますし、地方公務員その他の公社関係にもあるわけですね。いろんな個人として見れば、だからこれは何も全部を取り締まるということではできないんですが、しかし、ここで私が、この法案の提案としては世人の非難を免れるという方向へいかなきゃならぬわけですが、これがどうもこれまでの御答弁によりまして、いろいろ規制はしておるけれども、かなり不十分不徹底なものがたくさんあるように考えられるわけですね。その点、もう一度そのところをひとつお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(本庄務君) この法案の提案理由につきましては、すでに何回か話が出ておりますので、やや重複する点があるかと思ひますが、御案内のように、昭和三十七年に初めて日本にできました警備業というものが、その後社会の需要に応じまして業者の数もふえましたし、警備員の数も急増してまいりました。まあ大部分の警備業者及び警備員ははじめにその業務をやつていられるわけでございしますが、だんだんふえてくるに従ひまして幾つかの問題が生じてきております。一つは、依頼者との関係におきまして、依頼者の信頼を裏切つて警備中に物を盗む、あるいは第三者、一般市民との関係におきまして、警備業務を行なう際に行

き過ぎ等がございまして、不法事案、あるいは不法といかないまでも不当な事案が発生するといふことが出てきておりました、こういった状況でございしますので、大部分の者はいいいたしましたけれども、この状態をこのまま放置しておきますとだんだんそういった事案が広がって、そういう不心得者がふえてくるということになるおそれが多分にございしますので、そういった不法不当な事案が起らないように防止するために最小限度の規制をいたしたいというのがこの今回の警備業法の提案理由でございまして、いままですべて野放しといひますか法的な規制がございしませんでしたので、現在の情勢の上に立つて最小限度の規制をして適正な警備業務が行なわれるようにいたしたいといふのが趣旨でございします。

○河田賢治君 一つ伺ひますが、それではこういう警備業者あるいは警備員が、この法ができていせんからかなりそういうところは野放しであり自由であつたと、しかしこれまで行なつた、たとえば株主総会へ出て若い人を傷つけたとか、あるいは先ほども労働争議で四日間か五日間の婦人なんかもけがをさせている、それから成田ではあつたけれどもガードマンが警棒をふるつて無抵抗にひたひたの少年の頭をなぐつたとか負傷をさせたとか、こういう問題があるわけですね。最近のあなたのほうのお調べで、あなたのほうでも右翼の団体や何かは特にマークしておると、調査しておるといふことを書かれてありますね、新聞に。だから、そういう警備業法そのものはまだ実施されませんけれども、こういう団体なり警備員が、ここ一、二年のうちに何らかのそれらの活動によつて法に触れるようなことがあつたかどうかですね、そういうことはありませんか。

○政府委員(本庄務君) 特に右翼だけということではなくして、警備員の中で、先ほど申し上げたような不心得者がいろいろな犯罪を犯して検挙されておるといふ事例はございします。午前中もちよつと申しましたが、昭和四十六年、昨年一年間だけを見ま

すと六十九件、人員にいたしまして七十二人という数字になっておりますが、これは一般の刑事犯あるいは交通違反、そういったものの全部含めての数字でございます。

○河田賢治君 こういう警備会社があるんですね。これは昨年六月の新聞ですけれども、「インスタン・ガードマンに仕立て」、「ただ働きさせる」、「警備会社社長を近く送検」ということが出ております。たくさんいなかからの出かせぎや失業者を三、四月月ただ働きさせていた。これは思想的には「皇国青年社」——右翼団体です。「児島現社長が再建に乗出した」、「トラブルが起きた、こういうように書かれていたわけですね。恐喝や何かもやっております。非常に悪質なこういう社長がおられるわけですね。しかし、これは単にこだけではなく、自治省に伺いますが、私もよく調べてないんですが、来ておられますね。那珂湊ですね、あそこはどういうふうな事情で警備会社と連絡をとって入れたのか、その関係。

それから最近の東京の保谷市、こどもガードマンを採用して戸籍や何かの処置もさしている、こういう事件がございます。これはいろいろ考えますと、やはり職業安定なんかの関係にも触れるんじゃないかと思いますが、この辺のところを自治省のほうでおわかりでしたら、ごく簡単に警備関係のことを中心にひとつ御説明願いたいと思っております。

○説明員(大橋茂二郎君) ただいま御質問がありました那珂湊に関する問題につきまして私のほうからお答えいたします。保谷市のほうは振興課長のほうからお答えしたいと思っております。

新聞等で報道されましたように、四十五年の大体五月ごろから組合活動というものが非常に激しいという状態におきまして、二回にわたってガードマンというものを入れたというよう実情が那珂湊にあります。初めの第一回の場合は、四十五年の八月三十一日から五日間というのがございますが、これは委託という形で国際警備保障という会社に出したものでございまして、これは支出

としては一般の委託費の中で出しております。したがって雇用という形はとっておりません。二回目では問題になりましたのは、四十六年の一月十一日から十日間、特別防衛保障会社というところの職員を二十名ばかり採用したということでございます。事態はこのころになりますと、たいへんいろいろ紛糾しておりましたので、市長あるいは助役、あるいはそれを指導します県の人から聞きまして、必ずしも事情ははつきりいたしておりませんが大体話を総合いたしましたところでは、三ヶ月ぐらいの臨時職員というふうな形におきましてこの二十人を採用したということでございます。臨時職員につきましては、一般的に職員の採用につきましては、競争試験または選考によるということでございますが、この場合におきましては、選考という形で助役が面接して採用した。したがって、その給与につきましては、一般の賃金というところで支出されているというふうに承知いたしております。

○説明員(砂子田隆君) 保谷市に関して私のほうからお答えいたします。

保谷市の警備の問題につきましては、昨年の九月から宿直業務を株式会社リレイ・サービスに委託をするという形で行なわれております。この委託をいたしました直接の原因は、職員の勤務条件に關しまして、市の職員組合と市の執行部との間で意見の相違がございまして、組合が宿直業務を拒否したということから始まっておるようであります。委託の内容については若干の不備等がございますが、要するに、市にいたしましては、少なくとも住民に対するサービスというものを従前どおり引き継ごうということでこの会社に委託をいたしましたのであります。ただ、この中に、ただいま御指摘がございましたが、宿直直をさせる段階におきまして、死亡届けであるとか、あるいは埋火葬の許可を与えるということが宿直直の業務として保谷市の規定の中にございまして、それをそのまま引き継がしたというところの問題があったように聞いております。新聞もまた

そういう報道をいたしております。私のほうも保谷市をさつそく呼びまして、いろいろ事情を聴取いたしましたところ、そういう事実があったようでございます。私どものほうにいたしましては、少なくとも事実行為の委託ということにはかまいませんが、純法律的な行為、すなわち許可を与えるとか法律行為を受理するということとは、少なくとも警備会社に委託する仕事ではないということを保谷市のほうに伝えておりました。保谷市のほうでもさような処置をとるというのを言っておりますので、すでに改善をされておるというふうに伺っております。内容としてはそういうことでござい

○河田賢治君 職業安定法によりまして、労働争議をやっているところへ人を雇っちゃならない、雇わしてはならないというところになっていて、職業安定所自身また民間の事業所も、これはやっぱり争議なんですか、こういうところが行なわれても、これに対して職業安定法の違反に全然なっていないというふうな問題が出ていたわけですね。こういうもので、やはり現在いろいろな形でガードマンの扱い方については法の法律にひっかかるような問題でも、これがやられていないというふうな問題が相当あるんじゃないかと思うのです。

ですから、この点で特に地方自治体などは、まあ労働組合も労働組合だと思えます。いつまでもそんなことを半年以上も野放しにして、警備員が入っているのに知らぬ顔をしているように、ちよつと私も労働組合も感心はできませんが、やはり市当局がそういう問題を解決する方向で努力しなければならぬ。自治省のほうも、こんな形でどんな事務を民間に委託していったら、自治体の仕事はみんなガードマンまかせになる、おそろしいことだといって新聞には書かれておりましたけれども、しかし、そういうふうに関連した法律で取り締まれば取り締まられるし、また取り締まらなければならぬ問題も放置されていることがしばしばあるわけですね。ですから、私たちは、今度のできます法律につきましても、また非常に抽

象的でなかなか具体的な取り締まりをやるといふようなことは書かれておりませんが、この点で非常な疑問を持つし、この法律の効果というものを疑うわけなんです。

そこで、この役員の問題です。個人業者の問題としては、これは一定のあれがあるわけですね、禁錮以上の刑に処せられても三年経過すれば大体いいということになっております。それから会社の法人についてもそういうことになっております。会社法人では顧問なんかはどうなっておりますか。代表者にはなりませんけれども、役員ではあると思うのですが、これは問題はないのですか。顧問とか相談役とか、常務取締役以外は入るませんか、入りますか。

○政府委員(本庄務君) 顧問は法律的にはこれに入らないということになっております。

○河田賢治君 これはまあ衆議院の船田さんが顧問なんかされているので、ちよつとその辺も聞いておくわけなんです。

御承知のように、この法律でこういうものを持ちまして、悪いことをする者は、表面には何ら刑罰に触れない人を立てる、しかし実際には裏から、つまり糸を引くといえますか黒幕といえますか、そういうものができ上がるわけですね。これを表面的に取り締まるということとはなかなか困難ではあるかと思えますけれども、実際にはそういうことが行なわれるのじゃないかというふうに考へるわけです。この辺について、しかも、いま警備業者並びに警備員もそうでありますが、いろいろな法の中をくぐるというのはなかなか今日ではじょうずなやつがたくさんおりますからね、それで実効があまりないのじゃないかというふうに考へますが、どうでしょうか。

○政府委員(本庄務君) 法律の規定の穴をくぐっていわゆる脱法行為をやるといふことは、いろいろ法律がたくさんございしますが、これを絶対に防ぐというところは非常に至難なことかと思えます。したがって、この警備業法におきましても、先生御指摘のように、顧問であれば該当しな

いという事になりますと、実際はあまりよろしくない人間が顧問という名目でタツチをして、實質的に陰で支配をするという事はこれは理論的にはあり得ると思ひます。これは何も警備業法だけではない、全部の法律についてそういうことが可能でございませう。そういったものにつきましても、対策措置、これはこの法律だけで直ちにそれを排除するとかいうことはきわめてむづかしいかと思ひます。いろいろくふうするればある程度手段は講じられるのではなからうか。また、そういう悪い人間がバックになつていて指図をしてやる場合には、その事業の実態面におきまして、やはり何らかのよろしくないことが現象面に出てくる場合が多いわけでありまして、そういったことが既存の各種の法令に触れる、そうすればその法令に従つて処断をするという措置が一つとれるわけでありまして、他の脱法行為につきましても、そういったことでできるだけ實質的に排除をしていきたい。かように考えておりますし、この警備業につきましても同様であらうかと思ひます。まあそういった他の既存の法規を十分に活用することと、それからもう一つは、今度新しく活用しておりますこの警備業法の規定も十分に活用いたしまして、その黒幕のさいはいによる警備業務がこの法律に触れるような、必ずまますいしつぽを出すことが私はあると思ひます。しつぽを出せば、この法律の規定を適用して処断をしていく、そういうことにしたいと思ひます。その顧問そのものは処断はできないにしまして、その顧問の事実上の指揮を受けて業務を実施する表向きの業者あるいは警備員はこの法律によつて措置ができる。かようにいろいろ、いまいわゆるあの手この手を使って、先生の御心配のようなことがないようによつてまいりたいと思ひております。

○河田賢治君 では、さらに護身用具ですね、まあ先ほど来だいろいろ話がありましたが、これはすべての警備員に一定の条件のときには持たしていい、こういうお考えなんですか。

○政府委員(本庄務君) すべての警備員に積極的

に持たせるといふ考え方は私たちにはございませう。一般人が、法令によつて禁止されたものを除いて護身用具を持つことは現在自由でありますから、それと同じ意味におきまして警備員も持てるわけにございまして、また警備員は、その仕事の性質上持つ必要があると思われ場合が多いであります。また現実には持っていない場合があるようございませう。しかし私たちとしては、必要がないのに護身用具を持たせる、そういうようなことは全く考えておりません。

○河田賢治君 まあ警察官のこういう護身用具、ピストルとか拳銃とか、あるいはこん棒ですね、これらについてはかなりきびしい規定をしているわけですね。そうしますと、これなんか持たしていても、ほんとうにそれを行使するの、警察官にいわれているような、ああいうたくさんな法律があります、こういうものがこれらによつて守られるかどうかといふことが一つ考えられるわけですね。この辺はどうなりますか。

○政府委員(本庄務君) この警備員が持ちます護身用具につきましては、先ほど申しましたように、一般の人が持つのと全く法律的には同じ意味合いのものでございませう。したがって、その使用に当たりましては、正当防衛とか緊急避難とか、自分の身を守るためにほんとうに必要な場合に限定される。つまり一般の既存法令によつて律せられることになるわけでありまして、その限界を越えればこれは違法行為になる場合が多いと思ひます。したがって、警察官が法令に基づいて護身用具を携帯する場合と、その辺は異なる面があるわけにございませう。

○河田賢治君 最近、警備の業務というものがいろいろ発達しまして、ほんとうにはもう実際の建築物を警備するといふようなことはだんだん少なくなつてきていくわけですね。それで、何というか、パトカーですか、ああいうものでずつと警備区域を回つていふようなことがあるのですけれども、この警備会社が発行しておりますものの中にも、これは警視庁が何されたいの、

が、一九六九年ですか、二〇八号連続殺人事件、これは警備会社のシステムに写つてきてランブがついた。それでパトカーが行つて、そして入つて一〇番を牛乳配達員に頼んだ。そしてそこで初めて現行犯とわたり合ひわけなんです、相手はピストルなんか持っておりませんから、少々このこん棒くらいでは追つかないかもしれませんが、いすれにしても、それで逮捕されたといわれ

ております。警備業につきましても、まあ今日のシステムによつて、実際にこの建物の中にいて、おかしなやつが来やせぬかといつて待つて見ます。それは大きいところでは、あるいは待つていふものもあるかもしれませんけれども、あまりそういうときに護身用具といふもののかかえて歩くこともだんだん少なくなるのではないかと。しかし一方、パトカーで追つかけていつて犯人を現行犯でつかまへなければならぬ、警察官がくれば渡さんならぬといふような場合には、なるほどパトカーに乗つていふ諸君のほうから何らかの身

に一物を持つて防衛しなくちゃならぬといふような事態も起こるわけですね。そういう点についてはどうなりますか。

○政府委員(本庄務君) 警備業務といふのは、先ほどから申してまいりますように、私人の需要に応じ、要するに、委託を受けて依頼者の財産あるいは身体を守るという仕事でございませう。そのために特別の権限も何らかないわけにございませう。ところが警察官の場合は、御案内のように、そうではございませう。一般公共の安全、いわゆる治安維持の責任がございまして、身の危険をおかして犯人を逮捕するといふようなことが要請されてい

わけにございませう。しかし、警備員につきましても、そういうようなことは法律上ももちろん要請されておられますし、社会通念上もそういうことを期待はしております。警戒、防止といふこととでございませう。まあ怪しげなものがきた場合には警察になるべく早く通報をしてもらつて、そういうピストルを持ったような凶悪犯人のよう

な場合には、警察官が現場に急行して逮捕するといふのが仕事の筋であらうかと思ひます。もちろん、中には勇敢なガードマンがいて危害をこうむつたといふこともあるようございませうが、私どももいたしましては、そこまでやるべきものであるとも考えておりませんし、また要請もいたして

おります。そういう意味におきまして、ピストルはもちろ、それ以外の護身用具につきましても必要はない。一定の限度、警察官のせいぜい警棒程度のものを持つといふのが妥当な線ではなからうか、かように考えております。

○河田賢治君 一般にはそういうものは持たぬわけですから、普通はあまり。こういうガードマンだからといって特別なあれをする、そのために警察があるのですから。悪人がどんどん忍んでくるとか、あるいは強盗で悪いことをするとか、そのときにはガードマンじゃなくて、警察が主たる治安を維持し、身体と財産を守つていくという役目があるわけですから。この点で私ちよくとお伺ひするのですけれども、最近警察官などで、若い方がこういうガードマンなんか、待遇上の問題で警察官をやめて、それでこういうガードマン会社におつとめになる方が多いんでしうか。

このガードマンなんか、これには、年齢からいうと二十八歳ぐらいだといふこともいわれているんですね。比較的自衛隊、警察官、消防団員、これらが多いと書いてあるけれども、一方では右翼のおかしな方がありますが、そういうことが書いてあるのですが、その点はどうです。ちよつとと聞きたいのです。

○政府委員(本庄務君) 若い警察官が警察官をやめてガードマンに転職したといふ事例は、少なくとも私自身は一件も聞いておりません。

○河田賢治君 それならそれでいいです。しかし警備会社の役員の方に、重要なところにかなり警察に關係された方がおられるわけですね。これはちよつと古いのですけれども、たとえば綜合警備保障会社、この社長さんは何ですか、村井順さんですか、これは内閣の調査室の室長もやつてお

られて、どこかの警察の本部長もやっておられた、こういう肩書きも持っておられるわけです。あと取締役、全部私知りませんけれども、それが出ております。それから日本警備ですが、日本警備になりますと、だいたいここには多いですね。取締役の吉田正一氏、この方は厚生省を経て警察庁東北管区警察局長をやっておられる。それからまた相談役の岡田謙二氏は、石川県知事をやり、警視總監もやり、内閣防衛事務局長を経て海外移住事業団の理事長もやっておられた、こういう警察の方もおられる。それから相談役の戸谷さんも、職歴は警察庁通信局長をやっておられた。それからまた相談役の杉本さんも、消防大学校長を経て日本消防検定協会の理事をやっておられた。ですから、こういう役員の方が、一般のガードマンはあまり関係がないとしても、役員の方は相当警察の古い経歴を持った方がおられるわけですね。この辺についてあなた方はどうお考えになりますか。

○政府委員(本庄務君) 若い警察官じゃなくて、年輩といいますが、一応社会でいうと定年年齢に達した警察官が退職後警備会社に入っている事例、これは確かにございます。警察官でありまして、やはり一定の年齢になりますと、後進に道を譲って退職するのはこれは当然でございます。また、退職した以上は第二の新しい職場にかなければならぬ。そうしますれば、いろんな民間の事業に就職することはこれはまた当然でございます。その事業の一つとして警備会社があるという点も、これはまた自然な姿であるかと思えます。大体大部分の方が——村井さんの場合は、これは御自身が会社を始められたわけですから、ちよつと事情が違ふかと思いますが、あと退職された人が請われて警備会社に就職されたという例は私も幾つか聞いております。このこと自体は、別にそう特別ですめることでもないし、そうかといつてまずいことでもないし、ごく人生の自然の成り行きの姿ではなからうか、かように考えております。

○河田賢治君 この警備会社が、警備だけでなく、ここに書かれておるが、それ以外にまあいろんな「総合」ですから広い範囲の仕事をやっているわけですね。そうすると、ここでは総合警備保障会社の調査部門のどこを見てもみましますと、「個人法人、各種事件などに対する調査」、「特殊調査」をまずやる。その中に「思想調査、特定人物、団体組織の思想動向、背後関係、運動目標の調査」、こうあるんですね。その次に、「行動調査、素行に關し尾行、張り込みなどの秘密調査」もやる、こう書かれておるわけですね。だから、これは相当興信所以上のいわば私的な、警察と同じような仕事をやっておられるわけですね、ここで。

それからまた、もう一つ聞いておきたいことがある。この中の警察犬というのは、警察だけが持っているのですか。それともほかに警察犬という名のつく犬がおられるわけですか。このところを聞いておきたい。

○政府委員(本庄務君) 質問は警察犬でございますね。

○河田賢治君 犬。○政府委員(本庄務君) 警察犬というのは、俗に警察犬と言っておりますが、別に法律上の用語ではございません。いわゆる警察的な何といいますが、犯人の品物をおいをかがして、そして犯人の行動を探索する、そういう性能といいますが、府県によつてはそういうのをしよつちゅうお借りしておるという場合に、何といいますが委託みたいなやつで警察犬という名前をつけておるものもあるようでございまして、別に法律上確定したものではないでございます。

○河田賢治君 広告の中にこういう犬もありと、ちゃんとこういう説明もあるわけですね。警察の犬を特に交換し合つてやっておるような感じを受けるわけですね。

そこで、先ほどいわゆる調査部門と、こういう私的ないろいろな問題を調査する機関があるわけですが、警察はこういう警備会社に、犯人の捜査

あるいは犯人の逮捕に何か有力な協力を得る目的で、こういう会社にいろいろ金なんか出して協力してもらおうというようなことはありませんか。

○政府委員(本庄務君) 御質問のようなことはございませぬ。

○河田賢治君 そうすると、こういう調査もされたことはないのですか。

○政府委員(本庄務君) いま先生がお読みになったのはこの会社が知りませんけれども……

○河田賢治君 総合警備。

○政府委員(本庄務君) いわゆる思想調査とかなんとか、そういったようなことについてはやっております。

○河田賢治君 これははっきりしておきませんか、警察官のあなた方から見ると先輩ですね、そういうところと、どこでもこのごろ御承知のようにいろいろな管理職と云々ということが問題になる。こういう警備会社は、一面こういう捜査にひとしいような調査もするということになれば、これはあなた方がこれを利用しようと思えば利用できるわけですね、いろいろな関係で。赤軍問題ではずいぶん協力者がつくられたけれども、将来こういう警備会社に対してあなたの方のほうでは協力を求めるというふうな、金銭なんかを出して調査を依頼するということとは絶対にありませんか。この点をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(本庄務君) そういうことは毛頭考えておりません。

○河田賢治君 以上で時間が参りましたから質問を終わりますが、いすれにしましても、この法案が、現在、特に右翼団体などがやっておりますが、ドマンなど、また会社なんかに対して、かなりわれわれから見れば違法と思われるような疑いのある行為もずいぶんしておるわけですね、けれども、あまりこれが有効に取り締まりもできていない。

他の法律でやらねばならぬと思はれるにもかかわらず、新聞によりまして、飯島さんという社長は逮捕歴が四回ある。そして「主婦と生活」で

すか、三光自動車、東京発動機、日大芸術学部、こういうので、このうちでは懲役刑を受けてまだ猶予中であるときに、そういうまた問題に入っているわけですね。つまり紛争の中へ入っていわゆるガードマン的な行動をやっておるわけですね。今度の法律でどうなるか知りませんが、こういうかなりいろんな事件に關与して、そして暴行を働くとか、あるいはそのほか威圧をするとかいうようなことが行なわれて、しかもこれがあまり問題にならぬようでは、今度は法律つくりまして、さつきから問題が出ておりましたように非常に抽象的な、第二条でしたか、雑踏のところの警備の問題、それから第八条の問題、これなんかかなり矛盾する内容を持つわけですね、厳密に解釈すれば。そういうふうにして、今度のこの警備の取り締まりというふうにしては、内容的にかなり抽象的であるから逃げられるおそれもあるし、またこれまでの警察その他、これらの仕事に対していろいろな違法な疑わしい問題を起しておるにもかわらず何一つ行なわれていないというところを見ましても、あまり私たちがこの法案に対して大きな成果をおさめないだらうというふうな考へるわけですね。この点で、私たちはやがて討論あとでいたしますけれども、とにかく問題は、ほんとうのいまの事情に應じた警備法の取り締まり、まあ発展さすものは発展さすというよりは二つの道があるわけですから、一方においてはやはりきびしい取り締まりをして、ほんとうに警察官として、警察がいわゆる代行をするようなものをだんだんつくるといふようなことは、これはもう警察自身にとっては私は自殺行為だと思ふんです。だからその辺は十分注意して、この法案ができたときには、この運用に十分留意してもらいたいということを希望して質問を終わります。

○委員長(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。○神沢清君 私、日本社会党を代表して、本法案に対する反対の立場から意見を申し述べたいと思います。

もとより、現在、警備業の実態にかんがみまして、警備業に対する規制の必要は認めるものであります。が、本法案の内容は、必ずしも適切に対応していないという点をたいへん遺憾とするところであります。本法案は、「警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正を図ることを目的とする」としているのではありませんが、しかしながら、その内容とするところは、むしろ第一には、警備業を法律をもって公認をしていこうという点であります。しかも、それは人の身体に対する危害の発生をその周辺において警戒し防止すること、あるいは盗難、交通事故等の発生を警戒し防止すること等としているのであります。これは言うまでもなく本来警察の任務でありまして、このような業務を法律的に認知するということは、やがてはこの法律を根拠として、私設警察の公然性を許していくことになりはせぬかという民主主義への大きな危惧の存するところでありま

す。第二には、一応法案の中で、警備業者はこの法律によって特別の権限を与えられるものではなく、「他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」とされてはおりますが、すでに今日までの幾多の事犯が示しておるように、さらにはガードマン本来の体質からして、この程度の一片の形式的規定ではとうてい律し得ないものと思われま

す。第三には、本法案は、警備業者及び警備員に対して幾つかの警察的取り締まりの規定を内容としておりますが、しかし、その運用のいかんによって、結果として警察支配を拡大することになり、警察への従属関係を強め、ひっきょうは、警察がそのことをたとえ意図することの有無にかかわらず、警察の補助組織化に発展していくことになりはせぬかという、これまた大きな疑問の存するところでありま

す。以上の観点に立つて本法案に反対をいたします。○増田盛君 私、自由民主党を代表して、本法案に賛成の意を表するものであります。本法律案は、民間の行なっている警備業について、その業務の現況にかんがみ、警備業者の届け出制度を設けるとともに、警備業者及び警備員が順守すべき事業等を定めることにより、その業務運営の適正をはかるうとするものであります。民間における警備業は人手不足、夜間勤務従業員の不足等、経済の高度成長に伴う社会情勢の変化に対応し、この十年くらいの間急速に発達し、いまでは警備業者約四百五十社、従業員約三万数千人に達するといわれ、その需要は今後も増加する傾向にあります。しかし、このような警備業の発展の反面では、業務の内容あるいは態様が警察事務等としばしば類似する点があるため、その業務の実施の過程で犯罪その他の不祥事が発生し、国民の危惧を招いたこともあったのであります。現在、民間警備業の規制は野放し状態であり、その実態すら明確にできない状態にあることははなはだ遺憾であります。したがって、警備業に対し何らかの規制を望む声は、その利用者並びに一般国民の強い要請となつてきていたのであります。

法律案は、警備業者及び警備員に何ら特別の権限を与えることなく、しかも届け出制度の実施によつて適切な行政指導を行なう契機とするにとともに、警備業者等の適格性を規定し、警察官等と見誤るような服装を規制し、不必要な護身用具の携帯を排除し、警備員の資質の向上をはかるうとしております。私は、本法律案は、国民の要請に基づき、警備業に対する需要の傾向を考慮しつつ警備業の行き過ぎを是正し、国民生活の安全を守る観点から立案されたもので、きわめて適切な措置であると考えます。以上の理由により、賛成の意を表するものであります。○上林繁次郎君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております警備業法案に対して反対の討論を行ないます。最近の社会経済の進展により、各方面から警備業者の需要が激増し、急激な発展を見ております。それに伴ひ警備員の不祥事件も増加し、世間の批判が高まりつつある現在、これらを規制するための本法案に対しては何ら否定するものではありませんが、しかしながら、警備業が、今後の国民生活において悪影響を及ぼすおそれがあると考えられる現状において、本法案にはあまりにも多くの問題点を含んでおり、したがって、本法案に賛成するわけにはまいりません。以下その理由を申し述べます。その第一は、警備業務の定義に、人もしくは車両の雑踏する場所における事故の防止の業務を行なうことになっておりますが、本来これらの業務は、警察官及び交通巡視員が行なう業務であるにもかかわらず、警備業者にその業務の一端をゆだねるがごときあり方は好ましくありません。現在ですら、警備業者が権限を与えられているのかのときふるまいは、国民に多くの疑惑をもたらしているものであります。このような現状を考へるならば、さらにその疑惑を助長させることは明白であり、したがって、反対せざるを得ません。反対理由の第二は、人の身体に対する危害を防止する業務と規定されておりますが、本来、これらの行為も警察の業務であり、このような規定は

警備員に対してますます特権意識を助長させ、さらにはこれを公認するような結果となりかねないのであります。いままでも国民の非難を集めた事例として、那珂浜市の臨時職員問題、成田問題、テッソ株主総会における一株株主とガードマンの乱闘事件等々は、不当な介入と言ふ以外はありません。今後とも予想されると思われる労働争議、学園紛争等における不当な介入を防ぐためにも、第八条の「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」というような抽象的な規定でなく、労働争議等の規定を明確にする必要があると思ふのであります。

わが党は、警備業法の制定の趣旨には賛意を表しますが、しかしながら、ただいま述べたように、不十分な法案では将来問題が残ることは必然であり、したがって、本法案に反対するものであります。○中沢伊登子君 私は、民社党を代表して、警備業法案に対し反対の意思を表明いたします。反対理由の第一は、警備員に護身用具を公然と装着することを法律上許すことになりま

す。全く私的に雇われた私的警備団の武装化を促すおそれが生ずるのみならず、極言しますならば、このような警備団が暴力団の経営する会社や事業所等に雇われた場合は、その外郭的役割りを果たすことにもなりかねません。したがって、これら警備員には、夜間警備の任に当たっている以外の一切の時間は、護身用具を手にさせないよう厳格にすべきものであります。しかるに、衆議院での修正によれば、都道府県の公安委員会が護身用具の携帯を禁止または制限することができるといった程度のまことに甘い規定しか加えておらないのであります。はなはだしく不満とするところであります。

第二の理由は、現在デパート、大きなビルディング、その他工事現場等で雇われている警備員は、雇用者の専管に属する区域以外の公道等においてまで交通整理を行なつておりますが、混雑する地

域における交通整理は、私が言うまでもなく、本職の警察官でさえ特別の教育、訓練を必要とされているのに、何らこのような教育、訓練を受けていない警備員がそれを行なっていることに不審の念を抱くのは私一人ではありません。それが法律上も公然と今後行なうことができるのだという事になりなると、公道等における公衆の安全確保は一体どうなるのか、危惧せざるを得ないのみならず、警察固有の業務を民間の警備業者にゆだねるということになり、統一ある交通警察行政を現場で崩壊させる以外の何ものでもありません。しかも、このような場合、交通整理の間違い、不手ざわから事故でも発生した場合は一体だれが責任をとるのか、大きな疑問があるのであります。第三は、過去の例にも見られるように、労働者の労働基本権に基づく争議の際、あるいは地方自治の本旨に反する自治体の長が警備を雇い入れてきた事実があります。これらの事案について、今後とも介入させないという厳正な規定がありませう。

以上のような理由によって、私の反対討論を終わらせていただきます。

○河田賢治君 私は、日本共産党を代表して、本法案に反対するものであります。

今回提案された法案は、きわめて相矛盾する問題をたくさん含んでおる。そしてたとえ第二条の第二項、第八条等々はその大きな例でもありますが、しかもこの法案の業者並びに警備員のあり方、営業については、これは御承知のとおり一定の制限はありますけれども、これはもう実際上は空文にひとしくなるものであり、また警備業者が警備員に対して護身用具を持たせることは、これは明らかに今日あらゆる国民をいば敵にした考えのもとにこういう用具を持たすのであって、しかも警察官自身も拳銃あるいはこん棒等の使用についてはかなり厳正な規制をされているのに、ところがこの警備業者については、そういう規定は、ただ持たすというだけであって、それらの使用については何一つ書かれていない。だから結局

こういうことによつて、今日の資本家が労働運動、あるいはその他市民運動や、そのほかいろんな今日公害反対闘争等で立ち上がっている人民に對して、今後ますますこれらが私設の警察官、私的な警察官として働く役割りを持つに違ひありません。今日この業者並びに警備員に対する罰則等々を見ましても、何一つ基本的な問題でこれを押えていくという姿勢がないのでありまして、したがって本法案は、ますます警察官上層部と、それから警備業者との癒着ということが密になればなるほど、これは大資本家並びに警察、そしてこの警備業者、これらの三位一体のいわば支配を強めて、そして人民に對立するものであると考えるのであります。したがって、私たちは、この法案に断じて賛成するわけにはいきませんし、反対するものであります。

○委員長(玉置猛夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、安井謙君、原文兵衛君及び鍋島直紹君が委員を辞任され、その補欠として金井元彦君、内藤三郎君及び佐藤隆君が選任されました。

○委員長(玉置猛夫君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

警備業法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(玉置猛夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○寺本広作君 私は、ただいま可決されました警

備業法案に對し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、各派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

警備業法案に對する附帯決議案
政府は、本法の施行にあたり、特に左の諸点に留意し、遺憾なきを期すべきである。

一 警備業者および警備員は本法によつて特別の権限が与えられているものでないことに十分留意し、行き過ぎることがないよう指導すること。

二 警備業務を行なうにあたっては、職業安定法の趣旨を十分尊重し、労働者供給事業に該當するような行為のないよう厳正を期すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(玉置猛夫君) ただいま寺本君から提出されました附帯決議案を議題として、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(玉置猛夫君) 全会一致と認めます。よつて、寺本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、中村国家公安委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中村国家公安委員長。

○國務大臣(中村實太君) ただいまの決議の趣旨を尊重いたしまして、皆さんの期待にこたえてまいりたいと存じております。

○委員長(玉置猛夫君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ちよつと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(玉置猛夫君) 速記起こして。

○委員長(玉置猛夫君) 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○小谷守君 この法律案の提案理由によりますると、「昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等の額を昭和四十七年十月分以降一〇・一%増額するとともに、年金改定の方法につきましてもその簡素化をはかることとする」と、こういう御趣旨のようでありますが、そこで、まず伺いたいのは、この一〇・一%の増額ということとありますが、その根拠を御説明願いたいと思ひます。

加えて、改定の方法の簡素化ということとありますが、どのように簡素化をされたのか、そういう点についてまずお伺いをしたいと思います。

○政府委員(林忠雄君) まず、一〇・一%の算出の根拠でございますが、これは一口に申し上げまして恩給に準じたものでございます。恩給が今年一〇・一%引き上げられるということになりましたので、従来すべてこれらの改善は、改革は恩給に準じて措置してまいりましたし、今後恩給に準じた措置をとるということで恩給と同じ一〇・一%という数字を採用したわけでございます。それから恩給の一〇・一%というのは何の根拠で一〇・一%になったのかということでございますが、これはあるいはすでに御承知かと思ひますが、四十五年度分における公務員給与の改定が一〇・一%だったわけでございますけれども、この一〇・一%のうちで七・三%は四十五年度の物価の上昇分というふうに定義づけられておりますので、この共済の年金につきましても、物価の上昇分はまるまる見るといことで、まず七・三%を

そのまままるまる積み上げました。一二％から七・三％を引いた残りの部分、これは公務員給与につきましては、その一部分は国民生活の平均的な水準の上昇に見合う分と、それからその残りの一部は職務の重要性の増加とか、職務における生産性の向上とかいう、公務員の現職としての必要性に基づいたもの、こういうふうな説明されておりますので、退職した公務員の年金についてはその前者、つまり国民生活の平均的な水準の上昇に見合うもの、これをやはり見るべきである。その後者の職務自体の重要性の増加とか、生産性の向上ということとはすでに退職をした人であるから、これは見ない。こういう考え方のもとに物価上昇分をまるまる一〇〇％見、残りの部分のうちの六割が国民生活の平均的な水準の上昇分である。これを見る。それを合計いたしますと、一〇・一％になる。そこで恩給の改定率が一〇・一％である。こういうふうな説明をされております。その数字を地方公務員の共済年金についてもそのまま使う、そういう根拠のもとに今回のこの法案を御提出してございます。

それから後段の御質問、年金改定の方法はどういうふうな簡素化されたかということでございますが、これは従来はやや複雑な方法をとっておりまして、昭和三十五年の三月三十一日に、それぞれの地方団体で施行されていた給与関係の条例がございまして、その条例が本人の退職の時期がいつであるかにかかわらず、退職の時期までそのままベース改定も何にもなく施行されていたと仮定して、退職したとき、その条例によれば給与は幾らになっていたか、それを一人々々についてとらえまして、それに一定率をかけて、仮定俸給といいますが、俸給の仮の金額を定める、それを根拠にしてはじき出しておりました。したがってこの方法によります場合は改定が非常に複雑でございまして、それぞれそれこそ一人々々について、しかも十二年前に施行されていた条例をそのまま適用して計算するというたいへん事務がやかつかいと申しますか、事務が繁雑でございましたのと同じ

に、年金をもらわれる方のほうからすれば、自分が幾ら改定になるのか、何％上がるのかというのが計算してもらって見ないとわからない、こういう不便がございました。

さらにもう一つの方法は、俸給表上、町村長さんのような特別職は昇給というものがありませんから、三十五年三月三十一日の月給がそのまま退職のときまであったというふうな計算される。つまり給与改定が非常におくれる。反面、技術職のような俸給表の俸給間差額と申しますか、一号ずつの上がる差額の多い職員はある意味では得をするという個人々々、一人々々によって非常に不均衡がある。したがって同じ年に、同じ月給で退職した人でも、一方はその後の上がり方が非常におそい、一方のほうはその後の上がり方が早い。年とともにその差は開いていくという不均衡があったわけでありまして、それを今回改定しまして、今後は一口に言えば退職をしたときの月給に一定率を掛ける。しかもその一定率は恩給の上がる率と同じ金額にする。したがってもうほうも予測がつく、大体今度は恩給も一〇％上がったならば自分の年金も一〇％上がる。ほぼ予測がつく。いまのような給料表が違ふことによる損得がない。さらにいま一つは、こういうふうな改定しますことによつて、退職をされた今度給与改定になる期間が従来相当長かったのがだいぶ短縮になる、そういうメリットがある。そういう改正のしかたをいたしたわけでございます。

そこで、ことしだけは、あるいはよい御答弁になるかもしれませんが、ことしだけは従来の方法で計算したのと新しいほうで計算したのとでは、従来の方法が有利な人はその従来の方法によつて改定する。来年度以降は全部一律に、もっているものに何％掛けるという形で非常に簡素化する、そういう方法をとることになった次第でございまして。

○小谷守君 一〇・一％の問題につきましては、あとでスライド制の問題と関連して、重ねてまた意見を申し上げたいと思ひますが、確かにいま部

長の御説明のように、改定の簡素化の問題は大きな前進だと思ひます。そこで、この共済年金の改定は、毎年社会保障制度審議会等関係審議会から恩給の追従であるという批判を受けながらもこの数年一種のルールのもとに行なわれてきております。これは今年度共済年金のスライド制を実施する場合の基礎となつていくものであるかどうか、また今回の改定方法の簡素化はスライド制の一環として位置づけていいものかどうか、そういう点について重ねて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(林忠雄君) 共済年金は御承知のとおり、従来全く恩給に準じた改定を重ねてまいりました次第でございますが、これらの制度発足後まだ日が新しいために、旧来の恩給部分との重なり合いが非常に多いので、たとえば最近、ことしならことしおやめになつて年金をもらう方が旧法の恩給のほうが多い。つまり恩給の影響から脱し切れないまだ時期でございますし、したがって今年も改定の方法を簡素化したとはいひながらも、しかし一応それは恩給に準じたというワケ内で実施してまいつておる次第でございます。先々になりまして恩給年限と関係なく、入ったときから共済の人は十年、二十年とめて年金をもらうということになりまして、恩給の影響からはなくなるということになります。現在恩給部分の影響が強く、将来相当たなければならぬ、こういうことも現在はまだであると、こう考えております。

そこでスライド制の問題でございますが、これは現在恩給が残っております以上、同様の前述の恩給とそれから国家公務員、地方公務員の共済、これらを通じて一つのスライド制をつくっていくのが妥当であるかと考えられまして現在そのいかなる形でスライド制に移行するかということを検討が続けられておる次第でございますが、完全な意味でのスライド制ではございませんけれども、恩給のほうはここ数年、両三年はさつき申し上げました一〇・一％の算出根拠、つまり物価上昇部分を一〇・一％見て、公務員給与のベース改定のう

ち残りの六割が国民の生活水準の一般的な向上部分だからそれを見ると、こういうルールによつてこの三三年改定が行なわれておりますから、一つの法則ができております。この法則を毎年当てはめていく限りは、率はいろいろ不満もございまいしうけれども、一種のスライドに実質的に近いものが現在すでに行なわれているとも言えるわけでございますが、今回は改定方法を簡素化したしましたために、地方共済のほうでも一そうそれに近くなりまして、来年度以降も一二年先の物価と国民生活の上昇等を加えて率をつくつて、その率だけは年金をあげるという形は来年度以降もありません。それからこれも実質的にはスライドを実施したのだといふ近い線までできていると言えらるうと思ひます。法律もいじらぬで自動的に金額が上がっていくというスライドには達しておりませんけれども、いずれ先々完全な意味でのスライドを——これはあらゆる公的年金を通じて——達成すべきものだと思ひておりますが、現在そこまできておらないし、実質的には公務員年金グループはある程度スライドの率をもつてできるうになつてきた。したがって一口に言え

ば、この措置が完全な意味でのスライドに移行するまでの暫定措置だと考えてよろしいのじやないか。しかもその暫定措置は、実質的にはこのスライドの効果をもち、年金受給者の方々の実質的な年金の価値を、物価の上昇や何かを追求して機能を果たしてまいらるう、こういうふうな考えておる次第でございます。

○小谷守君 今回の年金額の改定によります経費でございますが、これはどの程度見込んでおられるのか、また現行の財源率への影響について自治省はどのように計算をされておられるのか、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(林忠雄君) 今回の法改正により、地方公務員共済が支給する年金の改定のために増加する費用は、四十七年度においては総額四十五億八千二百万円、これが平年度に直されますと百九億九千六百万円、こういうふうに見込んでおる次

第でございす。ただし先ほども申し上げましたように、まだ旧来の恩給部分、あるいは地方団体があれば退職料の部分、つまりまるまる地方団体が負担すべき部分が相当多くございまして、さっきの四十七年度において四十五億八千二百万円増加すると申し上げましたが、この法施行前にかかる部分が三十九億七千万円、それから平年度に直しますと全体で百九億九千万円余かると申し上げましたが、施行日以前のもは九十五億三千万円、こうなっております。

したがって、制度施行日以後、つまり、全額地方公共団体負担ではなくて、三者負担でございすが、使用者と労働者と公的機関、この三者負担、つまり御質問の財源率に影響する部分はまた比較的小ないわけでございます。四十五億中の三十九億は全部前のものでございすから、残りの五、六億しか財源率には影響してこない。だからこれは年が経ますにつれてこの影響率が高くなりますが、本年度分はまだ制度施行が新しいために割合に少ない、こういった結果、財源率に対する影響は千分の〇・二八四八という数字、つまり千分の一が〇・一％でございますから、そのさらに下の〇・〇二％、二八です。〇・〇三％という程度で、財源率に及ぼす影響は今日のところ非常に少なく、これに伴って直ちに財源率を改定しなければならぬという影響は直には起きてこないと思ひます。これは当然のことでございますが、だんだん五年、十年と経てまいって地方公共団体がまるまる負担する部分においては小さくなるにしても、この改定が財源率に影響する部分は高まってくるだろう、これは当然でございますが、現在はまだその影響は比較的少ないわけでございます。

○小谷守君 年金のスライド制についてでありすが、これは毎国会決議をいたしまして政府に要望しておるところであります。また社会保障制度審議会から各種公的年金給付額の調整等についての申し入れが行なわれたのが昭和四十二年六月一日であり、その内容も一両年内に結論を出せと

いうものであった、こういうふうな承知をいたしておりますが、その後おむね一年以内に結論を得ることを目的に、総理府に公的年金制度調整連絡会議が設けられたのが昭和四十二年七月六日であるとの承知をいたしております。そのときからすでに五年の歳月が経過してゐるわけですが、一体これまでどのような討議が行なわれてきたのか、また結論の見通しについてはどういう状況であるのか、審議室長がお見えいたいただいておりますが、五年もたつてまだできないということは、もうあなたの方ではこれはおやりになることがむずかしいのではないかと、めんどりが無精卵をぬくめておるようになつてしまつた。つてもひなはかえらぬと、こういう気持ちさえするわけでありすが、一体累次にわたる国会の決議を、要望をどういうふうにあなたの方は考へになつておるのか、端的にひとつお伺ひしたい。

○政府委員(小田村四郎君) たいへんおしかりを受け恐縮に存じております。御指摘のとおり、公的年金制度調整連絡会議は四十二年の七月に設けられたわけでございます。以後、昨年の一月に至りますまでたびたびの会合を開き、問題点の検討を進めてまいりました。で、この会議の目的は、各種の公的年金制度の内容につきましても共通的な部分と個別的な部分とを検討し、物価あるいは生活水準の変動に基因する年金額の改定につきましてもできる限り共通の基準と方式を求めたい、こういうことが目的であつたわけでございます。それで十数回にわたります検討を通じて、国民の生活水準あるいは物価あるいは給与その他経済的諸条件に著しい変動が生じた場合にも年金額を改定すべきである、またこれを行なう場合におきまして、できる限り共通の基準及び方式を求めるところが望ましいという二点につきましては完全に意見の一致を見たわけでございます。ただこのすべての制度に共通いたしますところの年金額の改定基準あるいは方式というものを定めますことは非常に困難である、これはたびたびの会合を行ない

ますたびに必ず意見が対立してなかなかまとまらないという状況でございまして、まあこういう状況では事態の進展がなかなかかれないわけではないかという点を連絡会議として反省いたしたわけでございます。やはり各種の公的年金制度につきましても、それぞれ沿革があり、また目的も必ずしも同一ではございません。そこでこの制度の内容あるいは沿革等につきましても類似したものの中の一つの共通のものを見出し出して、こういうことが望ましいという結論を得まして、実は昨年の一月に中間取りまとめを行なつたわけでございます。

で、その中間取りまとめに基づきまして、公的年金の目的あるいは沿革、あるいは給付体系、そういうものの類似性を見まして、四つのグループに分類いたしました。四つのグループと申しますのは、一つは民間グループでございまして、これは厚生年金、国民年金、それから船員保険、この三種でございまして、それからもう一つのグループは公務員のグループでございまして、国家公務員は公務員のグループでございまして、国家公務員共済、地方公務員共済、それから公共企業体共済の三種でございまして、これと若干ま性格を異にいたしますが、やや類似したものに私学——私立学校教職員共済及び農林漁業団体職員共済、この二つがございまして、これを私学・農林グループとしてまとめました。それからやや性格を異にいたしますが、やはりこれにまあグループ分けしたほうがよろしいと思はれるものに災害補償のグループがございまして、労務災害補償及び公務災害補償、このグループでございまして、この四つのグループに分けてグループごとに検討を進める、こういうことにいたしましたわけでございます。で、連絡会議といたしましては、その後各グループごとの検討状況につきまして相互に意見の交換を行ない、かつ今後の進め方についての検討を行なつておる状態でございます。

この公務員グループ及び私学・農林グループの關係につきましては、恩給の改定方式に準じまして年金額を改定していく、こういう方式がここ数年來とられております。で、この案がある程度ルーラル化したと申し上げてよろしいかという状態になつております。ただ、これを制度的にスライド制というものにするかどうかにつきましては、まだ必ずしもこの公務員グループあるいは私学・農林グループにおきまして踏み切れない点があるようございまして、これはそれぞれのグループにおきまして今後引き続き御検討をいただくことになつております。

それから一番大きな問題は民間グループでございまして、この年金はいわゆる公的年金の大半を占めておるわけでございます。で、この厚年、国年のスライド制をどういうふうにするかという問題についてある程度めどが立ちませんと、他のグループにおきましてこれをどういうふうに制度化していくかということについての答申がなかなか進まないという状況にあるのでございまして、民間グループを所管しておりますのは厚生省でございまして、厚生省一省でございまして、厚生省におきましてこの問題を検討しておりますのでございまして、厚生年金及び国民年金につきましても、それぞれ審議会がございまして、社会保険審議会及び国民年金審議会がございまして、この両審議会におきましてただいまこの財政再計算期を四十八年に繰り上げたかどうか、こういう議論が起きております。その制度改善を行なうにつきて、まあこれは非常に広範多岐にわたるものでございまして、この年金額改定の問題の重要な一環として検討したいということ、現在この両審議会におきましてその問題につきましても検討が行なわれておると、かように承つておるわけでございます。で、厚生省としては、この両審議会の審議状況に呼応いたしまして、自分の、その政府としての方針をいさ少し掘り下げてまいりたいということでございますので、いましばらく、この民間グループの結論がどうなるか、これはも

う少したないといわれないかと思ひますけれども、その結果を見まして、連絡会議といたしましては、その後の状況の御報告をいただき、各グループ間の調整を進めてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○小谷守君 問題のむずかしさもわかりませんが、複雑さともよくわかるのでありますが、それにしてもまる五年の歳月をかけてまだできぬというふうなことはわれわれ納得できぬ。いつごろできまうか、これは見通しだけでも言ってくれたい。私もたくさんの方からこのスライド制の要望を聞くんですが、それらの方はほとんど年配者です。われわれが生きておる間にこれ、できるんでしようかというふうに質問をされる。あなたの方、どうもその審議室は、その対象が高齢者であるということをよく念頭に置いて御苦労願ひにやいかぬと思ひます。きょうもあればあしたもある——そのうちだんだん死んでいくんです。いつごろこの作業は完了するか、見通しだけでもおっしゃってください。それがなければ別な方法を大臣考えてもらわねばいかぬ。こんなマンマデでは困ったものだ、見通しありませんか。どうですか。

○政府委員(小田村四郎君) たいへん恐縮でございますけれども、取りまとめに当たります審議室として、現在のところいつはつきりした結論が出るかというところは実は申し上げられないのでございます。ただいま御説明いたしましたように、各グループごとの検討をしていただくように昨年からお願いをしておりますけれども、たとえば民間グループ一つとりましても、この結論がいつごろ出るか。厚生省としては、できればこし秋ごろまでには何らかの結論を出したいと、こう言っておりますけれども、その結論が出てきた状況を見ませんというところ、これをどういうふうに取りまとめたいかというところは、それぞれの年金を所掌する各省の問題もございまして、各グループの問題もございまして、私も取りまとめに当たる審議室といたしましては、できるだけ早くこの結論が出ることを期待いたしますし、各省にお願ひしておる

わけでございますが、はたしてこれが来年結論が出るか、あるいはことしじゅうに結論が出るとかいうことは現在の段階ではまだ申し上げられない状況でございます。

○和田静夫君 関連。
いま公務員グループと私立教職員並びに農林漁業団体職員グループですね。この順番で言われた、二で言われたグループと三で言われたグループ、このグループが検討をずつと進めてきている中でも、スライド制に踏み切れない、こういう答弁がありました。しかしながら私たちの認識は、この二と三のグループにおける検討の結果というものは、スライド制に踏み切る。ただ、もし踏み切らないという表現が次のようなものなら私は理解をしようと思う。いわゆる大蔵省がこのことを肯定をしない、したがって審議室のグループとしては踏み切ったけれども大蔵省の壁が厚くて踏み切れないというふうにいふ意味では理解をする。が、グループごとの内的なその検討の結果というものは当然スライドの方向に向かうべきだ、こういうふうになくとも私たちは理解をされているが、それに間違いがあるのかどうか。

二つ目には、ぜひ大臣にこの機会に伺いたいのですが、この二のグループがそのスライド制にまどいを感じているということとは私はないと思ひますが、今日の経済的な諸条件、そこからくるとこの退職公務員の家庭生活の実態、こういうものが、いわゆる年金受給者の生活の実態というものが満足させられていないというふうには大臣はお考へな問題ですか、ひとつ答弁をいただきたい。
○政府委員(小田村四郎君) 公務員グループがスライド制に踏み切れない理由が財政上の問題にあるかどうか、こういうお尋ねであらうかと思ひます。
○和田静夫君 ……ではないんですね。検討内容の結論としては踏み切っている。公務員グループにおけるところのスライド制、他との関係においては別ですよ、あなたの方の中で他との関係におい

て考える場合は別です、グループ単位におけるところの結論というものは出ているんじゃないですか。○政府委員(小田村四郎君) わかりました。これは私が会議で承っております状況を御報告申し上げますと、先ほど申し上げましたように、恩給額の改定方式がここ数年ルール化されております。公務員グループの年金額の改定は、恩給額の改定に準じて行なう、こういうことでやはり数年来行なわれておるわけでございます。先ほど自治省の公務員部長のほうからお答え申し上げましたように、ある意味で言えばこれは一種のスライド制になつてきておるということも言えるかと存じます。ただ最終的に、それでは現状のままでスライド制が実現したと、こういうことが言われるかどうかということになりますと、それは公務員グループとしてもまだそこまで言い切るだけの自信はないと、こういうふうには承っております。

ただ、各グループごとの検討の内容につきましては、総理府審議室としては直接タッチいたしておりますんで、この公務員グループでいいますれば大蔵省、自治省、運輸省、この三省におまかせしております状況でございますので、検討状況の詳しい内容はつきましてはこの三省から答え申し上げます。○国務大臣(渡海元三郎君) 昔の恩給制度と比べてまして、私は、物価が安定せず非常に経済も激動を続けておる今日でございますので、実質的にまたそういう意味で、生活を安心して計画立てることができないという不安、とともに、現在の退職公務員の恩給受給者にとって満足すべきものでないというふうな感じを私自身いろいろの方から、あらゆる方面から陳情を受けて感じており、少なくとも何と申しますか、それらの不安の解消をせなければならぬ、そのために努力しております。○政府委員(小田村四郎君) 問題じゃないかと、こういうふうな考えでおります。

○和田静夫君 そこで、大臣言われるとおり、満足すべきでないという形をお認めであります、いま小谷委員が、五年間の歳月をかけてまさに何

にも出てきていない、答弁はまず毎年繰り返してはないかと——言っているような答弁です、結果的には、そこで私は、やっぱり抜本的にこの機会に、満足すべき状態にないんですから満足させなければならぬと思ひます。そうさせるためには、何年も何年も結論が出ないような形のものに、そういう協議にあずけておくのではなくて、思い切つて大蔵大臣と厚生大臣と詰めてやるというぐらいいです、やっぱりこの公務員問題にはたいへんすぐれた見識をお持ちの渡海自治大臣ですから、閣議で提起をさせていただいて、そしてこのスライド制問題について抜本的な検討に入る、これくらいの姿勢を示していただいてもいいのではないだろうか。もう私は、少なくともこの問題はそこまできています。なま山本伊三郎さんが何べんも何べんもこの委員会を通じて論議を積み上げてきているところなんです。で、彼が、まさに彼の生命をかけてこの問題に打ち込んできた。それに対する答弁は、これはたいへん前向きだったわけなんです。しかし、その前向きは、結果的にいま小谷委員指摘のとおり、結論としては出てこないのではありませんか、ぜひこの機会に、渡海さんのひとつ見識にかけて、いま私が申し上げたような方向に踏み切つていただきたいと思います。大臣いかがですか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 本法案の衆議院段階におきます審議の経過におきましても、歴代自治大臣ができるだけの努力をしますと、こういう御答弁をされながら実現に至つてない、どうだというふうな御質疑がございました。私もできるだけのことを答弁させていただいた次第でございますが、私は、公務員グループに関する限り、いま事務当局からお答えいたしましたように、実質的にはある程度のルールというものがほぼ確立しかけており、そういう意味におきましてはスライド制に切りかえ得るところの素地はできておると、このように考えております。しかしながら、おそらく、いま総理府当局からお答え申しましたように、民間グループあるいは災害補償グループ等におきま

してどんな問題でなかなか実施がむずかしいのかという点、私も十分研究させていただきまして、それらとの調整の上に立つて初めてできる問題であるかと、かようにも考えますので、できるだけ衆議院でも答弁させていただいたんでございますが、ただ単に公務員グループのことだけでなしに、他のグループともあわせての調整問題にならうと思ひますが、国務大臣といたしまして、それらの点につきましてはできるだけ促進をはかるために努力することをこの委員会でもお答えさせていただきたいと存じます。

○小谷守君 これはいま和田委員が仰せになりましたように、行政大臣としての渡海大臣ではなくて、国務大臣としてのあなたが、閣議の中で大きなひとつ推進力になって前進をさせていただきなさんなぬと思ひます。もう事務の段階で五年間も低迷して、おそらく察するところ、きょうは大蔵省からも来てもらつておるようでありますが、もう主計局にいろいろ聞いてもむなしと思ひますのであえて質問はいたしません、おそろしくこの問題は、これだけ滞滞することの背後には大蔵省のほうにいろいろ差し出口があつたことに間違いないと思ひます。ビデオテープはとつておりませんけれども、大体そういうふうに申し上げて間違いないかと思う。私はやはり、これは国務大臣としての渡海大臣がぜひひとつ大きな問題として提起してもらつて、事務で解決できない問題を政治として解決する姿勢をとつていただかなさんなぬと思ひます。この点を重ねて強く要望しておきたいと思ひます。

対策室のほうには少しきつことを申し上げましたが、あなたの方の御苦労がわからぬわけではないんです。わかつておられますけれども、あまりにも長過ぎたではありませんか。国民の中には対象者——年寄りが死ぬのを待つておるのではない、死に絶えるのを待つておるのではない、という悪口さえ聞こえる。そういう際でありますので、少しきつことを申し上げましたが、これは促進をするために申し上げたのでありますので、さよう

御了承願ひたいと思ひます。

そこで、次の問題であります、断続期間の通算の問題でございます。年金の額の算定の基礎となる職員期間として組合員期間に通算する措置については、今回政令で一定の要件を満たすものについてのみ通算することとおるようでありますが、その具体的な内容についてお伺ひをしたいと思います。特に私ども、この該当者はかなりな数ではなからうかと思ひます。今回の措置で対象として拾ひ上げられる方々の数はおよそどのくらいあるのか。また、その所要経費はどの程度をお見込みになつておるのか、その点をまづお伺ひをしたいと思います。

○政府委員(林忠雄君) 対象者は大体一人ひとりでございまして、このうちで今回の措置でほぼ四割、四千人は救済されるわけでございまして、なお六千人ほどがそれ以前の退職にかかる、あるいはそのほかの政令の要件に定めるものに該当しないというところで、今回はいわば積み残しになるというように言つております。

それから所要経費は、これによつて平年度七千二百万円ほど必要経費はふえるということでございます。

○小谷守君 この通算の要件の緩和ということも考えられませんか。たとえば、昭和十二年には日支事変が起つた、それからはずっと戦争続きだった日本の国としては、たいへんな動乱が二十年まで続いたわけであります。あるいはまた二十八、九年には町村合併法ができて約五、六年にわたつて全国的に合併が進んだ大きな変動があつたわけでありまして、そういう際の出入りについて、この通算の要件というものを少し緩和しませんかという、今度の政令で拾ひ上げられるものはよろしいが、残つたものはいへんかと思ひます。もう少し何か緩和の方向はありませんか。

○政府委員(林忠雄君) 一方においては、この共済制度というのは、やはり本人とそれから使用者と、それに長期であれば公的負担と、三者の掛金によつて採算をもつて運営していくという本来の

保険制度自体の目的からいへば、やみくもに、いろいろな場合でも全部拾ひ上げるといふことについてはやや批判的な議論がありまして、できるだけやはり制限をしよう、つまり合理的な理由のあるものは拾つていくけれども、何でもかんでも前のものを全部拾おうといふことにはなかなか実際は踏み切りにくいという面があることは事実でございます。どうしても給付内容をよくし、あるいは大きく拾ひ上げれば、それに伴つて財源というものは必要になつてまいりますし、財源的な措置から考えてもある程度の限定は必要であらうというところは、こういうことを考える場合に常に出てくる問題であります。それに合理的な理由があるものはできるだけ救おう、さらには政令で基準を定めまして、その運用にあつてはできるだけ幅の広い運用のしかたをしようということと救つていきたい、まあそういう両方の要請がございまして、関係省庁集まりまして、今年度は一体どこまでこれを広げるかというところでまとまりましたのが一応こういう線でございますけれども、これにも全く問題がなくなつたとは思ひつておりませんので、さらに協議は続けていかなければならないと思ひます。

ただ先生の御指摘の後段にございました町村合併に伴う、合併いたしましたために職員が非常に多くなつてやむなく退職をしたというふうな方々、これは今回の政令でも当然その範囲内に入る、むしろ代表的なものとして全部拾うという考え方でありますが、町村合併が昭和二十七年、八年ころから三十年にかけて多く行なわれましたので、今回の政令で予定しております二十四年十月一日以降の退職にかかるものというものは大体拾へると、こういうふうな考えております。

戦前の問題は、言つてみればまだ未解決の問題でございます。これらについてはさらに関係省の間で協議を進めてまいりたいと思ひますが、ただいま申し上げました保険という制度のたてまえを維持するといふことから無制限といふことにはなかなかまいりませんので、理屈のつく限りという

ことで、今後も協議を続けてまいりたい、こう考えております。

○小谷守君 いま通算の問題はできるだけ、いま理屈のつく限り、というお答えがありました、含養のあるお答えだと思ひます。できるだけ取り上げていくようにお答えを願ひたいと思ひます。次は短期給付の掛け金率であります、一部に相当高率となつておる組合があると聞いておるのではありませんか、その状況はどうでありますか。また当委員会の附帯決議にもありますように、掛け金率の一定限度をこえる場合には何らかの財源措置をする必要があると思ひますが、この点についてはどういふ検討をしておられますか。そういう点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(林忠雄君) 地方職員共済あるいは学校、警察というのは全国一本でやっておりますけれども、市町村は各県ごとに共済組合をつくつておりますので、その県の医療の状況あるいはその組合員の経済状況その他からいってやや掛け金の高いところ、低いところの差がある、これは御指摘のとおりでございます。高いところといひますのが、掛け金率が最高は千分の百ということになつておりますけれども、九十一以上掛けしておるものが現在十組合あるようでございます。これらにつきましては、たびたび当委員会あるいは衆議院でも、何とかできないかという意味の附帯決議をいただいておりますし、またこれに対する何とかすべきであるという前向きな考え方は事務当局のわれわれも常に持つておるわけでございますが、一方これは一つの保険制度でございますので、労使折半の原則の上に立つ共済制度でございますから、このたてまえはあまりくずすわけにはいかぬ。しかし政府管掌保険でも国庫補助という制度も定額から定率へというふうなものが考えられて

いる時期でもありますし、あまり掛け金率の高いところに関しましては何かの措置を講ずべきではないか。たとえば関係市町村から補助金でも出すという方策も考え、あるいはその財源を心配するといふようなことをいろいろ考えまして、何と

か前向きに措置したいと思つておつたわけでございますが、たまたま今回は健康保険に関する改正がこの国会で審議されておりました、この改正が実施されますと、経費が上がるのか下がるとかという見通しがございまして、本人の一部負担等の関係もあり、全体を総合して一部し下がつてくるようではないかという見通しもございまして、現実には年々この掛け金率の高い組合でも、わずかな差でございまして、下がる傾向にあることも事実でございます。そこで、今回の改正の方向を見きわめて、実は思つておつたのでございますけれども、方向としては、重なる国会の御決議、またこれに対する答弁も、何とかいたしまして、まあその熱意をわれわれ持つておるわけでございますので、今後もその改正の結果を見きわめた上でぜひその方向で手を打ちたいと、こう考へておる次第でございます。

○小谷守君 沖縄県の地方公務員の短期給付であります。復帰前は医療保険法のもとで千分の十五の掛け金で済んでおつた。復帰後の現在は掛け金率が上がつて相当の負担となるわけでありまして、沖縄県の医療供給事情は本土とかなり違つておるというふうにも伺つておりますが、現在機械的に掛け金率を本土並みにいたしますと、いくつかにあつては実情に即さない、こういう感じがいたします。そこで一定期間、たとえば医療供給事情が本土と同程度に整備されるまでの間は、特別措置によつて掛け金率を軽減すべきものである、このように思ひますが、またこのことは、過日、衆議院の附帯決議にも出ておるようによ承知をしておるわけでありまして、こういう点についてはどういう考へでありますか。

○政府委員(林忠雄君) 確かに御指摘のように、沖縄については医療機関が未整備の状態であり、介補というふうな、本土でいへば正式の資格のないお医者さんでも当分認めなければならぬという事実も確かに御指摘のとおりであります。従来の沖縄の医療制度でいへば、確かに負担金が非常に

少なかった一方、受診率も非常に少ないというやうな実情もあり、これが本土に返つたからといつて一斉に全国並みは実情にそぐわないじやないかということは、実は昨年の沖縄国会でたびたび指摘を受けているわけでありまして、また何らかの経済的な措置を必要としなかつたことは、当の経済組合の内部でも議論がございまして、まあそういったことも検討を続けてまいつたわけでございます。ただ一方においては沖縄県は現在現金給付でもつて、一たんお医者さんにかつて自分でも現金で払う、そしてあとで清算して現金を返してもらうというところでございまして、今度は本土並みになると、現物給付で、お医者さんにかつてあとで金は基金から払うという現物給付にかわるわけでありまして、この現金給付から現物給付にかわりますと、やはり手軽に医者にかかれるといひますか、気分的にそうなるといひますか、受診率が上がる傾向があるようでございます。これは想像だけではなくて、昨年お医者さんがストライキをされたときに、従来現物給付であつたのが、一カ月か、ところによつては現金給付にかつたことと、たんに受診率がたんと落ちたという例もございまして、今度は比較的医者にかけられるといふことで、従来よりは受診率が相当上がるのではないかと、いふやうな一方の心配もある。そうしてこれについては公務員の共済、それから国家公務員も地方公務員も共同歩調をとる必要もございまして、同時に政府管掌の健康保険についても、同じやうに沖縄の方たちがお医者さんにかかれるといふこととあれば、片方だけまけるというわけにもまいらないので、関係省庁より相談しておつたところでございます。たまたま衆議院でもあつたやうな要望にたいしては、こちらでもそういう要望についての御指摘があると思ひますので、さらに関係省庁協議をしたいと思います。いま言つたやうに受診率が上がるのじやないかといふやうな心配も根拠なしともいたしませんので、すでに沖縄が復帰いたしましたし、ぼつぼつ一カ月に

なるわけでございます。ややその傾向を見定めて、

ひとつ必要とあればそういう措置をとるといふことに踏み切りたい、いまだどういふやうになつておるかという経過を見守つてまいりたい、こういうふうに思つておる次第でございます。

○小谷守君 これは部長、つい先日、衆議院で附帯決議がされて、渡海自治大臣は、仰せのとおりいたしますというふうな約束をされた。あなたがこれから実情を検討して、というふうなことはどうですか。やつてもらわなければいかぬ。大臣はうやうやしく委員会に誓約をしておられることでしょうか。

○国務大臣(渡海元三郎君) この問題も衆議院でいろいろ質疑が出ました。この問題に対しては私自身も答弁せずに事務当局に答弁をさせた、このように記憶いたしておりますが、附帯決議に對しまして、御趣旨を尊重し、ということば述べておるのも事実でございます。この問題もいまのストライド制のように関係各省にまたがる問題であらうと思ひます。これもまた同様に自治大臣としてでなく、国務大臣として、しかもストライド制で申しましたやうに、事務当局も各省間の連絡におきましてはむしろ推進役になつてやつておるといふ報告も聞いておりますので、私もストライド制で答へさせていただきます。私のような気持ちで、国務大臣として今後とも努力させていただきますことを御答弁にさせていただきますと思ひます。

○小谷守君 遺族年金の支給要件についてであります。現在在職中死亡した場合、組合員期間が十年以上なければ遺族年金の受給資格が発生しないといふことに相なつておるわけでありまして、厚生年金などの被保険者期間六カ月と比較いたしますとたいへん不利になつておる。この点は早急に是正すべきである。緩和すべきであるといふやうに考へますが、どのように検討されておるのか、またこのやうな差を設けた理由と今後の実現の見通しについて部長からお伺いをしたいと思います。

○政府委員(林忠雄君) 実はこの問題もたびたび御指摘をいただいて、それから事務当局は私たちのほうにあるいは大蔵、厚生全部含めて何らかの措

置が必要だといふことでよりより協議を進めておつた問題でございます。ただ十年といふのが、前の恩給時代にはこれは二十年といふ要件があつたので、この共済制度ができましたときに、それが一気に半減されたのです。だいが進歩的な改正はしたわけでございます。その後厚生年金の六カ月といふものもできました。さらにそれらとの間の不均衡も出てまいつております。何らかの縮めやうといふことは実は事務当局間でも一致した意見でございます。どの程度どうするかといふことが相談がまとまらなくて、今回の改正にはこのことに触れていないのでございまして、それについては積極的な姿勢といふものは事務当局にもございまして、できるだけ早く結論を得て次の機会に、いふやうに思つております。

○小谷守君 最後に、いま本院でも審議中でありまして健康保険法の一部改正案によりまして、従来の定額補助に加えて本年度七、来年度からは一〇%の定率国庫補助が行なわれることに相なつておるやうであります。また国民健康保険につきましても、四五%の定率補助が行なわれておる。こういうこと等から考へまして、短期給付に要する費用につきましても、国庫負担の導入をいささし考へる必要があるのではなからうか、このやうに考へますが、お考へはいかがでございますか。

○政府委員(林忠雄君) 御指摘のように、政府管掌保険につきまして、今回国庫補助、従来定額補助であつたのが定率補助という形になつたのは確かにそのとおりでございます。ただ現在の何らかの経済力の相違と申しますか、政府管掌健康保険につきましては、こういう補助によつて財政的な基礎が確立されるといふことでもありますが、現在の給付内容とそれから個人個人の掛け金の負担における——共済の場合は何と申しましうか——割合と組合員になつておられる方の財政的な基礎が、政府管掌保険の方よりよいといふことでございまして、いましうか、現在使用者と組合員との半々の負担によつてまかなつております給付の内容は、政府管掌保険に劣らないと、しかも国庫補助が政府

管掌保険のほうにあったとしても、こちらになかったというところで比べてみましても、率としてはまだ共済組合員の負担率のほうがゆるい、軽いというようなところで、現在個人の負担としては不均衡はないと考えておりますが、まあ健康保険制度を今後いろいろ改正——今回も改正を加えられますし、給付内容も逐次改善をされているということとは既定の事実だと思いますが——その

改善のいかによつて、財政的な基礎が非常にむずかしいという問題が出ましたときには、公費負担という議論に及ぶかと思いますが、現在共済組合は、健康保険組合も同じでございますが、そういう心配がないということで現在まだその議が出ておらないわけでございます。もちろん補助をもらつてその分負担が軽くなればいい、これにこしたことはございませんが、国民全体のバランスとしては、政府管掌健康保険に対する補助と、こちらは自前でいってもまだ全体的に不公平ではないという現在の段階で今後のことを考えてまいりたいと思つております。

○和田静夫君 関連

通算の問題で一言だけ関連をいたしますが、どうしても二十四年十月一日以降の採用者ということではあまり救われない。特に本人の意思ではなくて、徴兵などでとられていった人たちが切れてゐる例が非常に多いのであります。最近かなり一定年齢層に達してからおやめになった方がある。そしていまになって気がついてみると切れてしまつてゐる、こういう事例が幾つあります。したがつて、厚生省と折衝しながらその間における資料を出せるとか、事務的に解決してゐるところもないわけではありませんけれども、そういう個々の条件に応じて解決するのじやなくて、やっぱり昭和十八年四月一日ぐらゐまでにこの適用がさかのぼる、そういう条件というものを真剣に考慮しなければならぬと思います。いつ幾日入営しますと言われればいつ幾日入営しますという段階で、町村なんかの場合で、おやめになつてそれであゝさつ回りしてそして準備をしてそして入営を

していく、こういう状態というものが非常にたくさんあったわけですから、これはまさに本人の意思でやめたわけでもない。まわりの意思でやめさせた。しかもそれは何も悪い意味でやめさせたわけではなくて、善意でやめさせたわけですね、当時の環境からいえば。その辺のところで救われる措置というものをこの機会に考えるべきだと思うのですが、これはどうですか。

○政府委員(林忠雄君) 今回の政令で一応拾う範圍の二十四年十月一日というのは、もちろん御承知だとは思いますが、国家公務員共済制度の発足に合わせたものでございます。国家公務員共済制度のほうが先に発足しておりますので、国家公務員の場合は救われるが、地方公務員のほうが制度の発足がおくれたために国家公務員に比して不均衡ではないかという非常に強い要請がありまして、そこまでは関係省と話がまとまりまして、一応拾ったということになります。ですからそれ以前の方々にいま問題がないというふうに思っているわけはありません。戦時中ああいう特別な状

態があつて、氣

責任のないものについて何とかしたいという気持ちはおわれれども多分に持つておるわけでございます。しかし、一方保険制度というたてまえがあり、それぞれの掛け金によつて独立的にまかなつておる制度の中に、それ以前のを全く無制限に取り入れるということについては相当慎重でなければならぬ。もちろん財源的な問題もありまして、これからさらに協議は続けていく所存でございますけれども、これからの場合は、今度は地方公務員独自ではなくて、国家公務員両方ひつくるめた問題として政府各省の間で相談していかなければならないことでございますので、御指摘のような事情をよく心得まして、さらに今後政府間の御相談は進めてまいりたいと思つておる次第でございます。

○和田静夫君　この問題、いまの公式な答弁としてはよく理解するのですが、この国家公務員の場合にはそういう形で便宜的におやめなさいという形

はあの当時多くなかったのです。町や村という単位で考えた場合に非常に大きな慣習が残っておりました。あいさつ回りがあるとか、あっちこっち祝いごとをしてくれるとか、当時そういう形で退職を余儀なくされていた人たちが非常に多かった。したがってこれは地方公務員の場合には多いのであって、この部分が国家公務員に準ずるということではある意味では共通性はないような気が

するのですが、その辺のことも今日十分頭に入れておいていただいて前向きな努力をしていただきたいと思います。

それは希望でもいいのですが、もう一つは、市町村共済の連合会の組合会議員ですね、これを沖縄の復帰に伴って少なくとも二名くらい増員させる、選定・互選のですね、というようなことを考える必要があるような気がしますが、その辺のこととはお考えになっておりますか。

○政府委員(林忠雄君) 沖縄が復帰をしてまいりましたのに伴い、沖縄の意見を強く反映しろということ、あそこの沖縄国会からいまの御趣旨に

近いいろいろ先生方

われわれもいろいろ検討したわけでございますけれども、いまの御質問にはなかったのでございますが、地方共済、府県の共済につきまして運営審議会の委員を現在法定が十六人になっているのを増してはどうかという御示唆もありましたが、ただあれは現在といえどもそれぞれブロックから代表を出しており、あとは中央といえども自治労と本部のほうで推薦という形で八人のうち六人がブロック代表、二人が本部ということになっております。そこで一県だけを代表するというかっこうがいままではないので、今回は沖繩についての意見はそれぞれのブロックの代表から十分反映してもらおうと、さらにそれだけではなお十分だということで、実際運営審議会が開かれる場合、年数回であります、オブザーバーというかっこうで沖繩の代表の方に必ず来ていただきまして、運営審議会の場に立ち会っていただく、そして大いに沖繩の実情について訴えていただく、そういう運用

方法で解決するというところで今回は処理しましたわけでございます。市町村につきましても、同様な措置で、沖繩が返りました後の特殊事情というものをも十分反映してまいりたい。現在、総会では市町村側十一名の代表がおりますが、このほかに、沖繩からさらに一名実際に出席してもらっているいろいろな意見を言っていたきたい、こういう方法で解決していきたい、こういう所存でございます。

す。

○和田静夫君　　ぜひ、やっぱり現在の十一を十三に、はつきりされたほうがいいとぼくは思うのですよ。何も、いまここですぐしますという答弁をもらおうと思いませんけれども、そういうことで便宜的に処理をされるのじやなくて、明確にされたほうがいい、こういうふうに思います。

最後に、PTAの雇用との関係で、給食事業に従事する調理員、そういう方々がそろそろ退職期を迎える。ところが、ずっと通算が、御存じのとおり、昭和二十五年発足以来の経過があります。が、なかなかうまくいかないという事情があります。

す。これらについて、

ことを、この機会に尋ねておきたいと思うのです。が、いかがです。

○政府委員(林忠雄君) まあこの場で答弁を、すぐ入れるということは無理だとおっしゃったと思いますけれども、実際、法定の数を増すということについては確かにいろいろの問題ございますし、それからそれぞれのブロックで代表しているけれども、代表するブロックの市町村の数が沖縄一県、九州ブロックということであいへん違いまして、恒久的な数にしてこういうものを法定することとはどうかということもいろいろ配慮しました。

反面、現実には表に出てきていたいて、それでいろいろ発言をしていただけば、それに対する沖縄の要望は十二分に取り入れられると判断した次第でもございます。そこで、この問題につきましては、さらに引き続き十分検討させていただきます。

それで、PTA雇用の給食婦といいますが、戦

後の混乱期で地方団体が雇わないで、実際にPTAが雇用した方が地方団体がやるべき給食の事務に携わっていたという事で、これは通算について何とか考慮すべきではないかという御意見は、これは衆議院でも御指摘を受けておりますが、たびたびいろいろな方面からの御意見も承っておりますが、ただ、実際に勤務の形態が、この場合常勤でないケースが実は相当多い。土曜日は給食がないから出てきていないとか、その他の日も八時から五時までの常勤と違っていて、十時ごろから出てきて、給食を終わって、食器を洗って二時ごろ帰るというふうな、一日の勤務時間が常勤の職員の四分の三以下であれば非常勤になるわけでございますが、実態が非常勤であるという事になりますと、これは実はどうにもしようがないわけでありまして、そのときの勤務の実態がほんとうに常勤であればそれは何らかの考慮の余地のある問題ではあります、その辺をさらにもう一歩よく突っ込んで調べてみたいと思っております。

○藤原房雄君 だいたいままで議論もございまして、ちよつと二、三点だけ伺いたいと思ひますが、まず最初は、総括をしまして、このたび、この地方公務員等の共済組合に関する改定というのは毎年行なわれるわけでありますけれども、全体の中で、このたびの改定によって、この法律案の提案理由の説明のところでおおよそどういふことかという事はわかりますが、これが、質・量ともに、どのくらいの方々がどれだけ恩恵を受けるのかという、こういうことはちよつと私どもにはわからないわけなんです、このたびの改定によりまして通算をどう見るか、こういうことによつてどのくらいの人たちが救われるのか、そういう全体的なことを通じての事をちよつとお伺いしたいと思ひます。

○説明員(佐野政一君) 今回の年金額の改定に伴ひまして、年金のベースアップを受ける退職者の数は二十四万四千三百八十三人でございまして、○藤原房雄君 次は、このスライド制度のことにつきまして、いまいろいろな角度からお話しが

ございました。とにかく、最近の年々の物価上昇、それからまた公務員のベースアップ、これを考えますと、まあ一年算定がおくればだいたいができるという非常に激しい昨今でありますので、なるべく近い範囲内での基礎がきちつと算定できるということが望ましいことはもう論をまたないと思ひます。その点につきましては、先ほどいふようなお話しがございました、スライド制度につきましてもいろいろな問題があつて進まないという事であります。しかし公的年金制度調整連絡会議ですか、五年たつても今日まだ結論を得ないという問題につきましても、これはいろいろな制度とのからみ合いもあつてあれだと思ひますけれども、ぜひ早急にひとつ結論を出し、進めていただきたいものと思ひます。

私どもも年金につきましてもいろいろな個々の問題につきましてもお話しは聞きますし、いろいろなこの点を中心として考慮していただきたいという、こういう問題につきましても、お話しは聞かなくはないという事であります、五年もなかなか結論が出ておるのかという、こういうことにつきましても、なかなか経過とかいろいろなことを聞く機会がないので、先ほどいろいろお話しがあつたようにあります、私、最近ずっと年金のことについて調べましたら、四十四年の「地方自治」の中に、行政局福利課長の佐野さんのやつが出ておりまして、そこを、まあこゝろ一部だけを取り上げてここでどういふことを言うわけじゃ決まてないのですけれども、非常に何か解決がつかさうな、解決がつくというか、こういう方法でどうしたらというやうな大体意見の調整が見られるのではないかと一文が、ありますので、そのあとまたこれに對してなかなかむずかしいといふことがあつていふのでありますけれども、ちよつと読み上げます。

「スライドの方式として自動的または半自動的スライド方式が望ましいが当分の間は政策的スライド方式を併用することやむを得ないのである

いかに等についてほぼ意見の調整がなされているが、云々」とあるわけですね。これは四十四年の段階でありますから、現在とはまた時期的にもあれでありまして、四十四年の段階でこういう意見が述べられておる。その当時と今日の時間的な差ももちろんありますけれども、この間のことについてちよつとお伺いしたいと思ひますけれども、こういう考え方があつて、しかもまだ結論が出ない。それにはやっぱいろいろな理由があつたと思ひますけれども、その間について経過とか、いろいろなことを引くくめてお話を伺いたい。

○説明員(佐野政一君) この原稿を書いた当時におきましては、公的年金制度調整連絡会議におきまして最初のたたき台を中心にして検討した時点でございますが、その当時におきましてスライドの実施については、自動スライド、半自動スライド、政策スライドがあるけれども、現時点においては各制度間の給付レベルの格差が著しい。そうした点からしまして、スライド制を実施するにつれて、自動スライドなり、半自動スライドというものが望ましいけれども、しかし当分の間はそれに政策スライドを加味いたしまして、給付水準の低い年金、特に厚生年金、国民年金のようなものについてはそうした給付の是正をしながら、スライドをやつていくことが望ましい、こういうやうな結論が出ておりました、そこに書いた次第でございまして、その後におきまして、具体的にスライドをどうするかという点になりまして、各制度間におけるところの共通的な要素を取り上げるという点について、各制度におけるところの沿革、あるいは給付内容から見まして、なかなか調整が困難である。さらにそうした点からいまして、具体的にスライドのための指標というものを、どういふものを取り上げるか、あるいはそのスライドに伴うところの費用の負担というものをどうするかという点について、なかなか各省間の意見の一致を見なかつたわけでありまして、そうした点で先ほど審議室長からお答え申し上げました

ように、昨年の春から各制度間に、四つのグループに分かれて、そして制度がある程度共通しているグループごとに、このスライドの内容を検討して、その結果が出た場合にはそれを調整して最終的な結論を出す、こういうふうな意見がまとまりまして、現在そのように審議しておる次第でございまして。

○藤原房雄君 それからちよつとこまかいことですが、年金額の算定ですが、この問題について、年金額の算定の基礎となる給料の問題、現在退職前三年の平均額ということでありまして、総理府で検討されているという公務員グループの仲間になる公企体共済ですね、これだけは最終俸給となつておるわけですね。それは冒頭に申し上げましたように、物価上昇や給与のアップのことを考えますと、やはり二年、三年の間には相当の開きがある。相当ということばがあたりかどうかわかりませんが、開きがあることは事実であります。こういうことから考えまして、やはりこれは同一に見るべきことではないかというふうに考えるわけですが、これにつきましては、こういう問題はやはり最終の俸給で定めると、こちらのようにするというのが当然だろうと私どもは考えるわけでありまして、そういうことにつきまして検討をなさつていらつしやるのかどうか、その点をちよつとお伺いします。

○政府委員(林忠雄君) 公共企業体とそれから普通の国家公務員、地方公務員との間に差があることは御指摘のとおりでございまして、明らかに最終俸給にしたほうが完全に有利である。ことにこの物価上昇、それに伴うベースアップがある今日におきましては、御指摘のやうな不利があることがはつきりしていることは事実でございまして、それにつきまして常に検討をやつております。ただ公的年金の間に、全部同制度になるならば問題がなくなるのでございまして、いろいろ公的年金の間にはそれぞれ制度の違いがございまして、有利な点、不利な点がある。たとえば公共企業体が最終の月給を使うという点では有利ではご

さいますけれども、半面退職手当制度あたりは、一般の国家公務員について算定したの九割七分というのですから、三分落として支給するという不利な面が残っております。厚生年金になりますと、これは生涯の俸給の平均ということで、三年どころではございまして、採用されてやめるまでの俸給の平均額を使うという、これは言ってみれば国家公務員、地方公務員よりははなはだしく不利な点があるわけでございます。それでこれらの不利、有利をなるべくなくして、できるだけこの不利益を正していこう、そしてその間に全体の給付水準を上げようというのを常にわれわれ考えておりました、そのつど調整しておるわけでございすけれども、給付水準を上げれば、これは必ず財源問題にかかわるということと他制度との均衡、そういうものが、この給付水準をええようという場合に必ず考慮しなければならぬ問題として出てまいります。いまの三年平均というのは、これが不利じゃないかという御指摘は、実はいままで何回も受けておりまして、これをどうするかというところについて常に検討しておりますが、全体の給付水準を上げる一環として、今後とも考えてまいります。給付水準を上げるには、この三年平均を最終号俸に直す方法もありましようし、支給率を上げる方法もあるし、さらには若年停止とか、あるいはそういうものに対する緩和も考えられるし、いろいろの方法ありますけれども、その一環としてぜひ考えてまいりたいと思ひます。御指摘のような不利があることは事実でございますから、今後ともさらに検討を続けていきたいと思ひます。

○藤原房雄君 発足時期にいろいろ違いがありますが、問題があることは事実でありますし、ひとつぜひそういう方向で御検討いただきたいと思ひます。

それから次に衆議院でもお話があったと思ひますが、また附帯決議にもありますけれども、このたびできました土地開発公社の職員のことですね。これは当然適用すべきじゃないかということ

は私どもも考えておるわけですが、これについてはどう思ひますか。

○政府委員(林忠雄君) まさに同じような仕事をする職員は、同じように扱うというのが本来原則だと思ひます。道路公社あるいは地方住宅公社の職員と今度できます予定の土地開発公社の職員というのは、仕事の内容としては、本来地方団体がすべき仕事をいわば肩がわりをしてやっておる、地方団体の代行的な仕事をするという意味では全く同じでございます。われわれもぜひ住宅や道路と同じような扱いにしたいと思ひます。おるわけでございますけれども、御承知と思ひますが、住宅と道路を解決するためにも、実はだいぶ長い期間を要しまして、これは厚生省所管の厚生年金との関係がございまして、厚生年金のほうでは、そういう公務員に準じた人たちが抜けていくということによって、厚生年金の基礎が非常に弱くなる、それが非常に苦しいために、これに話をつけますのに、相当な期間と努力を要は必要としております。したがって、去年道路と住宅がやっと解決はしたものでございすけれども、そのときに口約束と申しますか、もう厚生年金から持っていくのはこれだけだと言わんばかりの約束といひます。そういう折衝がなされたわけでございすので、今度土地開発ができましたから、直ちにこれを入れてくれということも、両省間には相当むずかしい問題が残っております。しかし、最終的には私もさき申しましたように、同じようなものですから、同じ取り扱いにしてあげなければという、これはやっぱり最後まで貫いていくべきことだと存じますので、そういう点を踏まえて、今後関係省とさらに折衝してまいりたい、こう思っている次第でございます。

○河田賢治君 共済組合のことで、年金の額の改定についての沖繩の問題について三問ありました。一問は和田委員が尋ねられましたので、二問だけにしぼっていきなさいと思ひます。衆議院の特別委員会調査室の調査団の報告、つまり現地からの要望ということで、既思給額の返還控除の異なる点についての措置として、「本土共済法では、共済組合期間中に受給した恩給金額を返還する場合の原則は、退職時の共済年金額から、その二分の一を控除することとしているが、沖繩の場合は年金額の十分の一を控除している。沖繩で十分の一とした理由は、本土と異なり、既思給額が、共済年金受給額に占める割合が過大なため、本土並み控除をしないと、給付額が過小となり、生活保障としての共済制度の意味をなさなくなることに上るものである。配慮すべきである。」という要望を現地の人が言っておるわけだ。

そこでお尋ねしますが、沖繩の市町村職員の中で現に職員としてつとめながら、恩給を受けている者はどの程度の数になっているか。また既思給額は多いんですね、こまかいことは言ひませんが、総額どのくらいになるか、その点をひとつ伺ひたいします。

それから第二に、この人たちが復帰して後、実際に退職し共済年金を受給する場合、毎年の年金額の二分の一を恩給の返還金として差し引かれまうことと、沖繩の現行公務員等共済組合法では、毎年十分の一ずつしか差し引かないことになっているが、退職後の生活保障をはかるという共済組合法の趣旨からみて、経過措置が必要ではないか、こういう問題です。これについてひとつ。

○政府委員(林忠雄君) 御質問の前半の、現在恩給を受けながらつとめておる人の数がどれくらいあるかということ、実は琉球政府の資料が届いておりませんので、まだつかんでおりません。ただ、現在、恩給を受けながらつとめておられる方で、復帰後、従来と同じように十分の一しか控除いたしませんから、その意味では、従来のその方々の生活を危殆におとしめる心配はないと思ひます。復帰して後、退職された方は、実は本土と同じように二分の一ということ、これは現在考えているわけでございす。これは復帰をいたしまして、給与額が、内地の、本土の公務員と同じベースで計算をいたしまして、それだけは確実に保証される。そして、現在、それ

よりも高い月給をもらっている方は、これは暫定手当ということで、現在もらっておるところまで保証することになりますので、復帰後の待遇面については、本土より苦しいということはないと思ひます。本土並みか、あるいは従来高ければ、それ以上に給与がされるということになっておりますので、そこで、復帰後に退職される方は、本土で来年金受給されるという方と経済的基礎は全く同じでございます。そこで、本土との均衡上、二分の一ずつ引いたといたしましても、沖繩の方が、特に沖繩の特殊事情で、本土並みでは困るという心配はないものと、こう考えております。従来、十分の一しか引かれなかった方は、そのまま十分の一で今後やっておりますので、復帰後、退職される方は本土と同じでございます。本土で退職される方と、経済の面においても、待遇の面においても全く差異はございせんから、さうお困りになるといふ心配はないと、さういふふうに考えておる次第でございます。

○河田賢治君 それから、この同じ要望の中に、「本土と同様に昭和十八年四月一日から内務次官依命通達により設立された沖繩町村吏員恩給組合の組合員は約八百人と推定されているが、戦前何らの措置もされないうまま、同組合は消滅状態となつてゐる。これらの組合員は掛金の積立も行つてゐたものであり、行政分離がなかつたとすれば、本土同様共済制度に引きつがれてゐたものであり復帰措置で救済する必要がある。」という要望が出てゐるわけですね。これについてはどうですか。

○政府委員(林忠雄君) ただいまの御指摘の問題につきましては、結論として前向きに考えております。つまり、同じ沖繩の中でも、沖繩県と那覇市については、すでにそういうものは救済されておりますし、沖繩の中での特権という問題もありません。ところが、実態は現在まだつかめてないわけですから、そこで現在、しかし、復帰いたしましたので、実態をつかむように努力をしておるわけでございす。実はこの要望が出てきたのが非常に

最近でございまして、昨年、沖繩復帰の段階では、むしろ、御要望としては、何かもつとつましやかと申しますか、そういう人は気の毒だから、一時金が見舞い金でもくれという話が出てきた段階でございまして、そのときはそれに考えておいたわけでございまして、趣旨といたしましては、そういうさやかな要求ではなくて、最近出てまいりましたのは、すでに年金の受給年限に従前から達しておる者は何とかすべきでないか。見舞い金や一時金でなくて、何とかすべきだという議論になりまして、そこでまた、沖繩の中でも、那覇市のように、すでにつくっているところもありますので、実態をもう少し調べました上で、それぞれ、関係町村にやってみるか、あるいは共済にやってみるか、関係町村から財源を納入してもらるか、何らかの措置を講じたい、こう思っている次第でございまして。

○河田賢治君 同感なんです、御承知のとおり、沖繩は沖繩県民がみずからの意思で共済組合がなくなつたわけじゃないんです。沖繩がサンフランシスコ条約で分離されたということは、強制されているわけですね。もうそういう中で共済組合という制度がなくなつた。本土では、一応町村はまだできたわけですが、やはり、その点で沖繩の県民というものは、そういう意味で非常に大きな被害を受けているのであって、したがって、たとえば、戦後農地改革で地主さんがだいが損をしたとて、地主は補償金をもらったですね。海外やなんかでも取っている人があつた。ずいぶんいろんな、われわれから見たら理屈にならぬことまで、ある程度の補償をしたわけですよ。そうすると、沖繩県で、みずからの意思によらずして、そういう共済制度がなくなつたときは、やはり本土がつくつたときと同様に、多少の、掛け金の問題や、いろいろありましようけれども、ここはやはり何と申しますか、そういう特殊な事情のもとであつたということを考慮して、やはり数にしたらうとなくさんじやないと思うんですよ。だから、この点はひとつ早急に沖繩県の町村の諸君の、すでに退職した人なんかも一応調べて、そして合理的な適切な処置を早くともしてもらいたい、こう思うのです。

○政府委員(林忠雄君) 沖繩に関する配慮については、まさに御指摘のような考え方で対処してまいりたいと存じております。

○委員長(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(玉置猛夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○寺本広作君 私、ただいま可決されました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、各派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方公務員共済制度の改善について、特に左の諸点に検討を加え、早急にその実

現を図るべきである。

一、退職年金等の額の改定については、最近の物価、地方公務員の給与等の著しい変動に対応する具体的なスライド基準を設けて、すみやかに措置すること。

また、退職年金等の改定の遅れについても、さらに短縮するよう検討すること。

二、短期給付にかかる組合員の負担を軽減するため、国の財源措置によって掛金率が一定限度をこえないよう措置すること。

三、沖繩県における短期給付の掛金率については、同県の医療制度の整備拡充が行なわれるまでの間、特例措置を設けるよう検討すること。

四、遺族年金の支給要件については、他の公的年金制度との均衡を考慮して、その緩和措置を講ずること。

五、年金制度施行前の職員期間の通算にあつては、退職時期等による制限を緩和すること。

六、退職年金等の最低保障制度については、その改善を検討すること。

七、短期給付制度を適用しない共済組合については、福祉事業を行なうよう検討すること。

八、土地開発公社の職員については、団体共済組合制度を適用するよう検討すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(玉置猛夫君) ただいま寺本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(玉置猛夫君) 全会一致と認めます。よって、寺本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡海自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許し

ます。渡海自治大臣。

○国務大臣(渡海元三郎君) ただいまの附帯決議につきましましては、御趣旨を尊重し、善処いたします。

○委員長(玉置猛夫君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(玉置猛夫君) 次に、地方制度調査会設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言願います。

○神沢清君 法案の内容は、委員の人数を一名から二名にするというふうなことでありまして、なお、その趣旨の説明をお聞きをいたしました。別に異論のあるところはございせんが、この機会に、調査会そのものについて少し勉強という意味からもお尋ねをしておきたいと思うのですが、しかしこれについてもこの委員会の中には調査会の委員の方々がおられるようでありまして、はなはだお尋ねにくいようなかわり合ひもありまして、まあ失礼のところがありましてどうか御勘弁を願っておきたいのですが、法律を見ますと、大体調査会の目的というのが、「日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加える」というきわめて高次元の目的が規定をされているわけでありまして、けれども、そこで、その目的に対して調査会発足以来どういうふうな機能をしておるかというふうな点を少し聞かしていただきたいと思います。つきましては、発足以来今日までの経過のあらましというふうなものを、簡単にいいですから説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(菅川進夫君) 地方制度調査会は、昭和二十七年の八月に設置をされたわけでありま

す。委員を改選するたびに第何次という表現を使っておりますが、現在第十五次の調査会となっておりますのでございます。この間に二十六回答申をいただいております。この中には二回中間答申がございまして、この答申をいただきました内容について簡単に申し上げますと、最初第一次の調査会におきましては、いわゆる占領体制からの脱却ということに伴ひまして、新しい地方行政のあり方を検討すべきであらう、こういう角度からかなり広範な御答申をいただきました。これに基づいてそれぞれの関係法律を改正する等の措置をいたしましたのであります。その後、たとえば第五次の地方制度調査会におきましては、たゞいま御議論になりました公務員の退職年金に関する答申、こういう御答申をいただきました。また、第八次の調査会におきましては、地方開発都市の建設に関する答申、それから同じく広域的行政の共同処理に関する答申をいただいております。また、同じ第八次の答申におきまして、これらとも関連をいたしまして、国と地方団体及び地方団体相互間における連絡調整に關してどのような措置を講ずべきかという御答申もいただいております。

また、この八次の答申におきまして、特別区の合理化、これは主として都と特別区との関係でございますが、事務の配分でありますとか、あるいは区の統廃合というような関係について御答申をいただいております。それから第十二次、第十三次、この両調査会におきましては、広域市町村圏に関する御答申をいただいております。これらの点につきましては、若干まだ具体化していない点も一、二ございまして、なおおねこの御答申の趣旨に沿ひまして所要の改正を行なっております。このほか、地方税財政に關してもしばしば御答申をいただいております。毎年度地方財政は非常に困難なことが多いものでございまして、そういう際に、当面の財政措置に關する答申という形、たしか十回あまり御答申をいただいております。そのほか、交付税制度の創設に關する答申、あるいは赤字団体の財政

再建に關する答申、あるいは都道府県民税、たゞ消費税といったような新税の創設に關する答申、あるいは後進地域の開発に對する国庫の負担制度の改善に關する答申、そのほか地方税源、あるいは地方財源の充実、超過負担の解消等についてたびたび御答申をいただきました。その趣旨に沿ひましてそのつど措置を講じてまいつたところでございます。

ただ、こうした中で二、三のかなり大きな改正問題につきましては、御答申をいただきましたけれども、現在まだ表現をしていない点が若干ございます。それは一つは、地方制案という、いわゆる道州制といわれたものでございまして、府県にかわりまして地方制というものをつくつたらどうであらうかという御答申、これは第四次の調査会でございます。これは今日まで、諸般の情勢から、実現をみておりません。それから府県合併に關する答申、それから地方公共団体の連合に關する答申、この二つにつきましてはこの国会に法案を提出いたしました。このような事情がございまして、これは御承知のことであらうかと存じます。

概要、以上のような経過でございます。

○神沢清君 わかりました。たいへん精力的な取り組みで続いていると思うのですが、ただ、まあ、そこで、これはたいへん恐縮な言い分でありまして、私などの耳にも入ってきいている問題が相当ある。というのは、どうも地方制度調査会というのは自治省のPTAみたいなものじゃないかというふうなことをいわれるのです。というのは、御存じのように、法律の二条を見ますと、「内閣総理大臣の諮問に應じ、前条の目的に従つて地方制度に關する重要事項を調査審議する」、こういうふうな規定されているのですが、しかし、一条のきわめて高い次元の目的が定められていて、ただ問われたものに対して答申をするというだけの機能ではこれはもう足りないものであつて、むしろやはり建設的の性格というふうなものをこの調査会は持つべきではないか

というふうな感じがするわけなんです、何か、むしろ政府のほうが一つの方針を定める、自治省がいずれかを構想する、そういうものに対して諮問が行なわれる。結局それに應じたような答申がなされて今日に至つていふようなことより、政府の考え方がどうであらうか、自治省の構想がどうであらうか、そういう調査会は独自の立場に立つて、まさに一条の目的に規定されておりますように、日本国憲法の基本理念に基づいて地方制度はいかにあるべきかという一種積極的な、能動的な意見を建議をしていくというふうな、こういうふうなものでなければならぬのではないかと、こういうふうな考えのすけれども、今日までの運営の上において、そういうような点をもつてどういふあり方であつたかというような点をひとつ聞かせていただきたい。

○政府委員(皆川進夫君) 確かに御指摘のようになつております。ただ、諮問の内容はかなり広範な問題を提起をいたしております。最近における社会経済情勢の変化に伴う地方行政の変貌に對する行財政上の方策、これはどういふものであるか、こういうかなり広範な諮問をしていただいております。つまり、積極的に建議をなさるというふうなことに實質上は等しいような御検討をいただけるものだろうと思つております。

いま自治省との関係についてお話をございましたけれども、実は自治省は非常に手不足でございます。十分な調査会のお手伝いしかねるというふうなむしろ実情でございます。自治省が答申についてイニシアチブをとるというふうなことは全くございせん。できれば調査会の中に相當の機構なり予算というふうなものでも持ちまして、もう少し時間を詰めた本格的な御検討をいただきたいという気持ちはございまして、現在のこの調査会の一般的なあり方からして、なかなか思うようにはまいらないわけでございますけれども、お話をいたしました点についてはそのよ

うな御趣旨に沿つて運営をしたい、こういうふうな前々から心得ている次第でございます。

○神沢清君 いま一点だけ。そこで今度一年を二年にするわけですが、いままでのところ任期一年ということにはなつておりますが、毎年實際にはどのくらいの交代が行なわれてきておるかです。これはポストによつてかわる人たちは当然のことですけれども、そうでない方たちで、實際にはどのくらいの交代が行なわれているか、まず伺いたい。

○政府委員(皆川進夫君) 現在御審議をいただいております社会経済情勢の変貌に伴う行財政のあり方というものは、四十二年の第十二次の調査会に諮問いたしましたわけですが、その結論がまだ十分出ておりませんので、その後はずっと、主として学識経験者の方には同じ方に引き続いて御依頼をしておるという状況でございます。そういうこととありますと、任期が一年でもいいじゃないかということにもなるかと思ひますが、實際の審議の状況を見ておきますと、本格的に検討を始めていくうちに、だんだんと次の任期が切れるのが氣になつてまいりまして、中間報告でもまとめようか、こういうふうな早くも収束のことを考へなければならぬというふうな状況になりますので、これは法律的には任期が切れるものでございまして、やはりその点は、少なくとも二年程度は任期があるという前提で御審議をいただきました。こういう趣旨で改正を提案した次第でございます。

○藤原房雄君 この地方制度調査会の問題につきましては、いままでの経過等につきましてはいまお話をいろいろございまして、私はまあ構成メンバーといひますが、またそのあり方について一、二だけお伺ひしたいと思つております。現在の地方制度調査会のメンバーの選出方法とか、そういう構成の状況をちょっとお伺ひしたいと思つたのですが。

○政府委員(皆川進夫君) 調査会の委員は五十人以上で構成することに相なつておりまして、そ

のうち国会議員の中から選出をいただきます方々が衆議院と参議院で十七名でございます。それから地方公共団体の連合体から互選をいただいております方が十二名、これです約三十名近くなるわけでございますが、そのほかに、一般学識経験者及び関係行政機関からの経験者の中から選任をいたしております。この学識経験者なり、関係行政機関のほうは、その職務の関係で出てくるわけでございますが、一般の学識経験者につきましては、総理大臣がいろいろな角度からこれを御任命になるわけでございます。特別な推薦の形式あるいは方法というものはございません。

○藤原房雄君 確かに国会議員、それから地方公共団体から五十名のうちの半分以上ですね、二十九名、三十名近くの方が選ばれるわけでありまして、それはそれなりにわかるわけでありまして、けれども、どちらかというと、そのあと学識経験者または関係行政機関の方々につきましては、内閣総理大臣がきめるという。どうしてもこういうメンバーでいろいろな審議をなさるといふことになりまして、行政側に立った意見というものが強く反映するような構成というふうな気がするわけですが、やはりこれは国民の声というものが十分に反映する、国民の側に立った審議というものがやはりこの委員会の中にも十分に反映できるようにな形、これは国会議員の方々がいらつしやいますからあれでありますけれども、そういうことも十分に検討した上での構成メンバーにはなっておりますけれども、この審議期間の全体を通じて、構成メンバーのいまお聞きした範囲内から考えますとそういう感じがするわけですが、こういう問題について、まあ激動するこの社会の中にありまして、この委員の期間を一年から二年にしたということでもあります。これに伴ってこの構成メンバーのことについても検討する必要があります。あるのではないかと申すのですけれども、こういうことについてどういふふうにお考えですか。

○政府委員(皆川迪夫君) 確かに長年にわたって

審議委員になつてゐる方が非常に多いのではないかと御指摘もいただいております。そのほかに御指摘のありましたような御意見も伺っておりますので、まあ私たちがしましては、なるべく広く各界各層の意見をここに反映させていただけるようにという気持ちでおるわけでございますが、具体的にこの実現が非常にむずかしいと思つて、あるいはいまお話をうけたまはるにあたりましては、なるべくそういう点を考慮して選任をしていただくようお願いをしたいと思います。

○国務大臣(渡海元三郎君) いま御指摘のように、六団体の委員また国会議員のほうから出ておられます関係上、全体といたしましては行政ベースの者が多いのではないかと申すのでございまして、学識経験者の中にはいま言いましたような、藤原委員御指摘のような民間の声を聞くということとで、各界の方を網羅して学識経験者をお願いしておるという姿でございます。今回提案いたしております二年ということも、単に当面の問題を解決していただくようないままです。答申ばかり、いま神沢委員から御指摘になりましたような運営に流れております。変動する社会情勢に際して、少し抜本的なものを研究していただく時期にきておるのではないかと申すのでございまして、おのづから次第でございます。今回、現在の委員をそのまゝ一年間延期するといふふうにはいたしません。法律は送りますが、そういう気持ちでひとつ取り組んでいただきたいといふことを申し上げましたために、運営面においてはそういうふうなつもりでいま運営しておりますので、暫定的にそういうふうな一年延期していただいておりますが、いま申しましたように、次回へ答申を議するのだという気持ちでなしに取り組んでいただく。いま申し上げますような問題に一応の解決を与えていただきたいと思います。いま藤原委員御指摘のような方法でできるだけ民意を尊重するものを選択していただけるもの、かように将来は期待いたしております。

ような次第でございます。

○藤原房雄君 ひとつ、こういう非常に激動する社会情勢の中にありますので、やはり五年、十年たちますと、非常にいろいろな問題が變つてまいります。それ相応にこういう制度の改正も行なわれるわけでありまして、やはり構成委員の任期を延ばす、これも必要でありましようけれども、これに伴つて構成メンバーについても十分ひとつ検討していただきたいと思います。

それから去年の委員会だと思つたが、地方制度調査会のあり方につきまして、私、イギリスのモード委員会のことを申し上げまして、当時の秋田自治大臣から非常に前向きな答弁があったわけでございますけれども、その後自治省といたしましていろいろ検討なさつたと思つたのであります。その後どういふ検討をなさつたのか、また、今後のあり方についてどういふお考えになつていらつしやるのか、これらのことについて最後にお聞きしたいと思つたのです。

○政府委員(皆川迪夫君) イギリスのモード委員会、これに限らないと思つたが、いろいろな王立委員会と言われますイギリスの委員会は、かなり、少数の方々に二年なり三年、たしかモード委員会は三年であつたと思つたが、期限を与えて、しかも毎週、午前午後にわたつて二回あるいはそれ以上も開催すると。それから、独立の事務機構を持つ、あるいは学者先生方等に専門的な調査に参加していただく、こういうふうな徹底した一つの機能を与えているようになっておるようでございます。

日本の地方制度調査会につきましても、ほんとうに基本的に重要な問題について一つの案を立てるとすれば、確かにお話のようなことも一つの御意見であるかと思つた。ただ、日本の調査会、審議会等は、日本なりの、従来のいろいろな慣例といひますか、そういうものがございまして、なかなかそういう十分な委員会機能を与えてもらうことがむずかしいのであります。これは、運営の面におきまして、部会の構成とか、あるいは

は担当する問題の取り上げ方等によりましては、かなりそういった角度で突っ込んだ御検討がいただけるんじゃないかというふうに思つたので、実はまだはつきりした用意はいたしておりませんけれども、いまお話をいたしましたような形に近いような運営をしていきたい、かように考えております。

○国務大臣(渡海元三郎君) わが国におきましても、前に行政改革の問題等で、特別の問題を精力的に、いま神沢委員御指摘のような行政ベースではなしに、ほんとうに第三者的な学識経験者の意見として取り上げてやるといふ姿でつくられたことと申す。地方制度調査会も、発足の当時におきまして、まあ日本の地方制度というものが、従来の制度の上に占領軍が入つてまいりました、アメリカの占領軍のもとに新しい地方制度として発足したんでございまして、独立と同時に独立の体制に際した地方自治体はいかにあるべきかといふことで、地方制度調査会が発足し、それなりの役割りを果たしてきたんじゃないかと申す。

しかし、その後の運営状態をながめまして、いま神沢委員御指摘になられましたように、神沢先生、前に御質問ございましたとおり、むしろ自治省のPTAじゃないかと、こう世間が言われておる姿であることは事実でございます。しかし、私、今度二年に提案いたしましたのも、単に当面の問題、PTA的な問題だけでなくして、移り変わります社会経済情勢に際しまして、何と申しますか、掘り下げての御審議をいただき、本来の地方制度調査会の意味での審議をしていただきたいと思つた。任期をひとつ、もちろん当面のこととも変動してまいりますので非常に重要でございますから、あわせて御審議いただきますために、二年にしたいだいたといふのが実情でございます。

ただ、モード委員会の場合におきましては、わが国と違ひまして、ある程度地方自治の制度が固まつてゐるというのではなしに、英國の地方制

第二五一七号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 福岡県田川市夏吉 森光利外千二百名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五一八号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 札幌市北区篠路町拓北七九ノ三五 神田和夫外千名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五一九号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 兵庫県水上郡柏原町北中二八六 田中勇外二百一十一名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五二〇号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 福岡県飯塚市新立岩五ノ五 川村 司外千三百五十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五二一号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 神戸市兵庫区君影町一ノ一 浜元 頼貞外二百四十二名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五二二号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東海岸町六 森山茂 登外二百八十三名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五二三号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 三重県度会郡小俣町七、四四一 立松秀吉外八百四十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五二四号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 秋田市土崎港中央七ノ一二ノ三九 保坂儀一外千四百四十三名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五二五号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 栃木県足利市利保町四六五 阿由 葉喜一外五百九十七名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五二六号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 三重県度会郡御蔵村大字長友二二 九ノ二 中西彦司外百三十七名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五二七号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 島根県大原郡木次町大字東日登八 二三 野津秀利外千七百六十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五二八号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 福岡県田川市東区松原一区 竹下 マサ子外千二百名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五二九号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島町八八九ノ一 吉田浩外四百二十七名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五三〇号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字今山九八ノ一 坂口昭正外千三百五十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五三一号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 香川県坂出市西庄町一、一八〇 大藤昇外八十六名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五三二号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市駛馬町七八 川上 洋外千三百五十名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五三三号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 佐賀市赤松町四ノ一二 小池助春 外三百二十五名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五三四号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 香川県坂出市川津町春日 鍋本久 男外四百七十二名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五三五号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 神戸市東灘区本庄町深江稲荷筋一ノ一 増本保博外二百六十三名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五三六号 昭和四十七年五月三十日受理

「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 佐賀市天祐団地二ノ二六 小柳信 夫外九百七十八名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五三七号 昭和四十七年五月三十日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願
請願者 宮崎県都城市北原町二ノ五 南
紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五三八号 昭和四十七年五月三十日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 青森県弘前市桜林町七ノ九 森内
秀次外千九十一名
紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五五三三号 昭和四十七年五月三十日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 新潟県新潟市新町一ノ一九 伊藤
ツヤ外千三百二十一名
紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五九六号 昭和四十七年五月三十一日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 京都市綾部市栗町 猪岡隆義外四
十名
紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五九七号 昭和四十七年五月三十一日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 富山県礪波市太田八、八九七 堺
一夫外千四百四十九名
紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五九八号 昭和四十七年五月三十一日受理
「市町村連合法案」反対に関する請願

請願者 山形県天童市大字天童乙一八八ノ
三 黒沼勲外二百二十九名
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一四三四号と同じである。

第二五三九号 昭和四十七年五月三十日受理
地方公務員等共済組合法改正に関する請願(四通)

請願者 三重県尾鷲市野地町二ノ四三 山
中充外二千四百六十七名
紹介議員 山崎 昇君

本人負担増を伴い、財政調整を基礎とする健康保
険法抜本改善に反対するとともに、左記事項に關
して共済組合法の改正を早急に実現されたい。

一、短期・長期給付の財源負担割合を、国庫二
十パーセント、使用者五十パーセント以上、
労働者三十パーセント以下とすること。

二、退職年金は、組合員期間二十年で俸給年額
の五十パーセント、二十年を越える場合、一
年につき百分の二を加算した額とし、最高制
限を撤廃すること。

三、退職年金算定基礎を退職時給与とし、退職
一時金を大幅に引き上げること。

四、遺族年金受給者の範囲を拡大し、受給者無
き場合の年金遺族一時金を新設すること。

五、遺族年金受給権については、組合員期間半
年以上とし、最低保障を設けること。

六、退職者の療養給付制度を新設すること。

七、労働組合専従者(離職者)については、共済
組合員として継続すること。

八、地方公務員共済組合審議会及び各単位共済
組合運営審議会委員には、関係労働組合の推
せんする者を任命すること。

九、労働運動を理由とする懲戒処分による給付
制限を撤廃すること。

理由 現行の公務員共済組合法では、給付内容、

財源、および管理・運営等において、国・使用
者の社会的災厄に対する保障責任・機能が十分
に果たされていない。

二、今国会に提案されている健康保険法改正案
は、本人負担増となる初診時五百円(現行二百
円)、薬剤一日一割につき三十円負担の新設、
入院時一部負担を百五十円(現行六十円)等を含
み、直接共済組合員をも適用対象としている。

三、負担公平の名の下に行なわれる制度間財政調
整は、政府管掌健康保険の赤字対策であつて、
必然的に、共済組合は短期掛金増となる。

第二六二三号 昭和四十七年六月一日受理
地方公務員等共済組合法改正に関する請願(五通)

請願者 三重県一志郡一志町大字田尻一四
二 長脇光子外三千七百九十一名
紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第二六二六号 昭和四十七年六月一日受理
地方公務員等共済組合法改正に関する請願

請願者 北海道函館市宮前町一〇ノ二一
古川富一外九百八十一名
紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第二六二七号 昭和四十七年六月一日受理
地方公務員等共済組合法改正に関する請願

請願者 北海道小樽市長橋二ノ二三ノ三一
新井田利昌外九百八十七名
紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第二六二八号 昭和四十七年六月一日受理
地方公務員等共済組合法改正に関する請願

請願者 北海道常呂郡端野町字耕牛内 井
上克英外七百二十七名
紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第二六二九号 昭和四十七年六月一日受理
地方公務員等共済組合法改正に関する請願

請願者 東京都日野市川辺堀之内五九〇
内山芳雄外千五百九十二名
紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第二六三〇号 昭和四十七年六月一日受理
地方公務員等共済組合法改正に関する請願

請願者 北海道余市郡余市町入舟町三九六
山内俊文外八百九十六名
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第二六三一号 昭和四十七年六月一日受理
地方公務員等共済組合法改正に関する請願

請願者 北海道釧路市南大通四丁目 浅利
昌男外六百九十五名
紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第二部

地方行政委員会會議錄第二十四号

昭和四十七年六月十二日

【参議院】

昭和四十七年七月五日印刷

昭和四十七年七月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N